

令和7年度

学生生活の手引き



鹿屋体育大学



鹿屋体育大学アスリート憲章

1. 一人ひとりが自律し、人格の形成に努めること
2. インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)を持って行動すること
3. 社会規範(ルール)を遵守し、高いプライドを持って行動すること
4. フェアプレイ精神を日常生活においても保持し実践すること
5. スポーツの楽しさを基本に、「する」「みる」「ささえる」活動を実践すること
6. スポーツの実践と科学的理論を融合し、自己研鑽に努めること
7. 地域社会と連携・協力し、スポーツを通じて地域の発展に貢献すること
8. グローバルな視野に基づき発言し行動すること

2018年10月



充実した学生生活を！

学長補佐 (学生支援担当)

藤田 英二

鹿屋体育大学は日本で唯一の国立体育大学です。本学の創設期から一貫して体育・スポーツ及び武道における専門教育と研究を日々実践し、今日に至っています。そしてこれから皆さんは、学生・教職員合わせ約1,000名の協働体として本学の一員となります。本学では前ページにある「鹿屋体育大学アスリート憲章」を制定しています。特に近年ではスポーツの世界においても「イングリティ(誠実性・健全性・高潔性)」や社会規範の遵守が求められており、それらを踏まえて自分自身、何をどのように努力すればよいのか、について自ら考え、自ら応えを導き出し、本学から創造性とバイタリティに富む人材として巣立っていくことを期待します。

また、本学では「A.C.E.KANOYAを目指そうプロジェクト(活気ある(Active) 独創的な(Creative) 精鋭(Elites)をA.C.E.KANOYAと位置づけています)」を掲げ、全学をあげて学生の皆さんのやる気を支援しています。是非、自分のやりたいこと、やるべきこと、それぞれを見極めて一生懸命に取り組み、それぞれの学生生活を充実したものにしてみてください。そこで、私からいくつかのアドバイスをしたいと思います。

大学では自ら積極的に学んで下さい！

これまでの高校生活とは違い、ほぼ全ての事項を自ら決定し、自主性を持って行動する必要があります。「これは自分自身のためになる」、「面白い」という気持ちを持ち、常に何事にもポジティブに取り組んで下さい。物事は何をするにしても「義務」と思えば「苦痛」を感じてしまい長続きしません。この4年間で体育・スポーツ及び武道に関して積極的に学び、自己研鑽を行って下さい。鹿屋体育大学は 頑張る学生を支援します！

課外活動に積極的に参加しましょう！

大学における課外活動には、人として必要なことを学ぶ場としての側面もあります。努力すること、他をいたわること、一致団結すること、育てることなどを通じて、競技力だけでなく人間性の向上も目指して下さい。近年、学校現場では体育・運動部活動の顧問・指導者不足や、子供の体力低下が叫ばれています。体力は学力とともに教育の両輪であることから、皆さんが将来運動指導者として現場に立つためにも、学生時代に主体性をもって積極的な課外活動に取り組むことは必須であると考えています。また、本学では「学生スポーツボランティア支援室」を設置し、地域と連携したスポーツボランティア活動の支援体制も整っていますので、こちらも積極的に参加してみてください。

就職支援ガイダンスやセミナーなどに進んで参加しましょう！

入学早々、就職の話はピンと来ないかも知れませんが、就職に対する考えを早い時期から定め、その目標に向かって行動することは必要です。1年生のうちから自分の適性を見極め、必要な学修や就職に関する情報を集めることを心がけて下さい。本学では色々な支援を準備しています。

最後に本学では、次の「学生支援の理念」の元に、学生支援にあたっています。この「学生生活の手引き」を大いに活用し、各人の特徴と興味を考えながら有意義で充実した大学生活を送り、是非とも自分自身の目的を達成してください。

2025年4月

学生支援の理念

近年の学生の多様化に伴い、学生一人ひとりがより充実したキャンパスライフを送るために、学生生活全般について支援することが、大学としての責務である。そのため、本学は学生の入学から卒業までの健やかな大学生活を支援することを目的として、学生生活を送る上で抱える修学上の悩みや人間関係の悩み、日常生活における悩みなど、様々な悩みをもつ学生たちをバックアップするため、学生生活全般におけるあらゆる相談(修学・履修、進路・就職、生活・経済、留学、課外活動、健康、メンタルヘルス、対人関係、ハラスメント等)に教職員組織の枠組みを越えた全学的な立場から支援する。

目次

1 大学概要

・沿革	1
・大学の概要・特色	2
・組織・機構図	3
・学生数	4
・スポーツイノベーション推進機構	5
・学内共同教育研究施設(センター)	6
・地域への大学開放	7
・競技力の向上	7
・「A.C.E.KANOYA」を 目指そうプロジェクト	7
・キャンパスマップ	8

2 学生対応の窓口

・担当部署一覧	15
・学生支援室	16
・学生なんでも意見箱	18
・届出・証明書	20
・学生生活Q&A	22

3 学生生活

・小クラス担任制度	27
・年間行事	27
・学生への連絡等	28
・学生関係諸証明書の発行	29
・個人ロッカーの貸与	30
・集会、催し、掲示等	30
・学内外の交通ルール	31
・学生の身上移動(住所変更、休学など)	34
・表彰・除籍・懲戒	36
・授業料の納入	37
・情報処理演習室の利用案内	38
・授業中のマナー	39
・敷地内全面禁煙	39
・鹿屋体育大学同窓会	40
・鹿屋体育大学厚生会	40

4 課外活動

・課外活動	41
・課外活動に関する諸手続	46
・主要行事	47

・課外活動用具の貸出物品	47
・体育施設の使用	48
・ボランティア活動	50
・体育会	50
・学外の研修施設	51

5 福利厚生

・本学独自の入学料及び授業料 特別免除制度、特別奨学金給付制度	52
・高等教育の修学支援新制度 (授業料等の減免、給付奨学金)	53
・日本学生支援機構奨学金(貸与型)	55
・その他の奨学金	57
・学生旅客運賃割引証(学割証)	58
・学生団体旅行割引証	58
・アルバイトの紹介	59
・学生宿舎	60
・国民年金への加入	61
・福利厚生施設(大学会館)の利用案内	62
・その他福利厚生施設	65

6 就職

・就職支援	66
-------	----

7 健康管理

・保健管理センター	68
・保険制度	72

8 附属図書館

・附属図書館	74
--------	----

9 国際交流と留学生

・国際交流と留学生	78
-----------	----

10 安全の手引

・交通事故	79
・からだと心の健康	80
・安全な日常生活を送るために	83
・ハラスメント	88
・情報セキュリティ	89
・火災	91
・地震(おおむね震度5弱以上の場合)	91
・防犯	92
・スポーツ事故(授業、課外活動)	93
・安否確認	93
・実技活動中に起こりやすい	
・傷病の症状とその応急処置	95
・救命処置(心肺蘇生法と救命処置 AED)	99
・実験室における一般的事故と安全管理	100
・実験器具・薬品と安全	101
・人を対象とする実験について	102
・動物を対象とする実験について	102

11 研究活動等の不正行為防止

・学生を巻き込んだ不正行為に注意!	103
-------------------	-----

12 諸規則

・諸規則	105
・緊急時連絡先	108
・個人情報の取り扱いについて	108
・学生歌	108
・鹿屋体育大学エンブレム	108
・マスコットキャラクター「バララン」	108
・地域密着スポーツブランド 「Blue Winds」	108

1
大学概要

2
学生対応の窓口

3
学生生活

4
課外活動

5
福利厚生

6
就職

7
健康管理

8
附属図書館

9
国際交流と留学生

10
安全の手引

11
研究活動等の
不正行為防止

12
諸規則

治 革

1

大学概要

年 月 日	記 事
昭和56年10月1日	鹿屋体育大学設置
昭和59年4月1日	学生受入れ
昭和60年4月1日	外国語教育センター設置
昭和62年4月1日	海洋スポーツセンター設置
昭和63年4月1日	大学院体育学研究科(修士課程)設置
昭和63年5月25日	保健管理センター設置
平成5年10月1日	開講10周年記念式典(開学12周年、学生受入れ後10回目の開学記念日)
平成6年5月20日	スポーツトレーニング教育研究センター設置
平成10年12月1日	スポーツ情報センター設置(学内設置)
平成13年4月1日	生涯スポーツ実践センター設置
平成13年9月30日	開学20周年記念式典
平成15年4月1日	アドミッションセンター設置
平成15年4月1日	三学期制から二学期制へ移行、学部7講座制から3系制に移行
平成16年4月1日	国立大学法人鹿屋体育大学設立
	大学院体育学研究科(博士後期課程)設置
平成18年4月1日	体育・スポーツ課程をスポーツ総合課程に名称変更
平成19年4月1日	大学院体育学研究科(博士後期課程)の定員2名増
平成20年4月1日	体育学部第3年次編入学の定員10名増
平成21年8月1日	東京サテライトキャンパス開設(令和3年12月31日廃止)
平成21年10月1日	東京サテライトキャンパスで大学院体育学研究科(修士課程)の学生受入れ
平成23年4月1日	外国語教育センターから国際交流センターへ名称変更
平成23年9月24日	開学30周年記念式典
平成27年9月12日	スポーツパフォーマンス研究棟竣工記念式典
平成28年4月1日	筑波大学との共同専攻設置
	・大学院体育学研究科スポーツ国際開発学共同専攻(修士課程)
	・大学院体育学研究科大学体育スポーツ高度化共同専攻(3年制博士課程)
平成30年4月1日	スポーツパフォーマンス研究センター設置
令和3年6月1日	キャリア形成支援センター設置
令和3年9月25日	開学40周年記念式典
令和4年10月28日	鹿屋体育大学ビジョン「NIFS NEXT30」策定
令和5年1月1日	スポーツイノベーション推進機構設置

大学の概要・特色

昭和56年10月に国立大学としては初めての体育系単科大学(体育学部)として設置され、昭和59年4月に第1期の学部学生を受け入れ、今日まで体育・スポーツ、レクリエーション及び武道に関する科学的な基礎知識を身につけ、幅広い応用力と優れた実技の指導能力をもつ体育指導者の養成を行っています。

また、昭和63年4月には大学院体育学研究科修士課程体育学専攻を設置し、第1期の大学院(修士課程)学生を受け入れ、より高度の専門指導者・研究者の養成を行っています。

さらに、平成16年4月から国立大学法人として新たにスタートしたと同時に、大学院体育学研究科(博士後期課程)を設置し、大学院博士後期課程体育学専攻の学生を受け入れ、これまでにない学際領域の分野を開拓し、実践に結びつけることができる独創性のある高度専門指導者の養成に重点を置いた教育・研究指導に取り組んでいます。

平成28年4月には筑波大学との共同専攻として、大学院体育学研究科修士課程スポーツ国際開発学共同専攻及び3年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻を設置し、第1期の学生を受入れています。

◎本学の特徴

本学は、国立大学法人の中で、全国でただ一つの4年制体育大学として、競技スポーツ、生涯スポーツ及び武道の振興並びに健康の保持増進について教育研究を行っています。また、これらスポーツ、健康に関して教育研究を行えるだけでなく、健康で明朗な人間性と社会性・国際性を身につけた国家・社会の形成者となるための人間教育も重視しています。このような観点から次の特色を有しています。

学部

- ・体育・スポーツの実践的な指導者の養成
- ・自他の敬愛と協力の精神の涵養

大学院修士課程体育学専攻

- ・体育・スポーツの高度な専門指導者・研究者の養成
- ・スポーツの科学研究の推進

大学院修士課程スポーツ国際開発学共同専攻

- ・スポーツ・体育・健康に関する理論的実践的な知識を英語で行われる授業によって学び、国際平和と友好、豊かな地域生活の想像に寄与できるような人材を養成

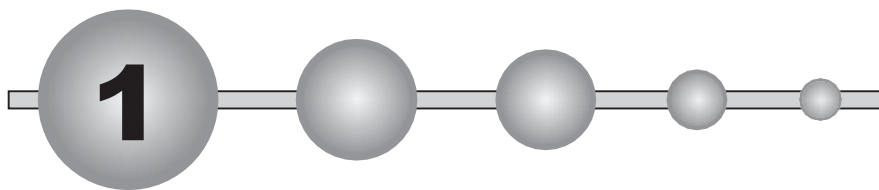
大学院博士後期課程体育学専攻

- ・生涯スポーツ又は競技スポーツの分野において、これまでにない学際領域の分野を開拓し、独り立ちした研究に基づく成果を実践に応用できる独創性のある実践的な指導者となる人材を養成

大学院3年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻

- ・大学体育スポーツの高度化を実現することができる大学体育スポーツ現場の教育指導と研究の循環を効果的に行える、学術的職業人としての体育教員を養成

- ・競技スポーツの振興
- ・生涯スポーツの振興
- ・武道の振興
- ・海洋スポーツの振興
- ・国際交流及び大学開放事業の推進

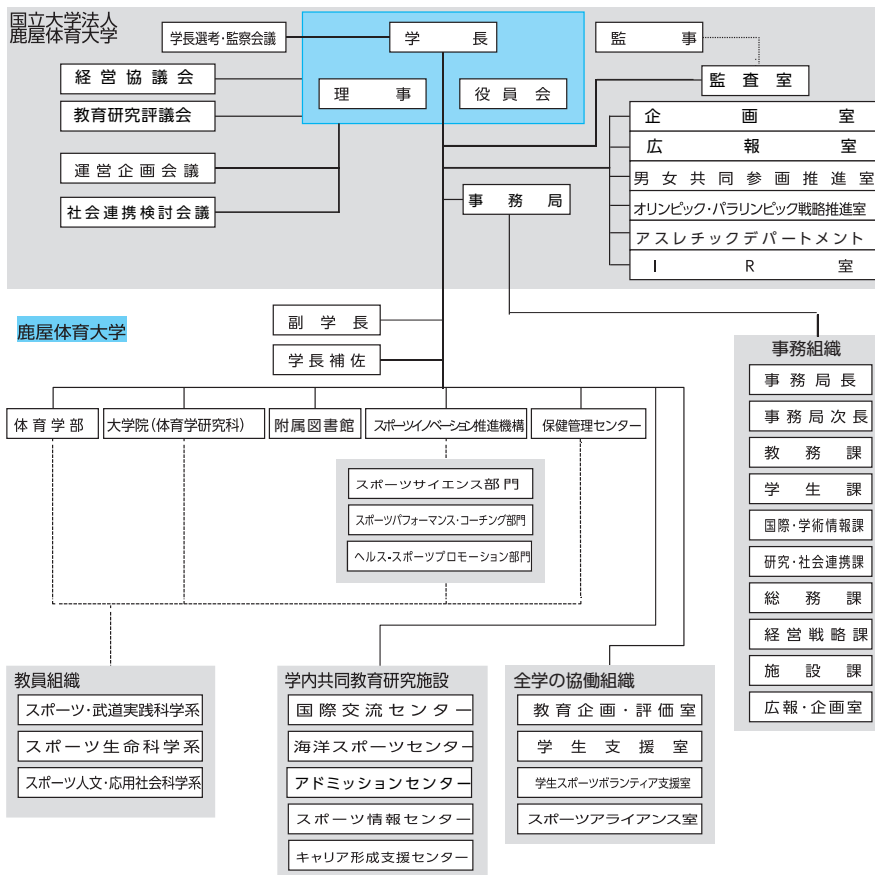


大学概要





組織・機構図





学 生 数

○学 部

令和6年5月1日現在

区 分		在 学 者 数								計		卒 業 生 計 S62 年度～ R 5 年 度 (1 9 8 7 - 2 0 2 3)
		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次				
体 育 学 部	スポーツ総合課程	128 (32)	－ －	129 (28)	1 (0)	148 (37)	1 (0)	153 (40)	－ －	558 (137)	2 (0)	4,536
	武 道 課 程	49 (17)	－ －	53 (13)	－ －	52 (17)	－ －	56 (18)	－ －	210 (65)	－ －	1,946
計		177 (49)	－ －	182 (41)	1 (0)	200 (54)	1 (0)	209 (58)	－ －	768 (202)	2 (0)	6,482

○大学院(修士課程)

研 究 科	専 攻	在 学 者 数				計		修 了 生 計 H 1 年 度 ~ R 5 年 度 (1989 - 2023)
		1年次		2年次以上				
体 育 学 研 究 科 修 士 課 程	体 育 学 専 攻	15 (2)	1 (0)	16 (3)	1 (0)	31 (5)	2 (0)	622
	スポーツ国際開発学 共 同 専 攻	3 (1)	1 (1)	1 (0)	—	4 (1)	1 (1)	9

○大学院(博士課程)

研 究 科	専 攻	在 学 者 数						計		修 了 生 計 H 1 年 度 R 5 年 度 (1989 - 2023)
		1年次		2年次		3年次				
体 育 学 研 究 科 博 士 後 期 課 程	体 育 学 専 攻	6 (1)	—	6 (2)	1 (1)	16 (5)	1 (1)	28 (8)	2 (2)	66
体 育 学 研 究 科 3 年 制 博 士 課 程	大学体育スポーツ 高度化共同専攻	2 (2)	—	2 (0)	—	7 (2)	—	11 (4)	—	7

○大学院(博士課程)

研 究 科	科 目 等 履 修 生		研 究 生 (学部及び大学院)		聴 講 学 生 (特別聴講学生含む)	
在 籍 者 数	14 (6)	1 (1)	3 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)

()内は女性で内数 網掛けの項目は外国人留学生で内数



スポーツイノベーション推進機構

【研究・社会連携課研究支援係】

スポーツイノベーション推進機構は、本学において、アスリートの育成や様々なライフステージに合わせた体力・健康増進に関わるプロジェクトを行い、それらの研究・プロジェクトで得られた知見に基づいて、体育・スポーツ分野における運動実践の指導モデルを構築し、その成果を広く社会に還元するとともに、高度で良質な実践的指導者を育成するために、本学の研究資源を統合し、先端的な研究の推進を図ることを目的として、令和5年1月に設置されました。

機構の目的を達成するため、以下の3つの部門とその部門の業務を支援する2つの室を置いています。各部門・室では以下の業務を主に行います。

◎スポーツサイエンス部門

- (1) 体育・スポーツ科学基礎・応用研究事業
- (2) 科学的知見の活用推進事業
- (3) スマートスポーツ事業

◎スポーツパフォーマンス・コーチング部門

- (1) 体育・スポーツ実践研究事業
- (2) スポーツパフォーマンス研究事業
- (3) スマートスポーツ事業

◎ヘルス・スポーツプロモーション部門

- (1) ヘルスプロモーション研究事業
- (2) スポーツプロモーション研究事業
- (3) スマートスポーツ事業

◎教育支援室

- (1) 高度化教育モデル事業

◎リサーチアドミニストレーション室

- (1) 研究推進に関する方策の企画, 立案, 調整



学内共同教育研究施設(センター)

◎国際交流センター

→【国際・学術情報課国際交流係】

グローバルに活躍し得る人材養成を目的として、外国語教育や異文化理解に関する教育研究を行っています。

また、学生や教職員の外国語の学習・研究設備の共同利用や大学間交流協定校からの学生の受け入れ及び本学学生の海外派遣等の国際交流事業を推進するとともに、公開講座なども開講し、地域住民へのソフト・ハード両面における情報提供と交流を目指しています。

◎海洋スポーツセンター

→【研究・社会連携課研究支援係】

海洋スポーツに関する理論教育・実技指導及び研究活動を行うほか、広く海洋スポーツに関する研修会・講習会の開催、課外活動等にも活用し、実践的指導者の養成、競技力向上及び生涯スポーツとしての底辺拡大を目指します。

また、公開講座の開催や関連団体のセンター活用など、可能な限りでの施設開放に取り組み、各事業・活動・研究成果などの情報を学内外へ発信することによって、幅広い海洋スポーツの振興に努めています。

◎アドミッションセンター

→【教務課入試係】

総合型選抜(SS)入試の企画、広報及び実施に関する業務のほか、入学者選抜方法に関する調査研究等を行っています。特に、広報業務においては、大学説明会の実施、進学説明会への参加、受験生の施設見学への対応、大学案内の配布等積極的な活動を展開しています。

なお、本学で行う総合型選抜(SS)入試は、本学のアドミッションポリシーに基づき、強い入学意欲と高い競技能力を持った者(スーパースチューデント[SSJ])を選抜する試験であり、国際大会で活躍できるような人材の育成を支援しています。

◎スポーツ情報センター

→【国際・学術情報課情報システム係】

学内の情報処理機能の高度化と学外の情報ネットワークとの連携を推進し、マルチメディアを活用した教育・研究に資するとともに、情報の発信を通して体育・スポーツの進展に寄与することを目的とした学内共同利用施設です。

情報を活用した教育研究活動を支援します。

◎キャリア形成支援センター

→【教務課キャリア支援係】

令和3年6月、学生の専門教育及び就業力教育並びに就職支援を併せたキャリア形成に関する企画、調査・分析、評価及びキャリア教育の改革・改善の実施の強化を目的に、平成20年にキャリア形成支援室として設置していた室から学内共同教育研究施設として改組したものです。

地域への大学開放

一般市民の方々を対象としたスポーツ教室などの公開講座及び学術研究の成果と地域住民の方々へ還元するための学術講演会を実施しているほか、教育研究の実施に支障のない範囲で大学施設を積極的に開放しています。

「A.C.E.KANOYA」を目指そうプロジェクト

本学は、“活気ある(Active) 独創的な(Creative) 精鋭(Elites)”を「A.C.E.KANOYA」と位置づけ、そのような文武両道を兼ね備えた人材の育成を「A.C.E.KANOYA」を目指そうプロジェクトとして全学をあげて支援しています。

教育・研究、競技力向上及び生活支援に係る事業等ありますので、ぜひ活用して「A.C.E.KANOYA」を目指し充実した学生生活を過ごしてください。



競技力の向上

競技力の向上を図るため、本学のもつ教育研究施設・設備等及び指導者スタッフを最大限に活用して、科学的なトレーニング理論と方法の開発を行い、高度の技術指導を行うこととしています。

また、平成10年度から、TASS(Top Athlete Support System)プロジェクトを発足し、スポーツ医科学等の専門家からなる構成員により、競技力向上のための具体的方策を提案しています。

さらに、運動による健康の保持増進に関する研究を地域社会との連携・協力の下に展開するPALS(Promotion of Active Life Style)プロジェクトを推進しています。



キャンパスマップ

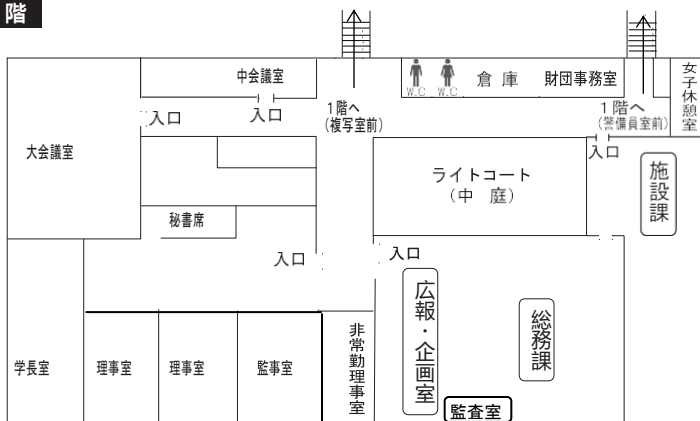
- ① 管理棟
- ② 附属図書館・国際交流センター
- ③ 水野講堂
- ④ 実験研究棟
- ⑤ 講義棟
- ⑥ 大学会館
- ⑦ 保健管理センター
- ⑧ 大学院棟
- ⑨ スポーツトレーニング教育研究センター
- ⑩ 総合体育館(主体育室・体操練習室・ダンス練習室・トレーニング室)
- ⑪ 球技体育館(バレーボール練習室・バドミントン練習室・卓球練習室)
- ⑫ 屋内実験プール
- ⑬ 武道館
- ⑭ 弓道場
- ⑮ 屋外トレーニング場
- ⑯ スポーツパフォーマンス研究センター
- ⑰ 合宿研修所
- ⑱ 非常勤講師宿泊施設
- ⑲ 学生宿舎 男子寮(A・B・D・E 棟)
- ⑳ 学生宿舎 女子寮(C 棟)
- ㉑ 共用棟(管理人室)
- ㉒ クラブハウス



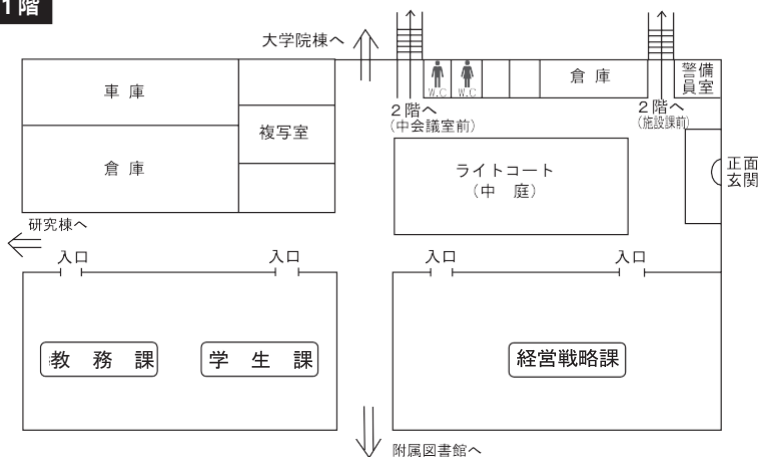


①管理棟（事務局）配置図

2階



1階



◆窓口業務時間◆

月～金（祝・祭日除く） 午前8時30分～午後5時15分

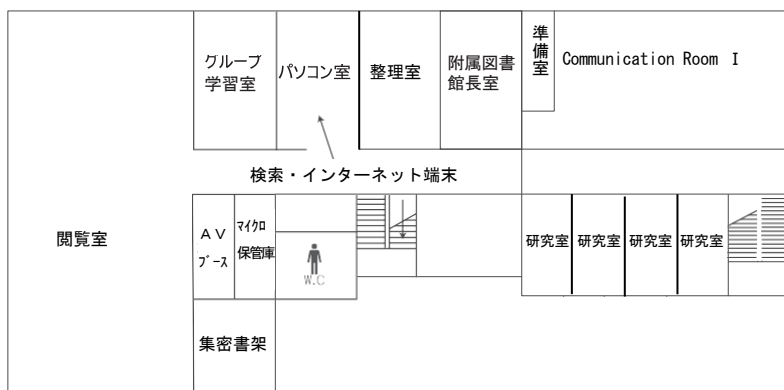
窓口業務時間を上記のように定めています。なお、大学行事等のため、臨時にこれらの時間を変更、または全面休止することもあります。その際は、あらかじめ掲示等でお知らせします。



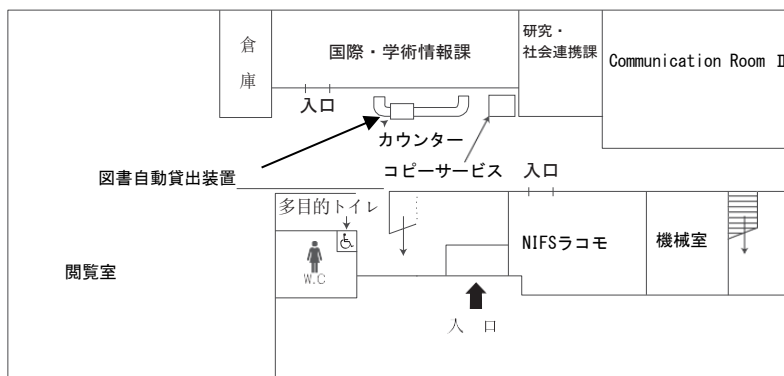
②附属図書館配置図

1

大学概要

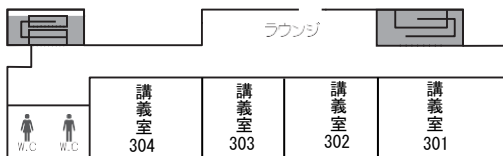


1階

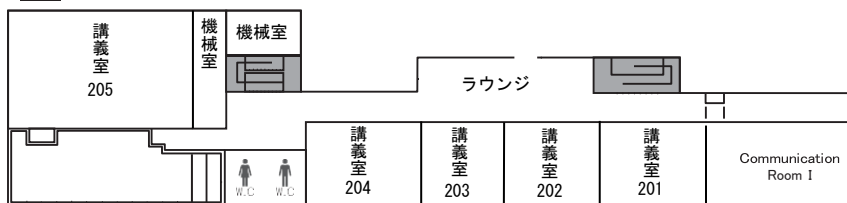


⑤講義棟配置図

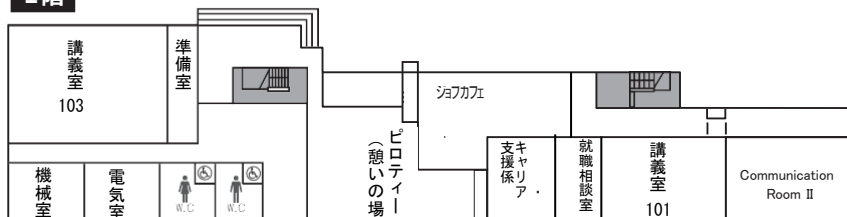
3階



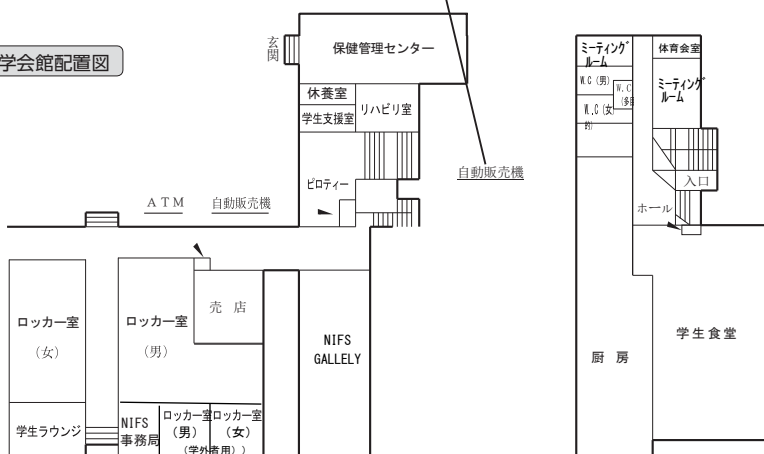
2階



1階



⑥大学会館配置図

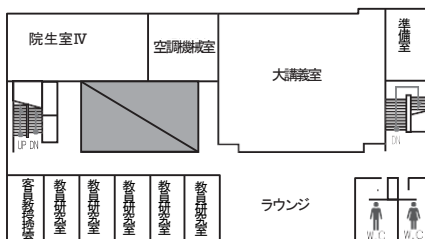


1 階

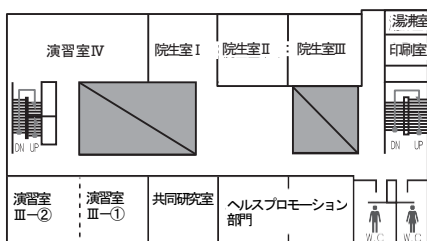
地 階

⑧大学院棟配置図

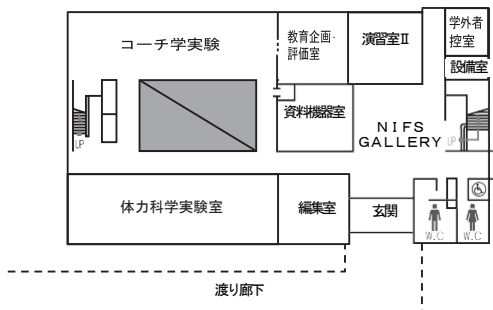
3階



2階

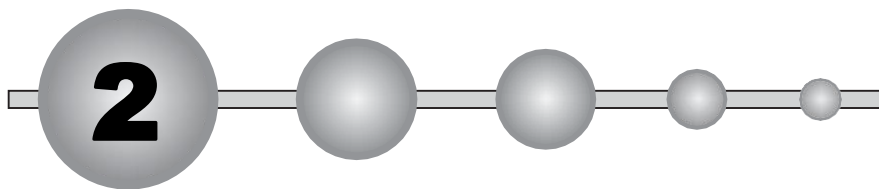


1階



1

大学概要



学生対応の窓口





担当部署一覧

学生諸君が充実した学生生活を送るためには、教育環境や生活条件を整える必要があります。

そのため、修学上の問題や学生団体の助言、奨学金、授業料免除、経済問題、個人の悩み等の学生支援業務を担当する事務組織として、学生課及び教務課等があります。

以下に、各課・係のおおまかな業務分担を記載しておりますので、大学生生活の参考とし、相談等がある場合は、気軽に担当課・係等を訪ねてください。

学 生 課	学 生 企 画 係	学生の生活指導／学生調査票／学生に対する広報／学生の賞罰／学園祭／学生なんでも相談窓口／学生の研修及び講演会／アルバイトに関すること
	生 活 支 援 係	入学料及び授業料の免除／奨学金(日本学生支援機構等)／厚生会(売店等)／学生宿舍／アパート等の紹介に関すること／学割
	スポーツ支援係	学生課外活動／体育施設(陸上競技場・総合体育館等)・大会会館内の施設(ロッカー室等)の使用／ボランティア活動に関すること／遺失・拾得物／災害傷害保険
教 務 課	教 育 企 画 係	大学院にかかる授業／成績／休学、退学等／各種証明(成績証明、在学証明書等)／講義室／科目等履修生・研究生・聴講生及び特別聴講学生に関すること
	教 育 支 援 係	学部にかかる授業／成績／休学、退学等／各種証明(成績証明、在学証明書等)／講義室／科目等履修生・研究生・聴講生及び特別聴講学生に関すること
	キャリア支援係	キャリア形成科目／学外実習／免許状・資格／就職支援に関すること
	入 試 係	入学者選抜試験／大学入学共通テスト／入試広報／アドミッションセンターに関すること
国際・学術・静蔵課	図書サービス係	図書館資料の閲覧・貸出／購入希望図書に関すること／レファレンスサービス(参考調査・相互利用等)／学術研究紀要に関すること
	情報システム係	スポーツ情報センターに関すること
	国 際 交 流 係	外国人留学生／交換留学／海外留学に関すること
研究・社会連携課	研究支援係	日本学術振興会特別研究員／研究助成／倫理審査に関すること
	社会連携係	Blue Winds 事業に関すること
経営戦略課会計室	出 納 係	入学料、授業料、合宿研修所等の使用料の納入・被験者謝金に関すること
総 務 課	職 員 係	学内のアルバイトに関すること
施 設 課	計 画 係	合宿研修所の使用申請・使用許可に関すること
広報・企画室	広 報 係	公式ウェブサイトに関すること／個人情報・情報公開に関すること
	企 画 係	未来創成基金に関すること／NIFS学生広報スタッフに関すること

2

学生対応の窓口



～ 学 生 支 援 室 ～



本学では、学生の修学・学生生活のさまざまな問題や悩みなどについて、学生支援室が窓口となり相談を受けます。

学生支援室は、病気や障がい等で修学上困難がある学生に必要な配慮や支援について相談できる窓口でもあります。秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

●面談や合理的配慮が実施されるまでの流れ

①相談の予約

学生支援室での相談を希望する学生や教職員は、相談予約をお願いします。

相談申込後に学生支援室から電話やメールで連絡し、初回面談の日時を決めていきます。

※学生支援室……電話:0994-46-4881 E-mail:g-support@nifs-k.ac.jp



②面談の実施

初回面談を行います。秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

※合理的配慮……病気や障がい等のある学生への合理的配慮の流れ



③合理的配慮の申請

次の1)～3)の書類が必要となります。 ※3)は、発達障がいのある学生のみ必須

1)合理的配慮申請書 ※HPよりダウンロード

大学へ申請する内容について学生自身が記入する書類です。

2)医療機関発行の診断書 ※発行日より3ヶ月以内のもの

【診断書の必要項目】

①診断名 ②症状や現在の状態等(②に関して修学上必要な配慮や留意点等があると望ましい)

3)検査結果報告書等(最新のもの:コピー可)



④合理的配慮の検討

提出書類および面談内容をもとに、大学へ要望する配慮や支援が提供可能なものかについて、学生支援室会議で検討します。



⑤合理的配慮の決定／関係教員・職員への配布・周知と実施

大学としての合理的配慮提供の可否を判断し、実施する支援・配慮を決定します。決定後に申請者本人へ通知し、申請者が履修(予定)する関係教員や職員へも周知し実施します。

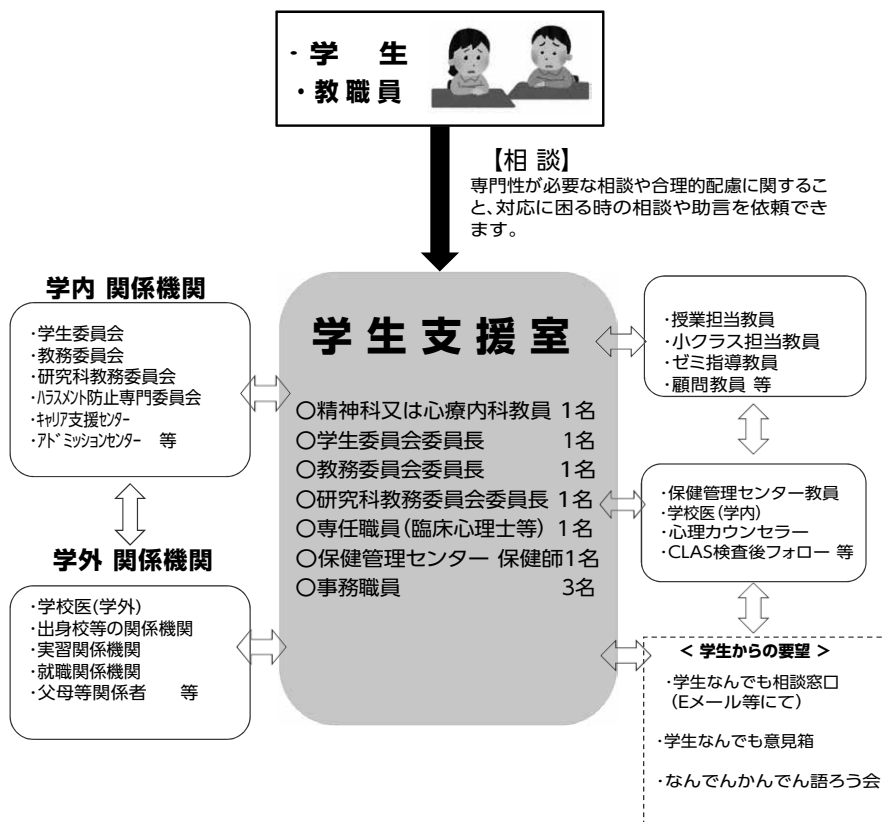


⑥学期ごとの振返り／配慮内容の継続

その時の症状に応じた支援を検討するため、修学上の合理的配慮の継続を希望する学生は、学期ごとに面談・更新手続きを行う必要があります。学期内でも、必要に応じ面談を実施し、配慮内容の変更等の相談は可能です。

※配慮支援の実施までに、1～2か月程度時間を要することがあります。

学生支援室を中心にした合理的配慮に関する支援の体制図



学生支援室へのアクセス

【場 所】 保健管理センターに隣接
(NIFS Gallery前の扉を抜けて水色のドアです。)

【e-mail】 g-support@nifs-k.ac.jp

【電 話】 0994-46-4881

身体的、精神的な障害により、授業への合理的配慮が必要な場合は、学生支援室または保健管理センターへご相談ください。

合眾約記廉中環處

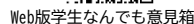
新入生用(入生 記入) 転入生用(転入 記入) 転入学用(転入 記入)		申請日:		年	月	日
(あり が な し)		学 科 名				
氏 名						
試験種		本文 (試験種別)				
スポーツ総合 / 英語 / 理科 / 簿士後援 課程						
現住所		〒				
連絡先		携帯電話 E-mail				
推薦の理由	☐ 運動得意				☐ 趣味・特技	
	☐ 読書好き				☐ 英語・成績	
	☐ 学研力強進 (現進捗)				☐ 特長等	
	☐ その他 ()					
推薦事項						
学研力強進	新課程「場」 ☐ あり ☐ なし ☐ なし			その他(理科等) ☐ あり ☐ なし ☐ なし		
推薦の理由						
☐ 入学前、修学上の配慮を受けた。						
☐ 推薦や高校について、相談できる方法、相談相手等がある。						
推薦理由に添った理由について 本申請書において提出した推薦理由とは異なる、適切な内容に基づき推薦を行うための、以下の推薦書等とすることがあります。共有に同意できる関係者にチェックを記入して下さい。なお、その他の理由に一切使用しないことを申し添えます。						
【学内推薦者】		【学外推薦者】				
☐ 進路・キャリア支援部推薦	☐ 事務部長	☐ 校長				
☐ 生活支援センター推薦	☐ 学監	☐ 生活父				
☐ 学務部長	☐ その他 ()	☐ 家庭協賛				
☐ 後援部推薦		☐ 社会福祉協賛				
☐ 職員代表	☐ その他 ()					
※ 転入 (転入学) 時の推薦を行う場合、推薦書は提出して頂きます。		推薦書:				
年 月 日						

① 通報等に関する取組	
☐ 使用装置、器具、スプレー・洗滌用品	
☐ 防護 呼吸	
☐ 服装 服装	
☐ 検体採取(検査・検診)、検体運搬等	
☐ 施設・設備	
☐ その他	
② 試験に関する取組	
☐ 検査方法の取組(△含む△)	
☐ 検体運搬、検体保管や代替の取組	
☐ 拡大検査用機の使用	
☐ 試験待機の延長	
☐ 結果報告の遅延	
☐ その他	
③ 施設に関する取組	
☐ 施設設備	
☐ 施設設備	
☐ その他	
④ その他の取組	
☐ ()	
☐ ()	
☐ ()	

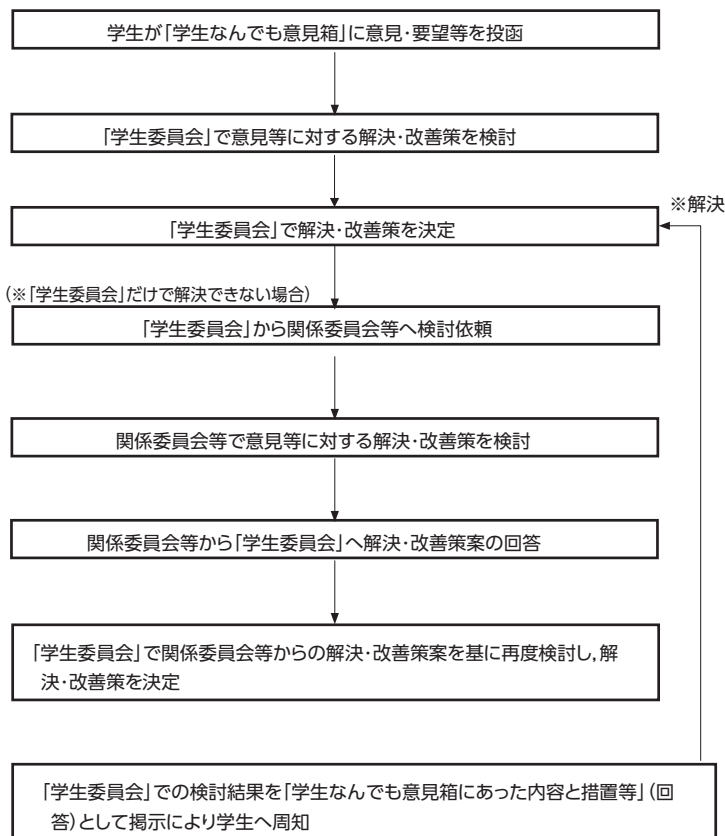
※ 必要事項は全てご記入ください。郵送時が見えない場合は、封筒(A4サイズ横式問わず)に郵送してください。
 ※ 個人用紙を複数枚提出して印刷し方が不明な場合に指導を作成することも可能です。不明な場合は、いつでもお問い合わせください。

学生が修学・学生生活に関して日頃から感じている意見や要望等で、直接、教員や「学生なんでも相談窓口」などに相談しにくい場合など、人目を気にせず何でも自由に安心して意見や要望等を広く寄せてもらふこと、そして、その意見等から学生のニーズや満足度を把握し、学生サービスの向上を図ることを目的に、平成14年度から「学生なんでも意見箱」を設置しています。

①大学院棟1階ホール ②大学会館売店前
右のQRコードからも投稿できます。



(図のとおり)





届出・証明書

学生生活を行う上での願い出、届、諸証明書等の手続きは、大きく分けると身上異動、授業関係、諸証明書、学生生活、課外活動、就職、授業料、奨学金等があります。

必要な手続きを怠ると、事務手続上支障を来すばかりでなく、学生本人にとっても思わぬ不利益や修学上支障を来す場合がありますので、十分に注意してください。

◎諸証明書・届等一覧

	こ の よ う な 場 合 に は	こ の 書 類 を	いつまでに	こちらへ提出	参 照 ページ	
身上異動に関する こと	住所・氏名・電話番号・帰省先等の変更があったとき	学 生 調 査 票 変 更 届	変更後速やかに	学生課学生企画係	34	
	病気等により休学したいとき	休 学 願	希望日の1か月前までに	教 務 課 (学 部) 教 育 支 援 係 (大学院) 教 育 企 画 係		
	休学等の期間を延長したいとき	休 学 期 間 延 長 願				
	休学等の事由の解消により復学したいとき	復 学 願				
	他大学等に転学したいとき	転 学 願	希望日の3か月前までに			
	外国の大学等に留学したいとき	留 学 願	希望日の6か月前までに			
	本学を退学したいとき	退 学 願	希望日の1か月前までに			
諸 証 明 書 関 係	学生証を紛失したとき	学 生 証 再 交 付 願	事実発生後速やかに		教 務 課 (学 部) 教 育 支 援 係 (大学院) 教 育 企 画 係	29
	在学証明書が必要なとき	証 明 書 交 付 願	希望日の3日前までに	30		
	成績証明書が必要なとき					
	卒業、修了証明書が必要なとき					
	卒業、修了(見込)証明書が必要なとき		希望日の1週間前までに			
	教員免許状取得見込証明書が必要なとき					
	学力に関する証明書が必要なとき					
	学生旅客運賃割引証(学割証)が必要なとき	旅 客 運 賃 割 引 証 交 付 願	希望日の2日前までに	学 生 課 生 活 支 援 係	59	
	通学証明書が必要なとき	通 学 証 明 書 交 付 願	希望日の2日前までに		29	
	健康診断証明が必要なとき	健 康 診 断 証 明 書 申 込 書	希望日の1週間前までに	保健管理センター	70	
学 生 生 活 関 係	学生宿舎に入居したいとき	学 生 宿 舎 入 居 願	別途通知	学 生 課 生 活 支 援 係	61	
	学生宿舎を退去したいとき	学 生 宿 舎 退 去 願	希望日の30日前までに	学 生 課 生 活 支 援 係	—	
	通学距離が原則片道1km以上あり、学内駐車場を使用したいとき(学生宿舎入居者は申請できません。)	駐 車 許 可 証 交 付 申 請 書	事実発生後速やかに		31	
	交通事故にあったとき	交 通 事 故 届			—	
	盗難等があったとき	盗 難 届	希望日の3日前までに	学 生 課 学 生 企 画 係	30	
	学内において集会等を催したいとき	任意の様式による届出			—	
	集会等で本学施設を使用したいとき					
	学内で文書等を掲示したいとき				希望日の5日前までに	30
	学内で文書等の配布・署名を求めたいとき					
	学内で募金・販売等を行いたいとき					
	学内で拡声器を使用したいとき					



	こ の よ う な 場 合 に は	こ の 書 類 を	いつまでに	こちらへ提出	参 照 ページ
授 業 料 関 係	授業料免除を受けたいとき	授業料免除申請書	別途通知	学 生 生 課 活 支 援 係	53
奨 学 金 関 係	奨学金の給付・貸与を受けたいとき	奨 学 金 申 込 書	別途通知	学 生 生 課 活 支 援 係	54・ 56
	奨学生の異動が生じたとき	異動願または各変更届	速やかに		—
授 業 関 係	履修登録が完了したとき	履 修 登 録 確 認 表	所定の期間内に	教 務 課 (学 部)教育支援係 (大学院)教育企画係	22
	公式試合等で試験を欠席し、追試験を受けたいとき	追 試 験 願	速やかに		
	授業又は試験を欠席するとき	欠 席 届		各担当教員へ	
	合理的配慮を受けたいとき	合理的配慮申請書	速やかに	学 生 生 課 学 生 企 画 係	18
就 職 関 係	就職・進学のための試験を受け、決定(内定)したとき	進 路 決 定 届	事実発生後速やかに	教 務 課 キャリア支援係	67・ 68
	卒業後の連絡先を届けるとき	連 絡 先 届	速やかに		
課 外 活 動 関 係	学生団体を設立したいとき	学生団体設立許可願	速やかに		46
	学生団体を翌年度も継続して活動したいとき	学生団体継続許可願	2月15日までに		
	学生団体の規約・事業・計画等を変更したいとき	学生団体目的等変更願	事実発生後速やかに		
	学生団体を解散しようとするとき	学 生 団 体 解 散 届	速やかに		
	前年度における学生団体の活動状況について	学生団体活動報告書	5月末日までに	学 生 生 課 ス ポー ツ 支 援 係	
	本年度の学生団体の活動予定及び構成員について	学生団体構成員名簿	5月末日までに		
	課外活動団体が学外の団体に加入したいとき	学 外 団 体 加 入 等 願	速やかに		
	対外試合・合宿・合同練習等を実施したいとき	対外試合、合同練習 実 施 (参 加) 願	希望日の10日前までに		
	対外試合等の結果を報告するとき	成 績 結 果 報 告 書	速やかに		
	課外活動等のためスクールバスを使用したいとき	スクールバス使用申込書	希望日の10日前までに		—
	課外活動等のためバス・トラック(業者借上げ)を利用したいとき	貸 切 バ ス ・ 運 搬 用 トラック利用申込書	希望日の30日前までに		
	体育施設を使用したいとき	体 育 施 設 使 用 願	希望日の7日前までに		48
	毎月体育施設を使用したいとき	体育施設使用予定表	毎月20日までに		
	合同練習等で学外者へ体育施設を使用させたいとき	体育施設一時使用申請書 体育施設一時使用料減免 申 請 書	希望日の7日前までに		
	合宿研修所を使用したいとき	合宿研修所使用申込書	希望日の7日前までに	施 設 課	
健 康 管 理	保健管理センターを利用(診察・相談を含む)するとき	保健管理センター利用申込書	随時	保健管理センター	69
	授業や課外活動、休憩時間、通学中でけがをしたとき	事 故 報 告 書	事実発生後速やかに	学 生 生 課 ス ポー ツ 支 援 係	72
	課外活動中又はその往復中、人にけがをさせたり、物を壊したりして損害賠償責任を負うおそれがあるとき				
	重点強化指定選手としてメディカルチェックを受けたいとき	メー ル に よ る 連 絡	要 事 前 予 約	保健管理センター	—



— 学生生活Q&A ~こんなときどうする～ —

掲示板を見ることから大学生活は始まります！

掲示板には、学生生活を送るために必要な掲示がされますので、掲示板を見る習慣をつけてください。

Q

授業科目の履修方法は

〈教務課教育支援係・教育企画係〉

A

4月に修学指導のためのオリエンテーション(ガイダンス)が行われるので、必ず出席してください。履修登録完了後、「履修登録(時間割表)」を教務課に提出してください。提出方法の詳細については、教務課から連絡します。なお、分からない場合は教務課教育支援係(学部)・教育企画係(大学院)までご相談ください。

Q

授業又は試験を欠席するときは

〈教務課教育支援係・教育企画係〉

A

上記窓口にて「欠席届」を受け取り、授業担当教員に提出してください。

→詳細は、「履修要項」参照

Q

公式試合等で試験を欠席し、追試験を受けたいときは〈教務課教育支援係・教育企画係〉

A

上記窓口にて「追試験願」を受け取り、受け付けを行った後、授業担当教員に提出してください。なお、欠席理由に応じて、必要書類を併せて提出する必要があります。

→詳細は、「履修要項」参照

Q

休学するときは

〈教務課教育支援係・教育企画係〉

A

病気、その他特別の事由により引き続き2か月以上修学できないときは、上記窓口にご相談の上、「休学願」を提出し許可を得てください。

→ P34参照

Q

氏名・住所等が変わったときは

〈学生課学生企画係〉

A

改姓、住所変更等、入学時に提出した学生調査票等の内容に変更があったときは、その都度速やかに上記窓口へ届け出てください。

→ P34参照

Q

授業料を納入するときは

〈経営戦略課会計室出納係〉

A

納入方法は、原則として入学時に登録した口座にて引落としとなります。引落しは、前期分が5月、後期分が10月です。引落とし口座の変更等がある場合は、上記窓口で手続きを行ってください。

→ P37参照

Q

学生旅客運賃割引証(学割証)等の交付を受けたいときは

〈学生課生活支援係〉

A

「学生割引証交付願」を上記窓口に提出し、学割証の交付を受けてください。

・学割証は、片道100kmを超える区間を乗車(船)するときに発行します。

・有効期限は3か月です。

・8人以上の団体には学生団体旅行割引があります。(上記手続きと異なります。)

→ P58参照

Q

ボランティア活動に参加したいときは

〈学生課スポーツ支援係〉

A

ボランティア活動に参加したいときは相談窓口が設置してありますので、上記窓口にご相談してください。

→ P50参照

Q

大学の物品を借りたいときは

〈学生課スポーツ支援係〉

A

バドミントンラケットや校旗、ストップウォッチ等課外活動のために物品を借用したいときは、上記窓口に申し出てください。

→ P47参照

Q

課外活動団体が提出しなければならない届け出について

〈学生課スポーツ支援係〉

A

課外活動団体を継続する場合は、毎年2月15日までに次年度の「学生団体継続許可願」を上記窓口提出しなければなりません。

・「学生団体活動報告書」及び「構成員名簿」を毎年5月末日までに上記窓口まで提出しなければなりません。

・対外試合及び本学外で合宿又は合同練習を行う場合は、「対外試合・合宿・合同練習等実施願」を(土、日、祝日を除いた)10日前までに上記窓口へ提出しなければなりません。

・対外試合に参加した場合は、「成績結果報告書」を速やかに上記窓口へ提出しなければなりません。

・本学で合同練習を行う場合は、「体育施設一時使用申請書、体育施設一時使用料減免願申請書」を7日前までに提出しなければなりません。

→ P46参照

Q

教室を使用したいときは

〈教務課教育支援係〉

A

教室を使用したいときは、教務課にある「教室予約用パソコン」から予約してください。

Q

学内で忘れ物や落し物をしたとき又は他人の物を拾ったときは

〈学生課スポーツ支援係〉

A

届け出のあった忘れ物や落し物は、上記窓口で預かっています。忘れ物や落し物をしたときは、直ちに上記の窓口にお問い合わせください。他人の物を拾ったときも上記窓口へ届けてください。

Q

学内で盗難にあったときは

〈学生課学生企画係〉

A

学内で盗難にあった場合は、すぐに上記窓口へ連絡し「盗難届」を提出してください。盗難にあわないよう、現金・貴重品の管理や施錠をしっかりと行う等、各自で十分な注意をしましょう。

Q

けがをして通院又は入院したときは

〈学生課スポーツ支援係〉

A

本学では、入学時に全学生が“学生教育研究災害傷害保険”に加入しており、学生生活の中でけがをしたとき、又は課外活動中やその往復中にけがをしたときは、保険金の請求ができる場合がありますので速やかに届け出てください。

そのほか、日常生活上でけがをしたときや、他人にけがをさせたり物を壊したりして損害賠償責任を負う恐れがあるとき、又は扶養者が死亡したときなどについても、保険金を請求できる場合がありますので、速やかに上記窓口へ相談の上手続きを行ってください。

➡ P72参照

Q

学内で事故にあったときは

〈学生課学生企画係、保健管理センター〉

A

負傷者がいる場合、上記2つの窓口に連絡してください。負傷者がいない場合でも、学生課学生企画係に連絡してください。また、時間外で職員がいない場合は警備員室に連絡してください。

Q

交通事故に遭った場合、交通事故を起こしたときは

〈学生課学生企画係〉

A

交通事故に遭った場合や交通事故を起こした場合は、速やかに上記窓口へ「交通事故届」を提出してください。交通事故に関する相談があるときは、上記窓口に見えてください。

→ P32参照

Q

相談したいこと、何か困っていることや悩んでいることがあるときは

〈学生支援室〉

A

学業、進路、適性、日常生活、対人関係、課外活動などで相談したいことや悩んでいることがあるときは学生支援室を設置していますので、一人で悩まないで気軽に相談に来てください。

→ P16参照

Q

けがや病気の治療をしてほしいとき、気分が悪くなったときは

〈保健管理センター〉

A

上記窓口では、医師及び保健師が在室し、学内で発生したケガ等に対する応急処置や、健康及び精神衛生に関する相談や保健指導・定期健康診断等を行っています。

→ P68参照

Q

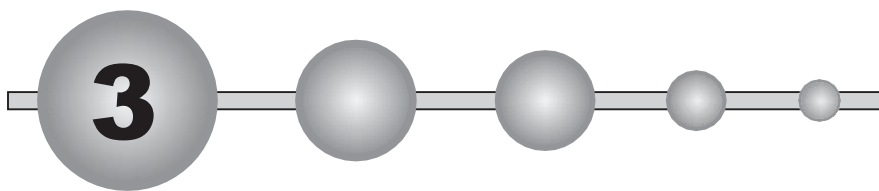
身体的・精神的な障がいや授業を受けるのに配慮が必要なときは

〈学生支援室〉

A

まずは、上記窓口か保健管理センターに相談し、合理的配慮申請書を提出してください。

→ P16参照



学 生 生 活



3

学 生 生 活



スポーツにおいて、すべてにルールがあるように、大学においても教育・研究・課外活動を円滑・効率的に果すために学内ルールがあります。

これについては、HPに掲載の学内諸規則に記載してありますので、ここでは必要最小限のルールについて説明しますので、守るようにしてください。

特に新入生については、新しい環境の中で生活を送るため、いろいろな問題や疑問が生じることもあると思われます。そのようなときは、小クラス担当教員や学生課・教務課の職員に遠慮なく相談し、問題の解決に当たってください。

小クラス担任制度

→【学生課学生企画係】

本学では、10～12人程度の学生を単位として小クラスが構成され、修学・学生生活指導教員を配置しています。この小クラス担任制度は、学生の修学・学生生活に関して指導・助言する制度です。したがって、小クラスは、教員と学生及び学生相互の人間的交流の場であり、大学における教育活動、学生生活等に関する事項を学生に伝達し、周知を図るとともに、これらに対する学生の意向を反映する場でもあります。

年間行事

◎新入生オリエンテーション

→【学生課学生企画係・教務課教育支援係】

新入生が新しい大学生活に早く慣れるように教育方針、教育内容、課外活動や行事等を理解させ、これから4年間の修学・学生生活面での方向付けを行うことや、新入生全員に人間関係形成のための満足感を得られる「場」を提供し、鹿屋体育大学の一員としてのアイデンティティを構築することはもとより、体育会役員等上級生及び教職員とのより良い関係を確立することを目的として、新入生オリエンテーションを行っています。

◎健康セミナー

→【学生課学生企画係】

学生生活を健康的に過ごしてもらうため、自分の健康状態、健康管理についてあらためて意識させ、実践的な指導を行うため、専門家による健康セミナーを行っています。

◎学生リーダーズセミナー

→【学生課学生企画係】

学生団体のリーダーである体育会役員、宿舍会役員及び各課外活動団体の主将・副主将、主務・副主務にリーダーとしての自覚を持たせ、個々の資質を向上させることにより、各学生団体の活動を活性化させるとともに、学生団体相互の連帯意識を育成するためにセミナーを行っています。

◎交通安全・防犯講習会

→【学生課学生企画係】

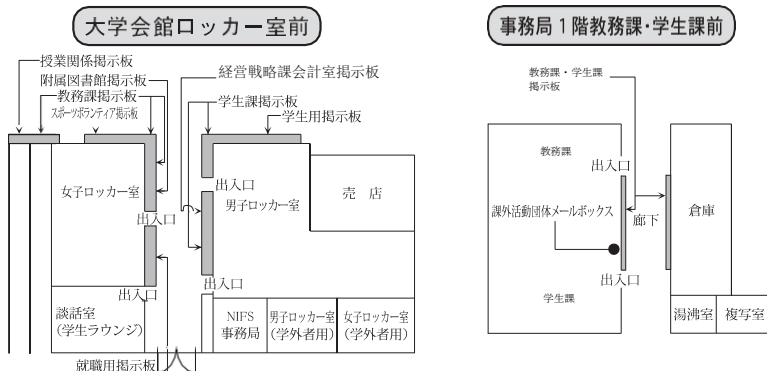
学生が安全安心な日常生活を送るため、交通安全意識・防犯意識の普及と向上を図り、事件・事故の未然防止に努めることを目的に、地元の警察等の協力を得て、交通安全・防犯講習会を行っています。

学生への連絡等

◎掲 示

○掲示板

学生向け掲示板が設置されています。**必ず1日1回**は見るようにしてください。



○メール、WebClass、公式ホームページ

台風・その他による休講通知や授業の教室変更通知、ガイダンスのお知らせ、教職員からの連絡事項等については、上記掲示板により掲示していますが、より迅速に周知し、スマートフォンやパソコンから確認できるよう、メールの送付、WebClassの掲載及び公式ホームページへの掲載を行っています。

ただし、すべての連絡事項を開覧できるものではないため、必ず掲示板で確認するようにしてください。

◇メール:P37の方法で取得したユーザーアカウントのメールアドレス(ドメイン:@sky.nifs-k.ac.jp)に送付しますので、こまめに確認をするようにしましょう。

◇公式ホームページ:「在学生の皆様へ」にアクセスしてください。
(<https://www.nifs-k.ac.jp/students/>)

◇WebClass:授業に関する連絡等を行う、e-learningシステムです。

WebClassでは授業科目ごとに「コース」が開設され、資料配布、授業に関する連絡等が、行われます。履修科目やガイダンスのコース登録を必ず行い、授業に関する連絡を確認するようにしてください。また、各種ガイダンスの資料についても WebClass に掲載されます。

<https://webclass.nifs-k.ac.jp/webclass/login.php>

◎郵便物又は宅配物

→【学生課】

学生個人宛の郵便物等は、特別の場合を除き大学では取り扱いませんので、自分の住所(学生宿舍、アパート等)に送るように、父母等関係者や知人等に説明しておいてください。



学生宿舎に入居している学生は、住所を届け出る際、「**鹿屋体育大学 学生宿舎○棟○号室**」と「**学生宿舎○棟○号室**」まで記入するようにしてください。

また、学生宿舎に入居している学生に対する郵便物は、学生宿舎管理人が学生宿舎内の個人宛郵便受に入れておきます。書留など特殊郵便物については、学生宿舎管理人が呼び出し掲示します。生鮮食料品、着払郵便物及び宅配便は預かりません。

なお、各課外活動団体宛の郵便物等については、学生課内の課外活動団体用メールボックスに入れますので、各課外活動団体は責任をもって受け取ってください。

学生関係諸証明書の発行

◎学生証

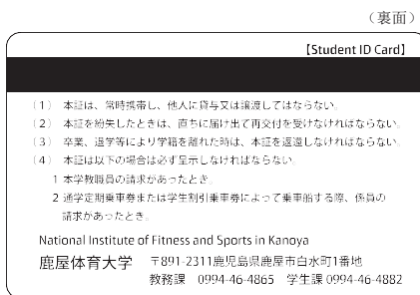
→【教務課教育支援係・教育企画係】

学生証は、鹿屋体育大学の学生であることの証明ですから**常に携帯**するとともに、本学関係者の請求があったときは、これを提示しなければなりません。

学生証を持っていない場合は、期末試験等の受験、あるいは附属図書館その他本学各施設の利用ができないので注意してください。

学生証を紛失又は汚損したときは、直ちに教務課教育支援係・教育企画係に届け出て再交付を受けてください。

なお、卒業、修了、退学等により学籍を失う場合には、直ちに返却しなければなりません。



◎通学証明書

→【学生課生活支援係】

通学定期乗車券は、通学に利用する交通機関で購入申込用紙に学生証を添えて申込めば購入できますが、一部交通機関によっては指定用紙に大学の証明が必要な場合があります。その場合には、通学証明書を発行しますので、学生課生活支援係に申し出てください。証明書の発行には2日程度要しますので、早めに申請してください。



◎在学証明書・成績証明書等

→【教務課教育支援係・教育企画係】

在学証明書、成績証明書、卒業・修了（見込）証明書、教員免許状取得見込証明書等の各種証明書が必要な場合は、教務課教育支援係・教育企画係へ申し込んでください。証明書によっては、時間を要するものもありますので、遅くとも3日前（英文及び学力に関する証明書は1週間前）までには申請するようにしてください。

個人ロッカーの貸与

→【学生課スポーツ支援係】

学生課では、学生個々に個人ロッカーの貸与を行っています。貸与期間は、卒業する年の3月までです。学生ロッカー室の利用については、貴重品やカギの管理を厳重に行ってください。また、共有スペースとして他人に迷惑をかけないように整理整頓に努め、私物の放置はやめましょう。

集会、催し、掲示等

→【学生課学生企画係】

◎集会、催し

学生又は団体が、学内において集会、催しを行おうとするときには3日前まで（学外者が参加する場合は7日前まで）に学生課に届け出、許可を受け、その指示に従ってください。

集会、催しを行う場合には、手続上の問題（税務署、消防署、警察署、保健所等）が生ずる場合がありますので、事前に学生課とよく打合せをしてください。

◎文書等の掲示

学生又は団体が、学内において、又は本学の施設を利用して文書・ポスター等を掲示しようとするときは、学生課に届け出、許可を受けてください。

また、掲示する文書等には、その者の学籍番号及び氏名を、団体であるときは、その団体名及び責任者の氏名を明記することになっています。

なお、文書等の掲示期間は原則として1週間となっています。掲示期間を経過した文書等は掲示責任者が責任をもって撤去してください。

◎配布・募金等の行為

学生又は団体が、学内において配布又は募金等の行為をしようとするときは、学生課に届け出、許可を受けてください。

◎拡声器の使用

学生又は団体が、学内において拡声器を使用しようとするときは、学生課に届け出、許可を受けてください。

学内外の交通ルール

学内においては、自動車及びバイク（自転車を含む。以下「自動車等」という。）の駐車・通行に関し、次のとおり交通規制を行っています。

◎学内交通遵守事項

→【学生課学生企画係】

自動車等を学内に駐車できる者は、自動車等を使用しなければ通学が困難な者（通学距離が原則片道1km以上）に限られています。

- ・自動車等の運転者は、歩行者の安全を第一とし、学内の道路標識及び表示に従ってください。
- ・学内では、常に徐行運転を心掛けてください。
- ・自動車等での学内移動は禁止されています。
- ・所定の駐車場以外は駐車禁止です。
- ・交通事故が起きた場合は、速やかに学生課学生企画係へ届け出てください。

◎学内駐車許可制度

→【学生課学生企画係】

本学では、自動車の駐車について許可制度が実施されています。

○駐車許可証の申請

自動車通学を希望する学生は、右のQRコード（下記URL）から駐車許可証交付申請を行い、駐車許可証の交付を受けてください。駐車許可証の交付を受けた場合に限り学内に自動車を駐車することができます。

<https://nifskacjp.sharepoint.com/sites/student-form?spStartSource=spappbar>

なお、学生宿舍入居者は申請できません。

○駐車許可証の年度更新

駐車許可証は交付を受けた年度内のみ有効となります。次年度も引き続き駐車場の使用を希望する学生は、毎年度、QRコードから申請を行ってください。新しい許可証は、審査のうえ、学生課学生企画係で交付します。

○駐車許可証の返還

駐車許可証の交付を受けた者で、次のいずれかに該当する場合には、その所持する駐車許可証を速やかに学生課学生企画係に返還しなければなりません。

- ・駐車許可証の再交付を受けたとき。
- ・自動車の駐車場が不要になったとき。
- ・前記のほか、駐車許可証の交付資格を欠くこととなったとき。

○違反者に対する指導及び処分等

この学内交通ルールに違反した者に対して、次の措置をとります。

- ・警告書を違反車両に貼付します。
- ・注意喚起のために違反車両の写真等を学生掲示板に掲示する場合があります。
- ・長期間にわたり正当な理由がなく放置された車両については学外に撤去することがあります。また、ゼブラゾーンや路上への駐車など、安全管理上問題のある違反車両等違反の様態が著しい車両については、タイヤロック等の措置を講じることがあります。なお、違反車両が許可車両であった場合は、許可を取消し、以後駐車許可証を交付しません。
- ・学内交通ルールに違反した学生は、「学長表彰の対象としない」、「授業料免除の対象としない」等、学内における様々な恩恵が受けられなくなる場合があります。
- ・学内の事故処理については、道路交通法、その他関係法令の定めるところによります。



ここに掲示すること！





◎学内駐車場

→【学生課学生企画係】

キャンパスマップ(P8)のとおり、学生が利用できる駐車場は決まっていますので、必ず決められた駐車場に駐車してください。[教職員・外来者専用駐車場]への駐車は禁止します。

また、路上、歩道、車庫前、建物出入口付近には駐車しないでください。特に駐車禁止表示箇所は、緊急車両等の進入路となりますので、駐車禁止です。

※福利厚生施設(大学会館)を利用するために自転車、自動二輪、又は自動車で来学する場合も、必ず所定の区域に駐車してください。自分勝手な駐車は、通行の妨げとなり交通事故につながる場合もありますので、十分気をつけてください。

◎交通事故に遭った場合、交通事故を起こした場合

→【学生課学生企画係】

万一、不幸にして交通事故に遭ったときは、事故の状況を把握して、まず、被害者の救護を行い、危険防止の措置をとり、救急車の手配及び警察への連絡をs行うとともに、被害者・加害者を問わず学生課学生企画係へ速やかに**交通事故届**を提出し、事後のアドバイスを受けるようにしてください。

なお、学生が悪質な交通規則違反(飲酒、大幅な速度超過、無免許)及び重大な過失によって交通事故を起こした場合は、**懲戒処分(退学、停学、訓告)**の対象となりますので、十分留意してください。また、**交通事故の種類や程度によっては、道路交通法等一連の交通関係諸法規によって処罰されます。**

◎保険制度

自動車損害賠償責任保険

法律で強制されている保険です。(略称：自賠責) 原付自転車にも適用されます。車検のない250cc以下のバイクや原付自転車は有効期限切れに注意してください。契約期間は1～5年まで自由に設定でき、長期契約すると保険料が割安となります。

自動車任意保険

「自賠責」では足りない部分を補う保険で、保証内容・車種・運転者の年齢・事故歴等により保険料は変わります。年間一括払いの格安制度もあります。

自賠責ポータルサイト(自転車総合安全情報ホームページ)

URL <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/index.html>



◎自動車・バイクの事故多発

→【学生課学生企画係】

○交通事故の防止

自動車・バイクの事故多発

「事故にあわない、起こさない」をモットーに！

それには、精神的・時間的にお互いに『ゆとりある運転』と『思いやり・ゆずりあい』の気持が大切です。あなたの一生はあなたの安全運転にかかっています。

交通事故防止は、あなたの義務です。

「あせり」、「いかり」、「おごり」そして「つかれ」たときの運転は、急ブレーキ、急ハンドル、急加速、急発進につながり交通事故の原因になります。「4悪、4急の追放」へ

運転上の注意

- 制限速度を遵守しましょう。スピードの出し過ぎが死亡事故の第一要因！
- バイクで走行中は、ヘルメットを必ず着用しましょう。
- ヘルメットのあごひもはしっかり締めましょう。
- 自転車・50ccバイクの二人乗りはやめましょう。
- 交差点など見通しの悪い場所では必ず一旦停止し、徐行をしましょう。
- 無免許運転や飲酒運転は絶対やめましょう。
- 自動車・バイク・自転車は指定の場所へ駐車しましょう。
- 高齢者・子供の歩行速度に注意し、まず徐行！
- 「だろろ運転」「見込み運転」は絶対やめましょう。
- 運転中の携帯電話、スマートフォンの使用はやめましょう。
- 車の運転をするとき、人を乗車させるときは、必ずシートベルトを着用しましょう。
- 道路交通法改正に伴い、危険行為（酒酔い運転、傘差し運転等）を繰り返す自転車運転者に安全講習の受講が義務化されました。

心のゆらみと体の疲労は 事故のもと

交通事故にあった本学学生の最近の例

真夜中・夜明けは事故多発！

- 前方の車を追い越そうとして、反対車線上で後方から追突された。
- T字路を右折しようとして、左から直進してきた車と衝突した。
- バイクで直進中に、追い抜かれた自動車の左折に巻き込まれた。
- 脇見運転をして、ハンドル操作を誤り路肩に突っ込んだ。
- バイク乗車中、道路左側の街路樹に激突した。
- 運転中に携帯電話をとろうとして、よそ見したため対向車と衝突した。
- 車で信号機のない見通しの悪い交差点を左右確認せず直進しようとして、出会い頭にバイクと衝突した。
- 交差点で信号が青に変わり、あわててスタートしたため前車に追突した。



学生の身上異動（住所変更, 休学など）

◎現住所, 電話番号, 緊急連絡先等の変更

→【学生課学生企画係】

現住所, 電話番号, 緊急連絡先等で, 入学時に提出した学生調査票の記載事項に変更があったときは, その都度速やかに学生課学生企画係へ[学生調査票変更届](#)を提出してください。

なお, 住所を変更したときは, 市役所, 郵便局等関係する機関へも必ず届け出てください。

◎休学及び復学

→【教務課教育支援係・教育企画係】

病気その他特別な事由により2か月以上修学が困難な場合は, [休学願](#)を提出し, 学長の許可が得られれば1年以内に限り休学が認められます。

ただし, 特別な事由がある場合は, さらに1年を限度として休学を延長することができます。なお, 休学期間は通算して2年を超えることはできません。

病気が治るなど休学する事由がなくなったときは, [復学願](#)を提出し, 学長の許可を得て復学することができます。

いずれの場合も, 遅くとも1か月前までに教務課教育支援係に願い出てください。

◎転学及び留学

→【教務課教育支援係・教育企画係】

他の大学に入学又は転学しようとする場合は, 事前に教務課教育支援係へ相談してください。

また, 学長の許可を得て本学に在籍のまま, 外国の大学に留学することができ, 留学中取得した単位は, 60単位(大学院は10単位)を限度として, 本学の卒業所要単位として教授会等の議を経て, 単位を互換することができます。

なお, 転学は3か月前までに, 留学は6か月前までにそれぞれ所定の様式により教務課教育支援係へ願い出てください。

◎退学

→【教務課教育支援係・教育企画係】

経済的事情その他の事由で学業が継続困難となり, やむなく退学しなければならない場合には, 遅くとも1か月前までに[退学願](#)を教務課教育支援係へ提出してください。

事由によっては, 大学が問題解決の援助ができる場合もありますので, 事前にクラス担当教員・指導教員又は教務課教育支援係へ相談するようにしてください。



◎休学・退学する際の授業料納付について

→【教務課教育支援係、経営戦略課出納係】

大学の授業料は、各学期の開始日（前期4月1日、後期10月1日）に在籍している学生に支払い義務（授業料債権）が発生します。よって、学期の開始日まで、休学または退学の手続き（願い出の提出、受理）が完了していなければ、授業料の支払いが必要となります。

提出日毎の授業料については以下の通りです。授業料の支払いが完了していることを確認したのち、願い出を受理します。

【休学における授業料納付】

休学開始日	提出期限	授業料の取扱い
4月1日	3月20日	前期分の授業料は全額納付不要
5月1日	4月20日	1ヶ月分(4月分)の授業料納付、 5ヵ月分(5月～9月分)は納付不要
6月1日	5月20日	前期分の授業料を全額納付
7月1日	6月20日	前期分の授業料を全額納付
8月1日	7月20日	前期分の授業料を全額納付
9月1日	8月20日	前期分の授業料を全額納付
10月1日	9月20日	後期分の授業料は全額納付不要
11月1日	10月20日	後期分の授業料を全額納付
12月1日	11月20日	後期分の授業料を全額納付
1月1日	12月20日	後期分の授業料を全額納付
2月1日	1月20日	後期分の授業料を全額納付
3月1日	2月20日	後期分の授業料を全額納付

【退学における授業料納付】

退学日	提出期限	授業料の取扱い
3月31日	3月20日	前期分の授業料は全額納付不要
4月1日～		前期分の授業料を全額納付
9月30日	9月20日	後期分の授業料は全額納付不要
10月1日～		後期分の授業料を全額納付



表彰・除籍・懲戒

◎学生に対する学長表彰

→【学生課学生企画係】

学業成績が特に優秀な者、課外活動の成績が特に顕著であり、課外活動の振興に功績があった団体又は個人、本学の名誉を著しく高めたと認められる者等に対しては、卒業式または入学式にて学長が表彰する制度があります。

※諸規則「鹿屋体育大学学生表彰規則」参照。

◎除籍及び懲戒

→【学生課学生企画係、教務課教育支援係・教育企画係】

大学には、教育研究環境を良好に保ち、学校の秩序を保持するために、種々の規則があります。学生がこれらの規則に違反した場合には、除籍や懲戒（退学、停学、訓告）の処分が行われることになります。

○除籍に該当するもの（学則第61条関係）

- ・最長8年（休学期間を除く。）の在学年限を超えた者（大学院修士課程の学生については最長4年、博士後期課程及び3年制博士課程の学生については最長6年）
- ・休学期間が、通算して2年を超えてなお修学できない者
- ・長期間にわたり行方不明の者
- ・授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- ・入学料の免除を申請した者のうち、不許可又は一部免除が認められた者で所定の期日までに入学料を納付しない者

○懲戒（退学、停学、訓告）に該当するもの（学則第63条関係）

- ・性行不良で改善の見込みがない者
- ・学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- ・正当な理由がなくて出席常でない者
- ・本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

※11. 諸規則「鹿屋体育大学の学生の懲戒に関する基準」参照

◎カンニングは懲戒処分

学期末試験でカンニングなどの不正行為を行うと、懲戒処分（退学、停学、訓告）の対象となります。

軽い気持ちで「カンニング」したとしても、その試験科目は無効となるばかりでなく、懲戒処分により4年間で卒業できなくなります。

カンニングなどの「不正行為」は、絶対にしてはいけません。





授業料の納入

→【経営戦略課会計室出納係】

◎授業料の額

区 分	授業料(半期)	授業料(年額)
体 育 学 部	267,900円	535,800円
大 学 院		

なお、在学中に授業料の改定があった場合は、改定後の授業料になります。

◎納入方法

前期・後期の半期ごと(年2回)の納入になります。

納入方法は、大学の指定する口座振替日に、各自又は入学手続き時に授業料引落し口座として申請した口座からの自動引落としとなります。(ただし、漁業協同組合の口座は利用できません。)[自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行利用時)]又は「K-NET 預貯金口座振替依頼書(ゆうちょ銀行以外利用時)」を経営戦略課会計室出納係まで提出してください。

詳細については経営戦略課会計室出納係までお尋ねください。

経営戦略課会計室出納係:管理棟1階

◎納入時期

区 分	口座振替日(引落日)
前期分(4月から9月までの分)	令和7年5月27日
後期分(10月から翌年3月までの分)	令和7年10月27日

上記日程で振替ができなかった場合は、翌月27日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)に再度振替を行います。

◎入学科、授業料の免除を申請した場合

免除の決定が通知されるまでの間、納入を保留してください。

いったん納入された授業料は原則として返還できませんので注意してください。

◎その他の注意事項

学生または父母等関係者が住所を変更したときは、速やかに学生課学生企画係に届け出てください。

授業料が、期限内に納入されないときは、督促状が送付されます。督促をうけてもなお納入しないときは、**除籍**の対象となりますので、注意してください。



情報処理演習室の利用案内

→【スポーツ情報センター】

利用方法

平日7時から21時（長期休業期間は除く。）の開室時間内は、授業時を除き自由に使用できます。パソコン等やプリンタ等の情報機器を利用するには、ユーザーアカウントが必要です。

ユーザーアカウントについて

ユーザ ID とパスワードは個人に与えられるものです。利用者が責任を持って管理してください。

パスワードを忘れた場合、多要素認証のトラブル

パスワードを忘れた場合などは、学生証を持ってスポーツ情報センター事務室にお越しください。受付時間は、平日9:00～16:00です。

情報処理演習室利用の心得

- ・演習室内では飲食しないこと。
- ・携帯電話を使用しないこと。電話に出る場合は、廊下ではなく階段付近で利用してください。廊下の前は教員研究室となっていますので、周りに迷惑をかけないようにしてください。
- ・パソコン使用中のまま、席を離れないこと。
- ・長時間席を外す場合には、ログオフし、次の利用者に譲ってください。
- ・PC音声を使用する必要がある場合、他の人の迷惑にならないようにヘッドフォン等を使用してください。

施設利用時間（開室時間）

センター施設の利用時間は下表のとおりです。

開室時間内でも、メンテナンス等により一時的に利用を制限する場合があります。

施設名称	場所	利用時間	（補 足 事 項）
情報処理演習室	研究棟6F	平日7:00～21:00	授業優先のため、授業時間は使用不可 長期休暇中は7:00～15:30 土・日・祝日は終日閉室

附属図書館2階学習室設置のパソコン10台でも情報処理演習室と同等のサービスを提供しています。各施設の開館時間に利用できます。



授業中のマナー

◎私語や携帯電話の使用はやめよう

授業中に、隣の席の人と話をしていますか？

授業中に、騒がしくありませんか？

授業中に、席を立ったりしていませんか？

授業中に、携帯電話を使用していませんか？

他の受講者に迷惑をかけない、授業中の進行を妨げないために、
授業中は、「私語をやめる」「急に席を立たない」をみんなで守ろう。

◎教室はキレイにしておこう

教室等において机への「落書き」、飲み物の「空き缶」「ペットボトル」や食べ物の「空き箱」「包み紙」などの投げ捨てが目立ちます。

1. ゴミは、必ず所定のゴミ箱に分別して捨てましょう。
2. 教室内の机への落書きはやめましょう。
3. 次に教室を使用する人のために、
「教室はいつもキレイに」しましょう。

敷地内全面禁煙

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）が公布され、学校等の多数の者が利用する施設等の利用者に対して、原則敷地内における喫煙が禁止されたことに伴い、国立大学法人鹿屋体育大学においては、望まない受動喫煙をなくし、全ての大学構成員及び利用者の健康増進を図るため、令和2年4月から敷地内全面禁煙を実施しています。

敷地内全面禁煙にあたり、周辺道路等、本学の敷地外においても、迷惑となる喫煙・ポイ捨てなどの行為等を行わないようお願いします。

なお、敷地内とは、車内や居室内を含む屋内、屋外全てを指します。電子タバコ等喫煙と類似の行為についても禁止します。



鹿屋体育大学同窓会

鹿屋体育大学同窓会は、会員相互の親睦を図るとともに鹿屋体育大学の教育・研究の進展に寄与することを目的に、卒業生を正会員、在学生を準会員として、同窓会名簿等の管理やその他の事業を行っており、その経費は会員の会費等で運営されています。

※11. 諸規則「鹿屋体育大学同窓会会則」参照。

◎主な事業

- 同窓会名簿等の管理
- 同窓生への情報提供
- 本学の学生団体等への援助
- 本学が主催する記念行事等への援助

◎会 費

- 終身会費 10,000円(入学時徴収)

3

学生生活

鹿屋体育大学厚生会

→【学生課生活支援係】

鹿屋体育大学厚生会は、学生及び教職員の福利厚生 of 充実・増進を図ることを目的として、1984年(昭和59年)に設立された団体で、本学の学生及び教職員を会員として組織されています。

厚生会は、売店業務の事業、銀行ATM・複写機事業を行っているほか、学校行事や留学生交流、就職活動などへのさまざまな補助活動を行っています。

厚生会には理事会が置かれ、運営に関する重要事項などを審議します。理事会には、学生代表が3名、理事として参加しています。

※11. 諸規則「鹿屋体育大学厚生会会則」(109頁)参照。

◎主な事業

- 売店業務
- 銀行ATM・複写機等業務
- 各種補助活動

◎会 費

- 入会費 2,000円(入学時徴収)

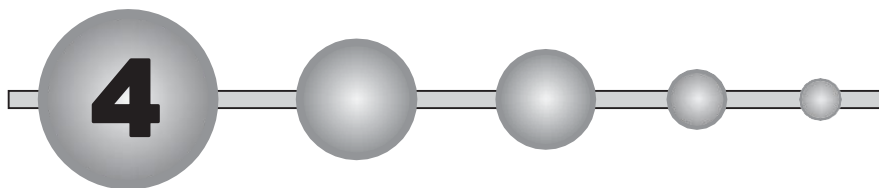
Let's Try Everything!



NIFS since 1981
NIPPON INSTITUTE OF FITNESS

〈ロゴマークの説明〉

鹿屋体育大学の「K」と厚生会の「K」をイメージし、若者の特権であるチャレンジ精神を柔らかいタッチで愛らしく表現。その姿は、今まさに「ひっ跳べ」と言わんばかりに躍動しながらも、決して笑顔を忘れてはいません。どうぞかわいがってください。



課 外 活 動



4

課
外
活
動

課 外 活 動

→【学生課スポーツ支援係】

◎課外活動の意義・目的

大学における課外活動は、学生自主活動の支柱であって、その文化・スポーツ・学術等の多方面にわたる活動は、正規授業と切り離せない密接な関係を持つ重要な教育活動です。

大学はいうまでもなく教育・研究の場ですが、同時に人間形成の場でもあります。正規授業では、基本的、学術的な見方・考え方を学び、課外活動では、集団の一員として全体の運営に関与し、責任ある部員として自主性・指導性・協調性を学ぶことで、より豊かな人間性が形成されます。

また、課外活動は、学生の自主的な活動の場です。先輩・後輩・友人との集団生活を通じた交流と連帯、友情の深まり、他人を理解することで自己を見いだすという大きな意義がそこにあります。

このため、本学としては、学生が各自の関心と適性にあった課外活動団体に所属し、より高い専門的知識や技能を身につけるためにも積極的に活動することを勧めています。

以上のことから、課外活動を正しく認識し、単にお遊びの活動ではなく、常に大学教育の一環とし正規授業と両立させて、この4年間に有意義なものにしてください。

ただし、自主的活動といっても課外活動はあくまでも大学教育の範囲内のことです。大学の秩序やルールを破ったり、学問の自由を妨げたり、ましてや大学の名誉を傷つけるような行為は許されませんので注意しておいてください。

◎活動上の心得

学生の課外活動は、課外活動団体独自の自主的な運営と部員各自の自覚と責任によって行われるものであり、顧問教員等の指導の下に、課外活動団体の活動目的を踏まえ、計画的でより効果的な活動を行うとともに、事故の起こらないよう所属部員それぞれが自覚した行動を取るよう心がけてください。

◎リーダーの心構え

課外活動を行う上で、所属部員の健康管理や事故防止に注意を払うことは、リーダーとしての重要な任務です。

課外活動中の事故は、普段の活動中や遠征・合宿中などにおいて突発的に発生しますので、絶えず事故防止のための注意を払うことが大切です。

リーダーは、顧問教員等の指導の下、次の「課外活動の安全対策と指導に対する心構え」に留意し、「危険性の回避」及び「危険性の予見」等に努力し、課外活動の危険防止に努めてください。

◎課外活動団体一覧

体育系課外活動団体

団	体	名
陸上競技部	柔道部	
硬式野球部	剣道部	
テニス部	ヨット部	
男子バレーボール部	自転車競技部	
女子バレーボール部	カヌー部	
男子バスケットボール部	なぎなた部	
女子バスケットボール部	セパタクロー部	
サッカー部	ウインドサーフィン部	
体操競技部	ダンス部	
水泳部	バレー部	

準体育系課外活動団体

団	体	名
漕	艇	部
弓	道	部
ボクシング部		

課外活動団体紹介(本学ホームページ)

URL <https://www.nifs-k.ac.jp/campus-life/activities/>

◎課外活動の安全対策と指導に対する心構え

課外活動は、本学としてもその活性化のために助言し奨励しています。

しかし、課外活動(特に武道・スポーツ)には、常にケガや事故の危険がつきまっています。決して「油断」することなく、顧問教員、指導者やリーダーの指示や助言に従い、「安全第一」に「健康的」な活動を行ってください。

負傷や事故の原因

①実力不相応の活動

※力量以上の活動計画、力量の違い過ぎる相手との対戦

②疲労の蓄積、過重な運動

※練習量の調整と適当な休憩、疲労回復できない場合は練習を止める。

③不注意、判断ミス

※慣れ合い、気のゆるみ、準備不足、点検ミス、天候予測ミス、メンバーの健康管理

事故防止のためのポイント

①メンバーひとり一人の体力、精神・身体面のコンディションを見る。

※チームの健康管理が大切

②メンバーに応じた科学的なトレーニングを行う。

※必ずしも同じメニューの練習をする必要はない。

③無理は禁物。状況によっては活動は中止する勇気を持つ。

※無理無謀はしない。ゆとりある活動計画をたてる。

④使用する施設・設備は、使用マニュアルに沿って使うこと。

※禁止されている事項にはそれなりの理由があることを理解する。

⑤使用する施設・設備の使用前・使用後安全点検は必ず行う。

※不具合を見つけたら教員又は学生課まで。不具合のまま使用しない。

⑥自然を甘く見ない。

※天候に留意すること。天候は激変し、遠雷は数分でやってくる。

⑦状況を的確につかんで行動する。

※周りの状況を的確に把握し、最適の方法で対処する。



万が一の事故に備えて

①不測の事態に備える安全管理マニュアルの整備

※転ばぬ先の知恵(緊急連絡体制(網)、事例ごとの対応策等)

②救急法等の習得、救急箱(担架含む)等の準備

※リーダーズ研修等に参加し、救急法、AED 救命法、応急手当法などを習得しておく。

③健康保険証等の携帯、既往症等の把握。保険への加入。

※メンバーの持病・既往症、傷害保険等への加入…備えあれば憂いなし

④活動エリアの救急医・薬局等の確認

※特に、遠征や学外での合宿の場合は気をつける。

安全管理マニュアルの内容例

- ①安全管理担当者の設定、役割分担及び連絡網
※適切な対応と漏れない連絡
- ②施設・設備等に関する使用前・使用後の点検マニュアル
※設備による事故防止と緊急な補修が可能
- ③活動前メンバー健康チェック
※健康チェック表の作成、体調の悪い者の確認と配慮
- ④天候、活動時間などの制限
※ポイント予報などに注意、活動停止の判断基準の作成
- ⑤服装や装備等、身の回りの物の安全点検
※安全に配慮した物を使用
- ⑥トレーニング計画
※安全に配慮した計画、技量レベルに応じた計画
- ⑦事故発生時の対応
※事故発生時の状況把握、病院への搬送、救急車の出動依頼、事故状況及び対処の報告書、緊急連絡先（病院、警察、大学関係者、家族連絡先等）の把握、事故記録の作成
- ⑧研修計画
※課外活動団体内研修の実施、大学実施の研修会等への積極的な参加



交通事故防止について

活動エリアへの移動及び遠征等で車を使用する場合は、安全運転に心がけるとともに、次のことを心がけてください。

- ①使用する車両は、点検整備がなされ、自動車保険に加入しているものであること。
※自動車保険は、運転者を限定していないものがよい。
 - ②1台の車両につき、運転者を原則として2名以上確保すること。
※複数台の場合は車両台数+αの免許所持者を確保すること。
 - ③体調を崩している者や疲れの激しい者の運転は避けること。
 - ④少なくとも2時間に1回の休憩時間を設けること。
※1時間半に1回の休憩が望ましい。
- 休憩にあつては、車両から下車し、外気を取り入れること。
- ⑤同乗者は運転者の運転状況に留意し、居眠り等の防止に努めること。
- ※必要に応じて、休憩を取ったり、運転者の交替を行い、事故防止に努めること。

万が一、事故が発生したら

◎活動中の事故の処置について

不幸にして事故が起きた場合の処置については、10-3安全の手引き(実技編)を参考に、必要に応じた応急処置を行い、素人が行う処置の範囲をこえる大きな傷病が発生した、あるいはそのおそれがあると判断した場合には、緊急事態における連絡網を活用して、病院等に搬送するなど迅速な対応を取ることで、事故の影響を最小限に抑えることが必要です。

◎交通事故の処置について

遠征などの移動中における交通事故については、次のことに留意すること。

- ①負傷者の確認を行うこと。

※必要に応じて止血などの救急措置を行う。

- ②負傷者を確認したら、救急車の要請とともに、警察への通報を行うこと。

※事故現場における二次災害を防ぐため、交通整理を行うこと。

- ③頭を打って気を失っている者は、脳へのダメージを考慮し動かさないこと。

※ただし、燃料がこぼれだし火災の危険がある場合は、なるべく体を揺すらないように静かに移動させること。

- ④救急隊や警察の指示に従うこと。

- ⑤下記の緊急連絡先への連絡を行うこと。

◎事故に係る緊急連絡について

学内における活動中の事故については、顧問教員との連携により保健管理センターや学生課スポーツ支援係に連絡を入れること。

また、学外における活動中の事故についても、顧問教員と学生課スポーツ支援係に連絡を入れること。(休日等の場合で緊急を要しない場合は、翌事業日で構わない。)

緊急連絡先	保健管理センター	☎0994-46-4902
	学生課	☎0994-46-4890 (スポーツ支援係)
夜間・休日連絡先	警備員室	☎0994-46-4849

課外活動中に 関しては	学生課スポーツ支援係	☎ 0994-46-4890 FAX 0994-46-2516
----------------	------------	------------------------------------

○指導に対する心構え

あなたが指導をする場面に役立ちますので、よく確認しておきましょう。

- 事故を未然に防ぐために、事前準備を念入りにしましょう。

- ・天候の確認
- ・救急箱(担架)の準備
- ・スポーツ傷害保険への加入

- 指導中の安全指導と安全確認をしましょう。

- ・体調の悪い者への配慮
- 指導後の対処はしっかりと
- ・体調の悪い者の確認

- 万が一事故が発生したら・・・慌てずに・・・

- ・事故発生時の状況把握
- ・適切な病院(救急車)への連絡・手配
- ・関係機関への事故状況及び対処の連絡
- ・家族への様態等の連絡
- ・事故記録



課外活動に関する諸手続

◎団体設立の願出

→【学生課スポーツ支援係】

学生が、新たに課外活動団体(以下「団体」)を設立する場合は、「[学生団体設立許可願](#)」を学生課スポーツ支援係に提出し、学長の許可を受けなければなりません。

なお、団体の設立に当たっては、本学の定める「[鹿屋体育大学課外活動団体取扱基準](#)」に合致していることが必要で、いくつかの基準が定められていますので予め確認してください。

また、許可の有効期限は、当該年度末までですので、継続をしようとする団体は、「[学生団体継続許可願](#)」を毎年2月15日までに学生課スポーツ支援係に提出することになっています。継続の許可を受けない団体は、解散したものとみなしますので、必ず期限までに提出してください。

◎活動の報告及び目的等の変更並びに解散の届出

→【学生課スポーツ支援係】

団体は、毎年当該年度の「[学生団体活動報告書](#)」及び「[構成員名簿](#)」を5月末日までに学生課スポーツ支援係に提出しなければなりません。これを提出しない団体は、解散したものとみなします。

また、団体がその目的、組織等を変更するとき、又は解散するときは、「[学生団体目的等変更願](#)」、「[学生団体解散届](#)」を学生課スポーツ支援係へ提出しなければなりません。

◎学外団体加入時の届出

→【学生課スポーツ支援係】

団体が、学外の団体に加入するとき、又は学外団体の行事に参加し、若しくは学外団体と行事を共催するときは、「[学外団体加入等願](#)」を学生課スポーツ支援係に提出し、学長の許可を受けなければなりません。

◎対外試合、合宿・合同練習の願出

→【学生課スポーツ支援係】

対外試合、本学外で合宿・合同練習を行う場合は、「[対外試合、合同練習実施\(参加\)願](#)」を(土・日祝日を除いた)10日前までに必ず学生課スポーツ支援係へ提出し、許可を受けなければなりません。

◎合同練習等で本学の施設を使用する場合の願出

→【学生課スポーツ支援係】

本学の施設を利用して学外者と合同練習等を行う場合は、「[体育施設一時使用申請書](#)、[体育施設一時使用料減免申請書](#)」を(土日祝日を除いた)7日前までに学生課スポーツ支援係へ提出し、許可を受けなければなりません。

詳細については、学生課スポーツ支援係に確認してください。

◎対外試合結果の報告

→【学生課スポーツ支援係】

対外試合に参加した場合は、直ちにその結果を「[成績結果報告書](#)」で、学生課スポーツ支援係に報告してください。成績は課外活動の努力の成果であり、課外活動団体の歴史としても貴重な資料となります。

主 要 行 事

◎学園祭(蒼天祭)

本学の学園祭は「蒼天祭」と称し、全学年が揃った昭和62年度から行われています。

学園祭は、学生が主体となって、日頃研究していることや課外活動の状況を広く学内・学外に紹介し、学生相互及び教職員との親睦を図り、また大学と市民との交流を行う機会でもあります。

→【学生課学生企画係】



4

課
外
活
動

課外活動用具の貸出物品

→【学生課スポーツ支援係】

課外活動用の貸出物品を次のとおり用意していますので、課外活動、休憩時間等で利用したいときは、学生課スポーツ支援係で手続きの上、利用してください。

◎課外活動用貸出物品一覧

ス ポ ー ツ 用 具	映写・音響機器	その他の用具
テニス用具(ラケットボール)	延長コード	テント
バドミントン用具(ラケット、シャトル)	デジタルビデオカメラ	巻尺
卓球用具(ラケット、ボール、ネット)	ビデオカメラ用三脚	校旗／校旗用ポール
野球・ソフトボール用具(グローブ、バット、ボール、ベース)	マイクセット	熱中症指数モニター
マーカーコーン	CD ラジカセ	パイプ椅子
ビブス	拡声器	長机
		脚立
		メガホン
		万能ソフト担架
		AED
		折りたたみ担架

体育施設の使用

→【学生課スポーツ支援係】

◎体育施設の概要

本学の体育施設は、正課の授業及び課外活動等に使用しているほか、一般市民にも広く開放し、体育・スポーツの普及・振興に寄与することを目的としています。

◎体育施設の使用

体育施設を学生諸君が課外活動等で使用する場合は、所定の手続きに従って、学長の許可を受けなければいけません。また、使用に際しては体育施設規則及び同使用心得を厳守してください。

◎体育施設の使用願出

学生が体育施設を利用したい場合は、「**体育施設使用願**」を使用予定日の**7日前までに**学生課スポーツ支援係へ提出し、許可を受けてください。

なお、長期にわたり使用許可を受けたい場合は、**翌月の「体育施設使用予定表」を毎月20日までに**提出してください。

- 事故防止には、十分な注意を払うとともに安全確認を怠らないようにしてください。
- 体育施設・設備等を常に良好な状態に保つように努めてください。

なお、施設・設備等を破損した場合は、直ちにその旨を学生課スポーツ支援係へ報告してください。体育施設使用に伴う照会や申込み等は、学生課スポーツ支援係で取扱っていますので申し出てください。

◎合宿研修所

→【施設課計画係】

○合宿研修所の概要

合宿研修所は、体育系課外活動団体の合宿研修を中心とした学生の課外活動、本学が主催する講習会・研修会・社会体育指導者等との研修・その他スポーツ交流等を円滑に推進するための施設として設置されています。

○合宿研修所の利用手続

合宿研修所を使用しようとする場合は、「**合宿研修所使用申込書**」を使用予定の**1か月前から7日前までに**施設課計画係に提出し、許可を受けてください。



宿泊定員は最大113名（講師室5部屋（定員1名）・洋室9部屋（定員8名）・和室6部屋（定員6名））で、時期によっては、使用申込み団体が多くなることがありますので、留意しておく必要があります。

なお、使用に当たっては「合宿研修所規則」、「同使用細則」及び「同使用心得」を熟知の上、使用してください。

◎その他の施設

→【学生課スポーツ支援係】

○シャワー室

主に授業や課外活動後に利用するためにシャワー室をロッカー室と併設して完備しています。使用に当たっては、貴重品や鍵を自身でしっかり管理し、共同利用の場としての清潔さを保つよう十分留意してください。

◎施設と環境

施設整備に協力を

大学では施設の安全確保のため十分気をつけていますが、万一学内の建築物等で危険な状況を発見した人は



学生課に連絡を！

- 通路上の瓦や壁が剥がれて落ちそうになっていませんか？
- 道路は陥没していませんか？
- 電柱や植木が倒れそうになっていませんか？
- 電線が切れていませんか？
- ガス漏れ、水漏れなどはありませんか？
- 床板が破損したり、腐食したりして不安定になっていませんか？



4

課外活動

◎私たちの手で環境整備

- 学内に広報資料など掲示するときは、学生課学生企画係の許可が必要です。許可印をもらった上で所定の掲示板に掲示しましょう。
- 所構わずゴミを投げ捨てたり、ガムを道路に吐き捨てるようなことは恥ずべき行為です。
- ゴミの分別収集に協力しましょう。(ゴミは指定したくずかごに)
- 公共の施設・備品を大切にしましょう。

◎施設を利用するときは、まず届け出を

- 合宿等で体育施設を利用する場合・・・学生課スポーツ支援係
- 集会等で講義棟を利用する場合・・・教務課教育支援係

鹿屋体育大学の学生としての自覚を期待します。

ボランティア活動

→ 【学生課スポーツ支援係】

ボランティア活動は、社会福祉に限らず、教育、文化、スポーツ、国際交流、環境問題などの幅広い活動を通じて、学業だけでは学べない多くのことを体験でき、自己形成の上で極めて重要です。

そのため、鹿屋体育大学においてはボランティア活動に関する学習機会の充実や、活動の場の開発とともに、ボランティア活動をしたい意欲とボランティアを求める側のニーズを効果的に結びつけることができるよう、身近な地域における情報提供・相談体制の整備充実に取り組んでいます。

ボランティアに関心を持ち、幅広い大学生活を楽しんでください。

◎単位認定

5日(30時間)以上の活動で、ボランティア活動報告及びレポート等を提出し、総合的な評価により単位の認定を行っています。単位の認定については、教務課教育支援係へ問い合わせてください。

◎学生スポーツボランティア支援室

平成17年度から学生課内に「学生スポーツボランティア支援室」を設置し、本学学生のスポーツ等における実践的指導力の向上支援を行っています。具体的には、地域の小中学校及びスポーツ少年団等へスポーツ指導者等の派遣を行うための、スポーツボランティアの登録、派遣調整、事前研修等の支援を行っています。

体 育 会

→ 【学生課学生企画係】

体育会は、本学における各種課外活動団体の活動を援助し、学生の人格形成の基礎を培い、学生生活を豊かなものとし、及び学生相互間の親睦に寄与することを目的として設置されています。なお、本会の目的を達成するために、次の事業を行います。

- 新入生に対する大学生活の意義及び課外活動等の紹介に関すること。
- 本会の資金の各種課外活動団体への配分に関すること。
- 本学の学生団体の代表者として、九州地区及び鹿児島県内の学外団体との連絡調整に関すること。
- 学園祭等の学生が主催する事業を企画及び実施に関すること。
- 学生生活を安全かつ豊かにするための交通対策に関すること。
- 学生生活に関する広報に関すること。
- その他本会の目的達成に必要なこと。

※11. 諸規則「鹿屋体育大学体育会会則」(113頁) 参照。

学外の研修施設

→【学生課学生企画係】

九州地区の国立大学の学生及び教職員が利用するために設けられた共同の研修施設です。

◎九州地区国立大学九重共同研修所(大分県玖珠郡九重町湯坪字八丁原600-1)

○利用の条件

- ・九州地区国立大学の学生,または教職員であること。
- ・研修計画を有し,明確な責任者を有すること。
- ・原則として5人以上の団体であること。
- ・利用期間は原則として1泊2日以上,4泊5日以内であること。

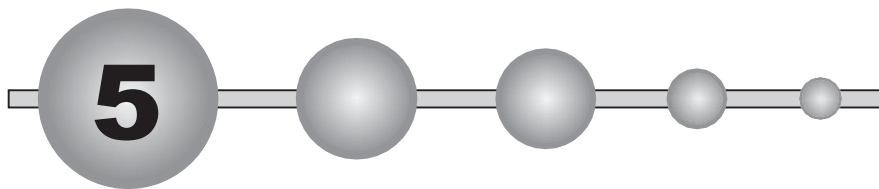
○申込方法

九重共同研修所事務室に直接申し込んでください。

- ・電話:0973-79-2617
- ・ホームページ:<https://kokonoe.student.kyushu-u.ac.jp/kenshusho.html>

○利用に関する経費

・食費	朝 430円, 昼 580円, 夕 870円	
・雑費	1泊につき 520円	合計 2,400円(食費+ 雑費)
・暖房費	1泊につき 300円(10月～5月)	



福 利 厚 生





本学独自の入学料及び授業料特別免除制度、特別奨学金給付制度

→【学生課生活支援係】

本学独自の学生支援の制度として、本学学生の勉学意欲の向上、優秀な人材の輩出などを図ることを目的とし、学業成績優秀者及び競技成績優秀者に対する入学料特別免除制度及び授業料特別免除制度と、家計急変により修学継続が困難な学生に対する特別奨学金給付制度を平成23年度から実施しています。

制度の概要については、次のとおりです。

なお、本制度の対象者については、本学所定の基準により選定しており、特に募集は行っておりません。また、入学料特別免除については、平成29年度入学者から次のように実施しています。

◎入学料特別免除

○競技成績優秀者(学部入学者)

総合型選抜(SS)入試による入学者全員と、学校推薦型選抜入試の入学者のうち、オリンピック・世界選手権・アジア大会等の国際大会への出場者や全国大会で優秀な競技成績を持つ者の中から上位の成績の者に対して、「入学料」を免除します。ただし、1競技につき2名まで(総合型選抜(SS)入試を優先)とします。

○学業成績優秀者(大学院入学者)

大学院修士課程又は博士後期課程の入学者(欠員補充募集、現職教員入試、SS認定及びSC認定による入学者並びに筑波大学との共同専攻入学者は除く。)のうち、入試成績が特に優秀と認められる者に対して「入学料」を免除します。

(修士課程:上位3名, 博士後期課程:上位2名)

◎授業料特別免除

○学業成績優秀者(学部)

学業成績を累計の修得単位数(累積)及び GPA(年間及び累積)で評価(学部1年次を除く)し、成績優秀者(各年次上位3名(3・4年次は年間・累積の各上位3名))に対して、「前期分の授業料」を免除します。

○学業成績優秀者(大学院)

学業成績を前年度1年間の研究論文等の学術研究活動で評価(修士課程1年次を除く)し、成績優秀者(各年次上位3名)に対して、「前期分又は前・後期分の授業料」を免除します。

○競技成績優秀者

学部学生(1年次を除く)及び大学院修士課程学生で、オリンピック・世界選手権・アジア大会等の国際大会代表選手や日本選手権優勝などの優秀な競技成績を収めた学生のうち、上位の成績の学生(10名)に対して、「前期分の授業料」を免除します。(1競技2名まで)

学長が特に優秀と認めた学生については、「前・後期分の授業料」を免除します。

このほか、学部4年(本学修士課程進学予定者を除く)及び大学院修士2年次の学生を対象とした「後期分の授業料」の免除があります。

◎特別奨学金給付

学資負担者の死亡・失職等の理由により、経済的に著しく困窮し、かつ修学態度が良好である学生に対して、「特別奨学金(20万円)」を給付します。

本給付を希望する場合は、学生課生活支援係へお知らせください。ただし、予算枠の都合により、所定の要件を満たしても、給付対象とならない場合があります。



高等教育の修学支援新制度（授業料等の減免、給付奨学金）

令和2年度から開始された高等教育の修学支援新制度では、入学料・授業料の減免および給付奨学金の支給による経済的支援を受けることができます。支援を受けるためには、日本学生支援機構の給付奨学金を申し込み、減免の認定を受ける必要があります。給付奨学金は、高等学校等での申し込み（予約採用）のほか、大学入学後の申し込み（在学採用）も可能です。大学からの掲示やメールによる連絡に注意してください。

支援内容や支援対象者の要件及び選考基準の概要は以下のとおりです。詳細は、次に示す各ホームページ及び募集時に配付される募集案内を参照してください。

文部科学省ホームページ内「高等教育の修学支援新制度」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.html

日本学生支援機構ホームページ内「奨学金の制度（給付型）」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

※大学院生は本制度の支援対象外となります。大学院生及び給付奨学金の申込資格（後述）を持たない学部学生については、本学が定める申込資格を満たすことで、本学の授業料免除制度に申請することができます。大学からの掲示やメールによる連絡に注意してください。

◎支援の金額

1. 給付奨学金（月額）

世帯の所得金額に基づく区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200 円 (33,000 円)	66,700 円
第Ⅱ区分	19,500 円 (22,200 円)	44,500 円
第Ⅲ区分	9,800 円 (11,100 円)	22,300 円
第Ⅳ区分	7,300 円 (8,400 円)	16,700 円

※生活保護世帯で自宅から通学する場合及び児童養護施設等から通学する場合は、カッコ内の金額となります。

2. 授業料の減免

世帯の所得金額に基づく区分	減免金額
多子世帯	全額
第Ⅰ区分	全額
第Ⅱ区分	全額の2/3
第Ⅲ区分	全額の1/3
第Ⅳ区分	全額の1/4

※「多子世帯」とは生計維持者が扶養する子どもの人数が3人以上の世帯のこと。なお、多子世帯については支援区分にかかわらず授業料全額が免除される。申請必要。



◎給付奨学金の申込資格

次の(1), (2)の両方に該当する人が申し込みます。

(1) 大学等への入学時期等に関する資格

1. 高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日(※)までの期間が2年を経過していない人

※ 本学に編入学した人は、編入学する前に在学していた学校に入学した日とします。

なおこの場合、編入学する前に在学していた学校を卒業等した後1年以内に本学に編入学している必要があります。

2. 高等学校卒業程度認定試験(以下「認定試験」といいます。)の受験資格を取得した年度(16歳となる年度の)の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人(5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人を含みます)で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

3. その他、外国の学校教育の課程を修了した人など

(2) 在留資格等に関する資格

外国籍の人は、次の1～3のいずれかに該当する人のみ申込みができます。日本国籍の人は、上記

「(1) 大学等への入学時期等に関する資格」を満たせば申込みができます。

1. 法定特別永住者
2. 在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」である人
3. 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人

◎支援対象者の要件

支援対象となるには、別途定められている①学業成績等に関する基準 ②家計の経済状況に関する基準をそれぞれ満たしている必要があります。



日本学生支援機構奨学金(貸与型)

→【学生課生活支援係】

奨学金の概要

日本学生支援機構の貸与奨学金には、「第一種奨学金(無利子)」と「第二種奨学金(有利子)」があります。奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。また、卒業後返還された奨学金は、後輩の奨学金として再び活用されます。家庭の経済状況や学生自身の人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申込みをしてください。

奨学金の種類

「第一種奨学金(無利子)」は、人物・学業共に優れ、経済的理由により著しく修学困難と認められた者に貸与されます。

「第二種奨学金(有利子)」は、貸与人員が大幅に拡大されており、人物・学業共に優れ、経済的理由により修学困難と認められた者に貸与されます。

また、新入生に限り、国民生活金融公庫の教育ローンの融資を所得が低いことで受けることが出来なかった世帯には、「入学時特別増額貸与奨学金」に申請することができます。

なお、学資負担者の急な離職等により経済的理由で学業の継続が困難となった場合のために、「緊急採用・応急採用」の特別制度が設けられており、随時受け付けております。

貸与・給付月額はそのとおりです。(令和3年4月1日現在)

【大学学部】

奨学金種類	貸与月額	
第一種奨学金(無利子)(※)	自宅通学者	2・3万円または45,000円から選択 ※家計状況により45,000円を選択できない場合があります。
	自宅外通学者	2・3・4万円または51,000円から選択 ※家計状況により51,000円を選択できない場合があります。
第二種奨学金(有利子) (在学中無利子, 上限年利率3%)	2～12万円まで, 1万円ごとに選択 ※貸与月額は, 事情により変更することができます。	
入学時増額貸与(有利子)	10・20・30・40・50万円から選択	

※令和2年度以降採用の給付奨学金と併せて貸与を受ける場合、貸与月額は異なります。

詳細は日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

【大学院(修士課程)】

奨学金種類	貸与月額
第一種奨学金(無利子)	50,000円または88,000円から選択
第二種奨学金(有利子) (在学中無利子, 上限年利率3%)	5・8・10・13・15万円から選択 ※貸与月額は, 事情により変更することができます。
入学時増額貸与(有利子)	10・20・30・40・50万円から選択



【大学院(博士後期課程)】

奨学金種類	貸与月額
第一種奨学金(無利子)	80,000円または122,000円から選択
第二種奨学金(有利子) (在学中無利子, 上限年利率3%)	5・8・10・13・15万円から選択 ※貸与月額は, 事情により変更することができます。
入学時増額貸与(有利子)	10・20・30・40・50万円から選択

申請の流れ

(1) 予約採用

本学入学前の学校等において, 日本学生支援機構の「予約採用候補者」となった者は, 入学後, インターネットで登録しなければなりません(進学届)。手続きは以下のとおりです。

1. 日本学生支援機構から送付された書類の中に「採用候補者決定通知(進学先提出用)」及び「進学前準備チェックシート」があることを確認してください。
2. 事前に, 1. の「進学前準備チェックシート」へ必要事項を記入しておいてください。
3. 入学時特別増額貸与奨学金について, 1. の「採用候補者決定通知」書面に指示がある場合は, その指示に従ってください。
4. 本学入学後, 速やかに, 「採用候補者決定通知(進学先提出用)」及び記入済みの「進学前準備チェックシート」を学生課へ提出してください。
5. 適切に記入されている者に対し, 登録用ID, パスワードを交付しますので, 各自, インターネットで登録してください。(学内の一部のパソコンは, 手続き後利用可能です。)

※詳細は, 機構から送付された「採用候補者の皆さんへ」で確認しておいてください。

(2) 定期採用

新たに貸与を受けたい者(本学入学前の学校等において, 機構の「予約採用候補者」となった者を除く。)に対し, 申請説明会を開催します。4月中旬に開催しますので, 希望者は, 入学後, 掲示板で確認し, 必ず出席してください。

当日は, 奨学金の内容及び申請方法についての説明のほか, 申請用紙等を配付します。

※奨学金の詳しい内容等は, 日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

奨学金の返還

奨学金は, 学資として貸与されるものですので, 貸与終了後は規定に従って必ず返還しなければなりません。

第一種奨学金は, 所定の期間内に月賦, 月賦・半年賦併用, その他定める方法の中から返還方法を選択します。

第二種奨学金は, 所定の期間内に貸与利率を基にした元利均等方式で月賦, 月賦・半年賦併用のいずれかから返還方法を選択します。

返還猶予

1. 奨学生であった者が, 引き続き在学するときは, 「在学届」の提出によって在学中の返還が猶予されます。
2. 卒業後進学したときは, 進学校に「在学届」を提出することによって, 在学中の返還が猶予されます。
3. 卒業後, 災害又は傷病, その他真にやむを得ない事由によって, 返還が困難になった場合は, 返還期日の到来前に手続きをすれば, 一定期間返済が猶予されます。

※返還猶予の詳細については, 日本学生支援機構のホームページでご確認ください。



特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度です。学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としています。

【対象者】

- ・大学院第一種奨学金採用者で、当該年度中に貸与終了する者。
- ・課程修了は申請要件ではありませんが、貸与終了時に在学している課程で特に優れた業績を挙げたことが必要です。ただし、博士後期課程、3年制博士課程に在籍する平成31年以降の奨学生採用者は、学位取得した者(当該年度内の取得見込み者を含む。)のみ申請することができます。

【申込手続】

- ・貸与終了する奨学生が在学する大学長に願出、大学長から日本学生支援機構へ推薦される必要があります。

※詳しくは日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

その他の奨学金

→【学生課生活支援係】

日本学生支援機構奨学金以外にも地方公共団体や民間の育英奨学事業団体等が行っている奨学金があります。本学へ募集依頼があった場合は、随時提示しますので、こまやかに掲示板を確認してください。

申請方法は、本人が直接申請する方法と大学が取りまとめて推薦する方式があり、奨学団体によって異なります。



学生旅客運賃割引証(学割証)

→【学生課生活支援係】

JR等を利用して旅行するときに、乗車船区間が片道100kmを超えて旅行する場合は、旅客運賃の割引を受けることができます。

この割引制度は、修学上の経済的負担を軽減することを目的としているものです。使用できる旅行目的の主なものは、

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 休暇、所用による帰省 | 5. 修学上必要な見学又は行事への参加 |
| 2. 正課教育活動(教育実習、社会体育実習等) | 6. 傷病の治療等 |
| 3. 課外教育活動(対外試合、合宿等) | 7. 保護者の旅行への随行 |
| 4. 就職又は進学のための受験等 | |

となっています。

なお、学割証の有効期限は、発行の日から3ヶ月間となっています。

学割証が必要なときは、**交付願**に学生証を添えて、学生課学生企画係へ提出してください。また、以下のURLかQRコードからWEB申請をすることもできます。

<https://nifskac.jp.sharepoint.com/sites/student-form?OR=Teams-HL&CT=1685326840412&clickparams=eyJBcHBOYW11ljoivGVhbXMtRGVza3RvcClslkFwcFZlcnNpb24iOiIyNy8yMzA-0MDIwMjcwNSIsIkhhc0ZlZGVyYXRlZFVzZXIiOmZhbHNlfiQ%3D%3D>



学割証の発行は、申込日の2日後となりますので、余裕をもって申請してください。

学生団体旅行割引証

→【学生課生活支援係】

学割証とは別に、学生団体運賃割引制度があります。

クラス、ゼミ、課外活動等において、学生8人以上を本学教職員が引率して、同一人員が同一行程を旅行する場合に適用されます。申込みは学長名で行うこととなりますので、「団体(グループ)旅行申込書」用紙(JR窓口もしくは旅行代理店で入手)に必要事項を記入の上、旅行する学生及び教職員の名簿(書式は自由)を添付し、学生課生活支援係へ提出してください。完成した申込書の発行は、提出日の2日後以降となりますので、余裕を持って申請してください。JRグループでの団体乗車券の申込受付期限は出発日の14日前までとなっています。



アルバイトの紹介

→【学生課学生企画係】

◎アルバイト

学生は勉学に専念することが本分であり、過度のアルバイトは、どのような仕事であっても好ましいことではありません。

しかし、家庭の事情や社会の営みを経験したいなどの理由でアルバイトを行いたい学生のために、本学ではアルバイトの紹介を適宜行っています。

◎紹介方法

本学にアルバイトの求人があった場合は、掲示板やWebClassに掲載します。また学生課に求人票をつづったファイルもありますので、アルバイトを希望する学生は、自由に閲覧してください。

◎制限職種

学生として不適当な職種については取り扱っていないので、知人等から紹介があった場合でも就労しないようにしてください。

特に、公職選挙の運動員・スナック等の風俗営業関係のアルバイトは厳禁としておりますので、就労しないようにしてください。

紹介していない不適当な主な職種

•危険を伴うもの

機械作業を伴う現場作業
高電圧及び電気関係で危険を伴うもの
自動車・バイクの運転業務及び助手
高所での室内・室外作業
重量物を取り扱う作業

•法令に違反するもの

労働争議に介入するおそれのあるもの
ネズミ講・マルチ商法に関するもの

•その他

選挙の応援に関する業務及び宗教に関する業務
労働条件が不明確なもの、又は著しく悪いもの

•健康上有害なもの

農薬・劇薬等有害な薬物を取り扱う作業極
高温・極低温内での作業
重労働

•教育上好ましくないもの

ギャンブル場内での作業
風俗営業の現場作業
訪問販売及び勧誘
深夜作業



◎その他

アルバイトを行う場合、以下のホームページ等を参照してください。

「アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」

(厚生労働省ホームページ)

URL https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/pdf/parttime_point.pdf

学 生 宿 舎

→【学生課生活支援係】

◎施設の概要

学生宿舎は、大学構内のライフゾーンの一角に位置し、1棟70名収容の建物が5棟設けられています。部屋はすべて個室で、収容人員は男子280名、女子70名となっています。宿舎は居室のほか、各階に共用施設として補食談話室、洗面・洗濯室、浴室、トイレ等があります。

また、入居者が主体的に規律ある共同生活を行うため、入居者自身が自治組織である学生宿舎会を組織しています。各種行事がありますので、入居者の皆さんは率先して参加してください。

◎経 費

(令和7年度予定)

経費名	金 額	備 考
寄宿料	4,300円／月額	
運営費等	15,000円／月額	諸経費及び光熱水料等
朝食代(学部1～3年全員、学部4年及び大学院生のうち、希望者)	79,200円／年額	土・日曜日及び長期休暇中を除く

◎入居の手続

入居者選考は、毎年行います。入居希望者(2年生以上で、初めて入居希望する者を含む。)は、学生課生活支援係に申し出てください。(11月頃から掲示する定期募集のほか、空室発生時等に臨時募集を行うことがあります。)



国民年金への加入

→【学生課学生企画係】

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。20歳になった方には、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」や納付書等が届くので、保険料を納付してください。

※保険料を納められないときは、未納のまま放置せず学生納付特例を申請しましょう。

◎学生納付特例制度

本人の所得が一定額以下の学生については、申請により在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

承認されると、猶予されている期間も保険料を納めた期間と同様に障害基礎年金の要件の対象期間になります。老齢基礎年金については、猶予されている期間も受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されないため、満額を受けるためには追納の必要があります。

※本学では、学生納付特例の代行事務は行っておりません。

学生納付特例制度について(日本年金機構ホームページ)

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>

◎こんなときは必ず届け出を

(1)住所、氏名が変わったら

…住民票届け出と同時に出来ますので、市役所、年金事務所に申し出てください。

(2)新しく会社に就職し、職場の社会保険などに加入したとき

国民年金に関する問い合わせ先

・鹿屋市役所 市民生活部市民課

TEL:0994-31-1114

・鹿屋年金事務所

TEL:0994-42-5121



福利厚生施設(大学会館)の利用案内

→【学生課生活支援係】

大学会館には、学生及び教職員の福利厚生を増進するための次のようなさまざまな施設があります。

これらの施設は、利用者へのサービスを第一と考え運営されておりますので、ぜひ利用してください。

なお、意見や要望等がありましたら、遠慮なく申し出てください。



◎学生ラウンジ

授業前後などの憩いの場として、学生同士、また、講師やアドバイザーとのコミュニケーションなどに利用ください。(終日開放)

なお、学生ラウンジは全ての学生が利用する場所です。私物をおいたり、占有したりしないでください。

◎売 店

○営業時間

月～金曜日 8時30分～17時

(時期によっては、変更される場合もあります。)

○営業品目

- ・書籍・教科書等
- ・文房具類
- ・スポーツ用品
- ・食料品
- ・日用雑貨
- ・郵便切手・はがき類
- ・オリジナルグッズ
- ・その他取次業務(フリーニング、ゆうパック、自動車学校等)

※陳列されていない商品・書籍でも注文してお届けできますので、お気軽に売店職員までお申し付けください。





◎ NIFS GALLERY

開学30周年を機に、本学の教育・研究が社会に果たしてきた役割と成果、現状について、関係資料や映像を用いて展示し広く社会に発信するためのスポーツ文化ギャラリーとして、大学会館2階および大学院体育学研究科棟エントランスホールに『NIFSGALLERY』を開設しました。本学にゆかりのあるオリンピックや本学の地域貢献などを、メダル・ユニフォーム、オリンピック資料や解説パネルなど様々な資料により紹介しています。また、アクティブラーニングやグループ討議のための、ミーティングテーブルも設置されています。

(OPEN 月～金 8時30分～17時)



大学会館2階



大学院体育学研究科棟エントランスホール

◎ 食堂

・広いグリーンフィールドに面した明るく開放感のある食堂です(約200席)。壁面には巨大な古代オリンピック競技レリーフを配し、オリンピック出場を目指す学生にとって大いに刺激になっています。ここでは、委託業者の栄養士が常駐し、食事のカロリーや栄養バランスに気を配っています。

○営業時間

月～金	朝	7時～9時
	昼	11時～13時30分
	夕	18時～20時

※上記時間帯以外でも対応できます。合宿やパーティ等どうぞ利用してください。

○料 金

(令和7年度予定)

メ ニ ュ ー 価 格 (円)	
朝食	450
夕食セット(日替)	550

※昼食については、アラカルト方式で、お好みのメニューを選ぶことができます。

このほか、日替り丼(カツ丼、天丼、親子丼、中華丼、牛丼など)や、カレー、うどん、ラーメンなどを提供しております。

特に、日替り丼は、ボリュームがあって人気があります。

※仕出し弁当やオードブルなどもお受けしております。





◎理・美容室

○営業時間

火～日曜日 10時～19時

(毎月曜日及び第3日曜日は休業)

○料 金

カット(学生) 2,100円

※市価よりも安くしておりますので、ぜひご利用ください。

なお、利用にあたってはできるだけ予約をお願いします。



◎ATM(現金自動預け払い機)

売店横に、鹿児島銀行のATMを設置しております。

ATM利用案内

○営業時間 平日8:00～21:00

○取扱業務 引出振込、残高照会、通帳記入、預入、
定期預金振替、キャッシング・クレジット、
カードローン

○その他サービス

全国カードサービス、全国キャッシュサービス、

ATM利用手数料無料提携サービス

ゆうちょ銀行も利用可能(別途手数料が必要)



◎コピーサービス

附属図書館1階ロビーに、コピー機を1台置いています。(白黒10円、カラー40円)

5

福利厚生



その他福利厚生施設

→【教務課】

◎学外者控室

大学院棟1階の演習室Ⅱの前の部屋を障がい者及びその関係者が控室等として利用できるように学外者控室を設置しております。

○利用者及び利用内容

1. 外部から来学する障がい者及びその関係者の休憩及び打ち合わせ等
2. 障がいのある非常勤講師の講義前後の休憩及び準備・打ち合わせ等
3. 障がいを持っている教職員の休憩等
4. 障がい学生との打ち合わせ等
5. その他打ち合わせ等(上記1～4の利用がない場合に限る)

ただし、申請後に上記1～4の利用申請があった場合は利用できないものとする。

○利用時間

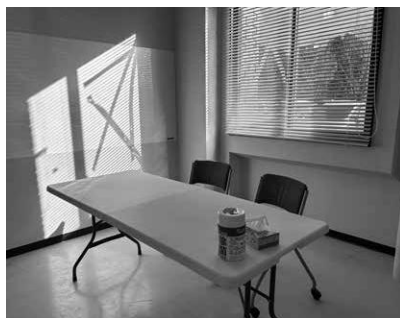
原則平日の8時30分～17時

※ただし、時間外や土日にイベント等で利用する場合は事前に教務課教育支援係へご連絡ください。

○利用申請

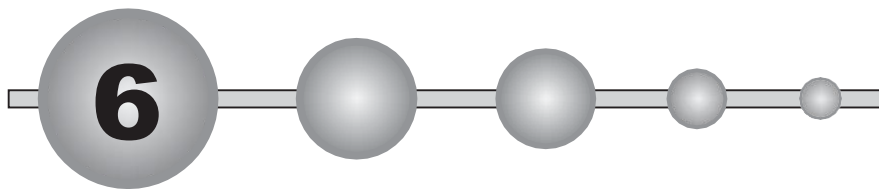
教務課教育支援係へ利用希望日時をお申し出ください。

※デスクネットの設備予約(会議室・公用車)に新たに「学外者控室」の項目を追加しておりますので、空いている時間帯であれば利用できます。



○利用方法

部屋は施錠されていますので、教務課へ鍵を取りに来てください。



就 職



6

就
職

就 職 支 援

→【教務課キャリア支援係】

大学では、職業安定法に基づき職業紹介事業を行っています。学生諸君にとって大学卒業後の就職は、重要な問題ですから、平素の勉学修養はもちろん、対人関係や社会的教養を十分に養い、社会人として通用する人格形成に努めるよう心掛けることが大切です。

本学ではキャリア形成、就職支援として、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「キャリアデザインⅢ」、「キャリアセミナー」、「キャリア対策セミナー」等の授業による支援、「教員・公務員採用模擬試験」、「就職塾」、「合同企業説明会」などの就職行事による支援を行っています。また、各ゼミ指導教員や各課外活動団体顧問教員による日常的な進路相談のほか、就職相談員による就職相談や模擬面接、エントリーシートの添削など個別支援も行っていますので、自身の進路について各人が積極的に行動するようにし、困ったことがあれば担当係に相談に来てください。



就職相談員による個別指導



学外合同企業説明会



就 職 塾



学内一般企業・公務員合同説明会

卒業・修了後の進路状況等(本学ホームページ)

URL <https://www.nifs-k.ac.jp/campus-life/support/careers/>

◎キャリア形成支援センターの利用

キャリア形成支援センターにはジョブカフェが設置されており、就職活動・採用試験関連の参考書や過去問題、対策本の貸出やWeb面接等に使用できる個室がありますので気軽にご利用ください。また、企業からの求人・インターンシップ情報については、「鹿屋体育大学キャリアナビ(大学HP → 学生生活・就職 → 在学生専用ページ)」から検索、閲覧することができます。

キャリア形成支援センターでは、学生及び既卒者のみなさんのあらゆる就職の悩み事について、より適切な解決方法をアドバイスしています。

なお、相談内容についてはプライバシーを厳守しております。安心して相談してください。

■相談員 ・教務課キャリア支援係

・就職相談員

月:10:00～16:00

火:11:00～16:00

水:10:00～12:00, 13:30～15:30

木(前期):9:30～11:30, 15:00～16:00

木(後期):10:00～16:00

金:9:00～12:00

※事前予約できます。教務課窓口かキャリア支援係までご連絡ください。

■その他の相談方法

① 電話での相談 0994-46-4883

② Eメールでの相談

就職相談窓口専用アドレス

gaku-in@nifs-k.ac.jp

③ 手紙での相談

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地

鹿屋体育大学 教務課キャリア支援係 宛

①～③ いずれも教務課キャリア支援係が対応します。

◎企業を希望する場合

令和6年3月卒業生の状況をみると企業関係への就職は、健康・スポーツ関連企業(プロ実業団選手含む)が約15%、その他一般企業が約25%の合計約40%となっています。

企業関係へ進路を選択する場合、留意すべき事項は次のようなことが考えられます。

第一に、現在華々しく活躍している企業でも、将来にわたってそのまま経過するとは限りません。決して目先の収入や待遇だけで選択せず、できるだけ多くの情報を収集し、十分に企業の研究を行い、社風、業務内容、将来性が自分に合っているか、自分の将来を託すにふさわしい企業かを十分見定める必要があります。

第二に、自分の希望する分野が決まったら、その分野について研究したり、その分野に就職している知人や先輩等からできるだけ多くの情報を得るようにしましょう。

第三に、企業の採用試験は面接が重視されていますので、日常的に良好な対人関係を形成するよう心掛け、しっかりと自己を確立させる努力が大切です。

◎教員を希望する場合

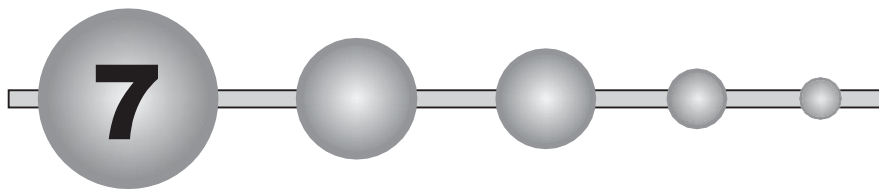
教職関係への正規での採用は例年数名とわずかですが、非常勤講師等を含めると約15%程度となっています。

教員になることを目標に本学に入学してきた学生諸君も少なくないと思いますが、年々難関かつ狭き門となっているのが現実です。教員選考試験は、1・2年次のかかなり早い時期から受験の準備をしないと合格は難しい状況です。学内の模擬試験や教員採用試験勉強会に積極的に参加し実力を付けて臨まなければ、ただ、教員になりたいという安易な気持ちでは採用されません。まず、教員採用までの自分なりのスケジュールを作成し、実行していくことが肝要です。

◎公務員を希望する場合

公務員関係への就職は、約22%程度となっています。

公務員には、大きく分けて国家公務員と地方公務員がありますが、その種類は、かなりの数になります。公務員の場合も、教員選考試験同様それぞれ採用試験があり、教員試験同様早い時期からの準備が必要です。また、公務員模擬試験や公務員採用試験勉強会に積極的に参加しましょう。



健 康 管 理



保健管理センター

→【保健管理センター, 学生課学生企画係】

保健管理センターは、学生及び教職員の保健管理に関する専門的業務を行い、心身の健康の保持増進を図るとともに、学生の修学、生活等の相談を行うための施設として、昭和63年(1988年)5月に設置されました。

ここでは、医師及び保健師が在室し、学内で発生したケガ等に対する応急処置、健康及び精神衛生に関する相談・助言並びに保健指導、定期健康診断等を行っています。またリハビリテーションに必要な機器も最小限に備えてあり、簡単なリハビリができます。



◎利用時間

月曜日～金曜日 9時～17時

上記の時間帯に利用してください。

なお、利用する際は、センター内の受付に必ず申し出てください。

○開館時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

(祝・休日及び年末年始を除く。ただし、やむを得ず上記以外に閉館する場合は事前に掲示いたします。)

※閉館中に、救急処置を必要とする事故等が発生した場合は、救急車の要請など状況に応じて適切な措置をとるとともに、学生課又は警備員に連絡してください。

◎業務案内

○健康相談

身体に痛みを感じたり、慢性的な疾患があったり、対人関係や不眠などで悩み、心身に異常を感じたときなども、相談に応じています。

ケースによっては、専門の医療機関への紹介も行っています。

なお、学外の精神科医を学校医として委嘱していますので、精神的な悩みに対して専門的な立場からのアドバイスももらえます。

Eメールでの相談も受け付けます。メールアドレス hokekan@nifs-k.ac.jp

◎健康相談日程表

時間帯		9:00～11:30	14:00～16:30
曜日			
月			整 形 外 科
火	内 科		
水			整 形 外 科
		心理カウンセリング(10:30～14:30)	
木	内 科	整 形 外 科	
		心理カウンセリング(9:30～15:30)	
金	整 形 外 科	内 科	

※都合により変更になる場合もあります。

○定期健康診断

毎年4月上旬に、全学年を対象とした定期健康診断を行っています。

〈検査項目〉身長・体重・血圧・尿検査・内科・胸部間接X線・心電図・健康調査のアンケート、必要に応じて心臓超音波検査

定期健康診断は、学生の健康状態を的確に把握するとともに、疾患のある学生を早期に発見して、適切な指導を行うためのもので、法令に基づき、実施することとされています。

※もし、受診を怠ると、就職、教育実習、競技会等の対外試合等の際、必要となる健康証明ができません。

指定された期間に必ず受診しましょう。

○特別健康診断

新入学生(3年次編入学生を含む。)を対象として、定期健康診断の中で、血液生化学検査や健康調査のアンケート、必要に応じて心臓超音波検査などを実施しています。

○応急処置

授業や休憩時間、または課外活動などでけがを負ったり、病気になった学生に、応急処置を施すなど対応を行っています。

なお、センターで対応できない病気やけが、または継続的な治療が必要な場合は、専門の医療機関を紹介します。

○健康診断証明書の発行(5月連休明け以降)

定期健康診断を受診した学生には、証明書を発行しています。

実習や就職、試合等で必要な場合は、センターへ申し込んでください。

なお、土日・祝日を考慮し、希望日の1週間前までには申し込んでください。

○臨床検査

必要と認められた場合には、尿、血液検査、心電図、心臓超音波検査、筋超音波検査などの検査を行っています。

○リハビリテーション

けがや手術後のリハビリテーション(回復訓練)の相談にも応じています。また、リハビリテーション用の機器も利用できます。ストレッチなどの簡単な道具も準備しており利用できます。(詳細はセンターへお問い合わせください)。

○重点強化指定選手のメディカルチェック

毎年度指定される重点強化指定選手は、コンディションの確認・フォローのため、継続的にメディカルチェックを受けられます。

○その他

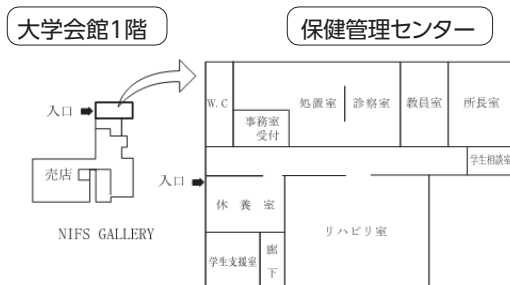
全自動身長体重計、体脂肪計、血圧計など各種身体計測機器を置いていますので、利用できます。また、休養室もありますので、必要な場合はセンターの受付に申し出てください。

◎利用できる機器

- ・全自動身長体重計
- ・自動血圧計
- ・エアロバイク
- ・体脂肪計
- ・ホットパック
- ・視力計
- ・レーザー治療器
- ・マッサージ機

※上記以外にも各種機器がありますので、保健管理センターへお問い合わせください。

◎案内図



◎健康診断と安全

① 健康診断の義務化

体育・スポーツ活動中の事故は一部の年齢層に見られるというのではなく、若年者層から高齢者層にいたる年齢層において発生しているのが現状です。特に心筋梗塞や急性心不全などによる死亡事故は、日常生活において何ら自覚症状がなくて体育・スポーツ活動をすることによって発生していることが多いです。このことから、事前の健康診断の義務付けは常識となっています。

② 健康診断の内容

健康診断の内容については、一般的に次に示す内容の検査が必要とされています。

- 1) 一般診察
- 2) 尿検査
- 3) 血液検査
- 4) 胸部X線検査
- 5) 心電図検査

特に、体育・スポーツ活動中に倒れて死亡する(いわゆる突然死)事故が多発しており、その原因に心臓系に起因するものが圧倒的に多いことから心電図検査をすることが大切です。

③ 健康診断の意味

事故防止のため、健康診断書に対する過信は禁物です。健康診断書に何らの異常がなかったからといって、体育・スポーツ活動をするものの安全が保証されたものではないからです。

健康診断書は、単に体育・スポーツ活動をするにあたって、妨げとなるような疾病や異常がないことを意味するものであって、体育・スポーツ活動をして安全であることを保証したものではないことを指導者は肝に銘じることが大切です。

④ 健康診断の時期

健康診断は定期的に行うことによって事故防止に役立ちます。健康診断書は、診断を受けたその時点での健康状態を証明するものです。したがって、診断した時点でたとえ異常がなかったからといって、常にその状態にあるものではないことを念頭におかなければなりません。

⑤ 既往症の確認

指導者は事故を未然に防止するために、事前に既往症(過去の心臓系疾病等の有無)のチェックを行い、既往症のある時は医者と相談し、指導を行う必要があります。

⑥ 自覚症状のチェック

体育・スポーツ活動を行う当日の健康状態のチェックが必要となります。その日の健康状態やチェックは自覚症状によるもので、体育・スポーツ活動を行う前はもちろん、活動の最中や活動後に次のような症状が見られた場合には、事故防止のため細心の注意が必要です。

- 1) 体育・スポーツ活動前の自覚症状
 - a. 睡眠不足気味
 - b. 食欲がない
 - c. 頭が痛い
 - d. 吐き気がする
 - e. 胸が息苦しい
 - f. めまいがする
 - g. 熱気がある
 - h. 風邪気味
 - i. 疲労感がある
- 2) 体育・スポーツ活動中の自覚症状
 - a. 冷汗が出る
 - b. 吐き気がする
 - c. 胸が苦しい
 - d. 呼吸が苦しい
 - e. 頭が痛い
- 3) 体育・スポーツ活動後の自覚症状
 - a. 胸の痛みや圧迫感がある
 - b. 吐き気や嘔吐がある
 - c. 疲れがとれない
 - d. 睡眠がとれない

⑦ 異常発見への努力

指導者、指導中において異常の発見に努めることが、事故を未然に防止することにつながることを認識すべきです。早期に異常を発見する観点は以下のとおりです。

- a. 目の輝き
- b. 顔色
- c. 表情
- d. 動作

保 険 制 度

→【学生課スポーツ支援係】

ケガをしたら、まず届け出を！

事故にあったとき、人にケガをさせて損害賠償責任を負いそうになったとき、身内に不幸があったときなど、速やかに学生課へ届け出てください(大学から保険会社へ通知します。)

事故の日から30日以内に保険会社に通知がなかった場合は、保険金が支払われない場合があります。

学生生活を送る上で、思わぬ事故に遭ったり、事故を起こしたりしてけがを負うことがあります。また、他人へ損害を与えたり、物を壊したりして損害賠償責任を負うこともあります。これに対して、大学では、学生が安心して学生生活を送れるように各種保険による補償制度を準備しています。

◎学生教育研究災害傷害保険

●どんな事故が対象となるか？

授業や課外活動中、通学中、休憩中など大学の教育研究活動中の事故により、けがをした場合が対象となります。

●加入の方法は？

入学のとき、全員加入となります。

ただし、予定の修学年限(学部生は4年、第3年次編入学生は2年)を超過することとなった場合は、再度加入する手続きが必要です。

●保険料は？

4年間 3,300円 3年間 2,600円 2年間 1,750円

●どんな場合に、いくらもらえる？



区 分	補 償 内 容		
	正課中・学校行事中	課外活動中(学内外)	キャンパスにいる間 通学中 学校施設等相互間移動中
通 院	治療日数1日以上を 対象として 3,000円～300,000円	治療日数14日以上を 対象として 30,000円～300,000円	治療日数4日以上を 対象として 6,000円～300,000円
入 院	日額4,000円(180日を限度)		
死 亡	2,000万円	1,000万円	
後遺傷害	120万円～3,000万円	60万円～1,500万円	

◎学研災付帯賠償責任保険

●どんな保険か？

学生が国内で、正課、学校行事及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして被った法律上の損害賠償を補償する保険で、対象となる活動範囲により次の2コースがあります。

A コー ス (学 研 賠)	正課、学校行事及びその往復中(Bコースの内容を含みます。)
B コー ス (イン ター ン 賠)	正課、学校行事、課外活動として認められたインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復中

●加入の方法は？

入学のとき、Aコースに全員加入となります。

●保険料は？

Aコース：4年間 1,360円 3年間 1,020円 2年間 680円

Bコース：1年間 210円

●いくら補償されるのか？

対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度

◎スポーツ安全保険

●どんな事故が対象となるのか？

課外活動中及びその往復中に生じた事故によるケガやそのケガによる後遺傷害及び死亡が対象となります。また、課外活動中及びその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合も対象とします。

●加入の方法は？

入学のとき、全員加入となります。
(大学院生は任意)

●保険料は？

4年間 7,400円(年額1,850円)

●どんな場合に、いくらもらえる？

右表のとおり

区 分		補 償 内 容
傷 害 保 険	通 院	日額1,500円 (事故の日から180日以内で30日を限度)
	入 院	日額4,000円(事故の日から180日を限度)
	死 亡	2,000万円
	後遺傷害	最高3,000万円
賠 償 責 任 保 険	対人・対物 賠 償	合算1事故5億円 ただし、対人賠償は、1人1億円(限度額)
そ の 他	突 然 死 葬 祭 費 用	団体の活動中及び往復中に発生した突然死(急性心不全、脳内出血等)が対象 180万円(限度額)

◎その他の保険制度

●どんな保険か？

学研災付帯学生生活総合保険と鹿屋体育大学学生総合補償プランを案内しています。

学生教育研究災害傷害保険、スポーツ安全保険でカバーできない日常生活全体に補償範囲を広げたもので、主に、ケガや賠償責任の補償のほか、扶養者の方に万一のことがあったときの学資費用、学生宿舍・下宿学生の借家人賠償責任など、総合的に且つ幅広く補償する内容です。

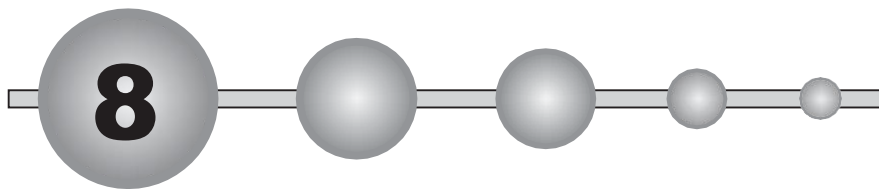
●加入の方法は？

入学のとき、案内(任意加入)しています。また、随時受け付けていますので、学生生活を安心して過ごすためにもぜひ加入しておいてください。

なお、予定の修学年限(学部生は4年、第3年次編入学生は2年)を超過することになった場合は、再加入の手続きが必要です。

●保険料は？

学研災付帯学生生活総合保険と鹿屋体育大学学生総合補償プランで異なります。詳しくは学生課スポーツ支援係に問い合わせてください。



附属図書館





附属図書館

→【国際・学術情報課図書サービス係】

附属図書館は、教育・研究に必要な図書、雑誌、その他の資料を一元的に収集し整理・保存して学生及び教職員の利用に供する重要な役割をもっています。

本学の附属図書館は、学習や研究に必要な体育・スポーツ科学の専門図書の外に他分野の専門図書を含め、10万冊を超える図書、約2,500種の雑誌を所蔵しています。その資料のなかでも特に体育・スポーツ、レクリエーション及び武道に関する専門図書等を充実するようにしていますので、大いに利用してください。附属図書館の詳細はホームページをご覧ください。

附属図書館ホームページ「<https://www.lib.nifs-k.ac.jp/>」

◎附属図書館の利用

附属図書館の利用は、次のとおりですが、詳細については、「[附属図書館ホームページ](#)」「[鹿屋体育大学附属図書館利用規程](#)」、「[図書館利用案内](#)」等を参照してください。

なお、不明な点は遠慮なくカウンターにお尋ねください。

○開館時間

月曜日から金曜日 (春・夏・冬期休業期間)	8時30分～21時00分 (9時00分～17時00分)
土曜日	9時00分～17時00分
日曜日	13時00分～17時00分
国民の祝日 開学記念日(10月1日) 春・夏・冬期休業期間中の 土曜日、日曜日 年末年始(12月28日～ 1月4日)	休 館

* 臨時に休館又は開館する場合があります。

* 試験期間中は、開館時間の延長を行っています。



○館内で読む、観る

館内で自由に図書・雑誌等を利用できます。利用した資料は、閲覧室に設置してある返却台に返してください。

DVDも、館内で観ることができます。1階にケースが置いてありますので、1階受付カウンターで申し込んでください。ディスクをお渡しします。利用が終わったらカウンターへお返しください。

○本の貸出・返却

図書資料は、貸出ができ、館外へ持ち出せます。貸出及び返却の手続きは、1階カウンターに設置されている自動貸出返却装置をご利用ください。なお、貸出手続きには、学生証が必要です。

辞書類、雑誌、DVD等は館内のみの利用になりますので、持ち出しはできません。



○資料のコピー

コイン式コピー機（学生用）があります。1枚白黒10円、カラー40円。図書館資料をコピーするときは、著作者（書いたり、作ったりした人）の権利（著作権）を尊重して正しく利用する必要があります。複写申込書を記入してコピーしてください。

○貸出冊数及び期間

区 分	貸出限度冊数(1人当たり)	貸 出 期 間
本学の学部学生、大学院学生及びこれらに準ずる者(科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生)	10冊	28日

○資料の探し方、資料の取り寄せ方

図書館資料の探し方についてはカウンターでお尋ねください。図書館員がお答えします。また、図書館で見つからない資料（本や雑誌の記事論文などのコピー）を他の大学図書館などから取り寄せることができます。こちらもカウンターでお尋ねください。

○インターネット等の情報利用

新聞、雑誌の記事や学術論文（電子ジャーナル）を学内のインターネットにつながっているパソコンやタブレット等で読むことができます。また、各種データベースも利用することができます。

ゼミや小クラス単位など、数人のグループで申し込みいただければ、図書館利用説明会（館内案内ライブラリーツアー等も含む）や各種データベース利用説明会を実施しますので気軽にお尋ねください。

カウンターでは、個別に資料の探し方、データベースの利用の仕方についての個別相談も受けています。

○多読書コーナー

辞書なしですぐに読める英語の本があります。学内のネットワークからPC及びスマートフォン、タブレット端末等でも読むことができます。

<https://www.lib.nifs-k.ac.jp/information/pc-html>

スマートフォン等については こちらの QR コードからアクセスしてください。



○NIFSラコモ, グループ学習室の利用

附属図書館1階NIFSラコモ, 2階グループ学習室があり, アクティブラーニングやグループ討議などに利用できます。また、TVモニターや会議用WEBカメラも設置していますので、ご利用ください。予約なしで自由に使えますが、貸切で利用したい場合は、図書館カウンターへ申し込んでください。



◎附属図書館の利用

- 館内では、常に静粛を保ち、他の利用者の迷惑にならないよう注意してください。
- 出入口の通路が指定されているので、そのゲートを通して入退館してください。
- 館内では、携帯電話をマナーモードにしてください。
- 学生証を、常に携帯してください。

9

国際交流と留学生

9

国際交流と留学生

国際交流と留学生

→【国際・学術情報課国際交流係】

中国・韓国・台湾をはじめとする諸外国から留学生を受け入れ、体育・スポーツ、レクリエーション及び武道に関する専門的、実践的な教育を実施し、諸外国におけるこれらの分野の人材養成に協力するとともに、スポーツ交流等を通じて我が国の学生が広く諸外国の学生と接し得る機会を拡大するなど国際交流の促進に積極的に取り組んでいます。

また、今後ますます進展する国際化の流れの中で、本学としては、学生に対して幅広い国際的視野を持たせるため、外国人の教員を雇用し、外国語教育にも力を入れています。

なお、本学には、11名(令和6年5月1日現在)の留学生が在学しています。

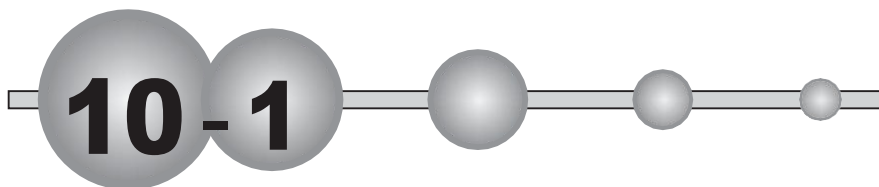
◎国際交流協定締結校一覧

国(地域)名	交流協定締結校	協定目的	締結年月日
中華人民共和国	上海体育大学	学術交流 学生交流	1997年1月26日 1998年10月21日
大韓民国	韓国体育大学校	学術交流 学生交流	1999年3月12日 1999年10月1日
台湾	国立体育大学	学術交流 学生交流	2002年6月4日
大韓民国	韓国海洋大学校 海洋科学技術大学	学術交流	2003年11月27日
カナダ	ウィルフリッド ローリエ大学	学術交流 学生交流	2003年12月15日
アメリカ合衆国	スプリング フィールド大学	交流に向けた 基本合意	2003年12月15日
中華人民共和国	渤海大学	学術交流	2004年1月26日
ドイツ連邦共和国	ケルン体育大学	交流に向けた 基本合意	2005年1月20日
中華人民共和国	天津体育学院	学術交流 学生交流	2017年9月3日 2019年11月4日
台湾	国立台湾体育運動大学	学術交流	2020年7月8日

◎大学間交流協定による留学生交流実績一覧

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受入	3人	0人	*1人	3人	2人	3人
派遣	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※但し、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年4月に受け入れた。



安全の手引(学生生活編)



交通事故

事故にあったら 起こしたら

→ 119番へ ☎

- まず、人命第一！直ぐに119番。負傷者等を放置してはいけません。
逃げた場合は、重大な刑罰が待っています。
- 事故の続発を防ぐため、負傷者を安全な場所に移動させてください。
他の交通の妨げにならないよう車を移動してください。
- ケガ人には、応急措置を施しましょう。

→ 110番へ ☎

- 交通事故にあったら、110番！事故状況や時刻を記録しましょう。
- 簡単に示談交渉には応じないで、警察に通報し、必ず警察官立会いによる現場検証をしてもらいましょう。後で、法外な事故処理の費用を要求されることがあります。**要注意！**
- 加害者(被害者)及び目撃者の氏名・住所・連絡先を記録しましょう。
- 保険会社にも連絡しましょう。
- ガソリンが漏れたり、積荷が危険物の場合もあるので、たばこは吸わない。
- 症状が無くても、医師の診断を必ず受けておきましょう。
- 加害者(被害者)と同様の「交通事故証明書」を必ず交付してもらいましょう。
交通事故証明書交付申請書の用紙は、警察署・交番・駐在所や保険会社に置いてある。
申請人：交通事故の当事者および正当な理由のある人
申請先：各都道府県の自動車安全運転センター

交通事故の主な相談所

交通事故の無料相談は、次の機関で受付けています。

鹿児島県

交通事故相談所	本所	鹿児島県鴨池新町10番1号鹿児島県庁1階 099-286-2526
同	鹿屋支所	鹿屋市打馬2丁目16-6 (大隅地域振興局本庁舎内) 0994-52-2089

鹿屋警察署

鹿屋市寿3丁目8番30号
0994-44-0110

落ち着いたら、学生課へ「交通事故届」を提出してください。



からだと心の健康

→【学生課学生企画係】

◎飲み過ぎ厳禁

お酒の飲み過ぎ、若い時からの飲酒の習慣化は命を縮めます。肝硬変は若い時の深酒も原因の一つだと言われています。また、若年者はアルコールを分解する力が弱く、骨や脳の発達に悪影響を及ぼし臓器にも負担がかかります。過度な飲酒はしないようにしましょう。なお、20歳未満者の飲酒は法律で禁止されています。

〈アルハラについての問い合わせ先〉

■特定非営利活動法人アスク

<https://www.ask.or.jp/>

■アルコール健康障害対策(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176279.html>



■20歳未満の者の飲酒防止/ 適正飲酒の推進(国税庁)

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/mokuji.htm>



■e-ヘルスネット(飲酒)(厚生労働省)

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol>



■イッキ飲み・アルハラ防止キャンペーン(イッキ飲み防止連絡協議会)

https://ask.or.jp/ikkialhara_campaign.html



*アルハラとは・・・「アルコールハラスメント」の略。飲酒にまつわる嫌がらせや人権侵害を指す。



◎エイズの予防

エイズは HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染して起こる病気です。感染すると抵抗力が落ちたり感染症や悪性腫瘍等にかかりやすくなったりします。身近な問題としてとらえ、予防の意識を持つことは大切なことです。

〈エイズに関するご相談は…〉

■公益財団法人エイズ予防財団

<https://www.jfap.or.jp/>

■エイズ予防情報ネット

<https://api-net.jfap.or.jp/>

■リアルに知る HIV・エイズ

<https://www.jfap.or.jp/aboutHiv/readTheAIDS.html>

■電話相談のご案内

・0120-177-812 フリーダイヤル(無料) ・携帯電話からは 03-5259-1815(有料)
月～金／10時～13時, 14時～17時(祝日を除く)

◎禁煙・絶煙のすすめ

喫煙の害は、本人の命だけでなく、次の世代の健康にも及ぼします。長期継続して喫煙を行うと、様々な病気が生じやすくなります。喫煙三大疾病と呼ばれている「慢性閉塞性肺疾患」・「ガン」・「虚血性心疾患」の他に歯周病にもなってしまうのです。また、20歳までの喫煙は「二十歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律」で禁止されています。

◎結核に注意

既に終わった病気と見られていた結核ですが、毎年新たに約2万人が結核を発病しています。結核は、患者から排菌された空気中の結核菌を吸い込んで感染します。最初の症状は咳、痰、微熱といった風邪の症状と似ています。咳が2週間以上続けば要注意です。早期発見・早期治療で感染を防ぎましょう。

■結核の検査や診察は

・(公財)結核予防会 <https://www.jatahq.org/>

・保健所管轄区案内(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hokenjo/

◎薬物乱用について

「薬物」とは、脳や神経細胞に作用して気分を変えるあらゆる物質のことを言います。その中で、脳の中樞神経に作用し、心身ともに悪影響を与える薬物(シンナー、覚せい剤、コカイン、大麻など)は依存性が高く、一度だけと軽い気持ちでも取り返しのつかない結果に陥ります。薬物に対する正しい知識を身につけ、薬物乱用を防止しましょう。

■薬物乱用防止相談窓口一覧(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/madoguchi.html>

■みんなで知ろう危険ドラッグ・薬物相談窓口

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/no_drugs/

☎03-5320-4515

■(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター

<http://www.dapc.or.jp/>

■大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料について(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm



■薬物乱用対策(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakubuturanyou_taisaku/index.html



■学生向け薬物乱用防止啓発資料(厚生労働省・文部科学省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001038787.pdf>



■薬物乱用のない社会を(警察庁)

<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/yakubutu/nodrug.pdf>



◎体調がよくない時は

できるだけ早く医師に診てもらいましょう。学内にも保健管理センターがあります。必要であれば病院を紹介します。学生定期健康診断を毎年必ず受けておきましょう。健康管理は平素から自分の健康に関心を持つことから始まります。血液型はもちろん、自分の血圧など平常時の体調を知っておきましょう。



**健康
相談**



保健管理センター

☎0994-46-4902

メールアドレス hokekan@nifs-k.ac.jp

安全な日常生活を送るために

→【学生課学生企画係】

◎若年層が陥りやすい消費者トラブル

近年、高齢者だけでなく若い人を狙う悪質商法が多発しています。成年年齢が18歳に引き下げられ、様々な契約が1人で行えるようになり、消費者トラブルは更に増えています。簡単に稼げる・絶対に儲かる等、おいしい話ほど疑うようにしましょう。若年層が陥りやすい消費者トラブルとして、「アポイントメントセールス、キャッチセールス」・「マルチ商法」・「デート商法」・「資格商法」・「架空請求」等が挙げられます。いずれも安易に信じず、冷静な判断を心掛けましょう。また、一定の期間内であれば無条件で契約の解除が出来る、クーリング・オフ制度があることも覚えておきましょう。

〈悪質商法に関するご相談は…〉

■消費者庁ウェブサイト

<https://www.caa.go.jp/>

■独立行政法人国民生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

日本全国の近くの消費者生活相談窓口が検索できます。

■消費者ホットライン

☎188

■若者の消費者トラブル（テーマ別特集）(国民生活センター)

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/wakamono.html



■“オイシイ投資話”にご注意！！！！(金融庁)

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/oishiitoushibanashi.html>



■暗号資産(仮想通貨)に関するトラブルにご注意ください！(消費者庁)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/



■暗号資産(仮想通貨) (国民生活センター)

https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/crypto.html



◎SNSの利用について

インターネット上では顔は見えません。相手がどんな人かわかりません。様々な情報が発信されたり発信したりと便利ですが、周りの人に不愉快な思いをさせないように個人個人で注意しましょう。本学では、SNSを適切に利用するための基本的な心構え・遵守事項を定めています。「鹿屋体育大学ソーシャルメディア利用ガイドライン」をよく読み、トラブルを未然に防ぎ、SNS を有効に活用しましょう。

■「インターネット安全・安心相談」警察庁

<https://www.npa.go.jp/cybersafety/>

■迷惑メール相談センター

<https://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html>

☎03-5974-0068

■インターネットトラブル事例集(総務省)

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/



■インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

(法務省・総務省)

<https://www.moj.go.jp/content/001335343.pdf>



■#NoHeartNoSNS (ハートがなけりゃSNS じゃない！)

(総務省・法務省・一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構

・一般社団法人セーフアーインターネット協会)

<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>



■あなたは大丈夫？ SNS での誹謗中傷 加害者にならないための心がけと被害に遭ったときの対処法とは？(政府広報オンライン)

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>



鹿屋体育大学ソーシャルメディア利用ガイドラインは、以下 QR コードから確認してください。





◎カルト的宗教団体に注意

最近カルト的宗教団体の大学生に対する勧誘活動が、マスコミ等で頻繁に取り上げられるなど社会的に大きな問題となっています。学生のみならず、このようなカルト的宗教団体の勧誘には十分注意してください。

これらの団体は、最初は音楽やスポーツ、ボランティアなどのサークルであるように偽って勧誘し、親しくなると断りづらくなってきた頃に宗教活動に勧誘するという手口で近づいてきます。そして知らず知らずの内にマインドコントロールされ、多額の献金を要求されてしまうことなどがマスコミ等で報じられています。

このような団体に入会することは、精神的・経済的に多大な被害を受けるばかりでなく、友人などを勧誘することで、仲間同士の信頼関係を壊すことにもなりかねません。

学内であっても、見知らぬ人から声をかけられて「怪しい」と感じたら、きっぱりと断るとともに、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報は絶対に教えないように注意してください。また、学内でこのようなカルト的宗教団体の勧誘活動を見かけたり、実際に勧誘をされた時は、学生課まで至急ご連絡ください。

■靈感商法等対応ダイヤル(法テラス)

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_news/osirase20221114.html



■靈感商法等の悪質商法対策に係る啓発チラシ(消費者庁)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_011/



◎盗難・遺失物

学内でも盗難事故が発生しています。盗難にあわないように各自で十分注意を！

肌身離すな、現金・貴重品！

盗難にあったら、学生課学生企画係へ連絡を！

- ロッカー室内に荷物を放置せず、必ずロッカーに収納し、施錠する。
- 共用室等を空けるときは、必ず施錠し、貴重品を置かない。
- 授業中は担当教員の指示に従い、貴重品は更衣ロッカー等に置かない。
- 課外活動中には、貴重品は身につけるか、貴重品袋等を用意し、責任者に持たせる。
- バイク・自転車を駐輪するときは、必ずハンドルロックとは別にチェーン錠などの鍵を二重に掛ける。

落とし物・忘れ物にも注意！

落とし物をした場合、拾った場合 ➡ 学生課スポーツ支援係へ連絡を！

毎日、落とし物があります。各自、落とし物・忘れ物をしないように十分気をつけてください。

・教室での忘れ物は、教室内の落とし物入れに入っていることがあります。

◎闇バイトに注意

現在、目先の利益を手に入れるため、若者が「闇バイト」に安易に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっています。「闇バイト」は単なるアルバイトではなく「犯罪」です。犯罪によって被害者やその家族に一生消えることのない深い傷を与えることとなり、自分の人生も他人の人生も台無しにするものです。絶対に関わらないようにしてください。

- 犯罪実行者募集の実態～少年を『使い捨て』にする『闇バイト』の現実～
(警察庁)

<https://www.npa.go.jp/news/release/2023/yamibaitojirei.pdf>



- インターネットトラブル事例集(アルバイト応募が招いた犯罪への加担)
(総務省)

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/stop_trouble/



- 特殊詐欺加害防止 特設サイト(東京都)

<https://www.kagaiboushi.metro.tokyo.lg.jp/>



- BAN 闇バイト(警視庁)

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/drug/yami_arbeit/ban_yamiarbeit.html





◎海・山の事故防止

夏期休業、冬期休業、春期休業、5月の連休期間に海や山での若者の事故が全国的に多発！悲惨な事故は、あなたの将来にも痛手となり、家族の悲しみも計り知れません。海や山へは入念な計画をもって安全第一に行動してください。

登山等の事故防止

- 登山等の目的に合った用具を持参・装備しよう
危険回避は自分の責任です。ヘルメットの着用や常備薬の用意等、危険を想定し、備えるように心がけましょう。
- 登山中の急激な気象変化に最新の注意を
登山は気象状況の把握が肝要です。急な大雨、落雷、突風や雪崩、吹雪、凍結には十分注意しましょう。
- 登山計画書はあなたを守る命綱です
- 水分をたくさんとりましょう
水分不足は熱中症や高山病のリスクを高めます。
リュックを軽くするために飲み物を減らすことは絶対にやめましょう。
水分補給の目安は、
必要な水分量(ml) = 体重(kg) × 行動時間(時間) × 5です。



「課外活動の安全対策と指導に
対する心構え」(43頁)も読んでください。
万が一事故にあったら

↓
学生課学生企画係に連絡を！

海・川等でのレジャーの事故防止

- マリネレジャー中はライフジャケットを常時正しく着用しよう
- 海ではできるだけ1人で行動しないようにしましょう
- 必ず気象海象情報を入手しよう
- 海上では、常に海上模様や雲の動き等に注意しよう
- その日に行うマリネレジャーに適する専用ウェア等を身につけよう
漂流した場合を想定し、目立つ色を身につけましょう。
- 十分なウォーミングアップを！
ウォーミングアップ不足はけがや大きな事故につながる恐れがあります。
- 健康状態が悪い時やお酒を飲んだ時は泳がない
- 防水バッグに入れた携帯電話等の連絡手段を確保しておこう
- 緊急通報用電話は「118番」へ
118番は海の上における事件、事故の緊急通報用の電話番号です。
いざという時は118番へ連絡しましょう。

◎海外渡航するあなたへ

- 海外渡航の前後には、必ず保健管理センターで健康相談を受けましょう。
- 海外渡航する際は国際・学術情報課国際交流係に届けましょう。
- 身辺の安全確保に十分注意を！
- 無理なプランは避けましょう。
- 在外公館のアドバイスや勧告には従いましょう。
- 健康管理や携行医薬品について、医師のアドバイスを受けましょう。
- 事件・事故があったら、在外公館へ連絡・相談！

安全な海外留学・旅行のために

■外務省海外旅行登録「たびレジ」

「たびレジ」は、海外旅行や海外留学される方が、旅行日程や連絡先などを登録すると、滞在先の海外安全情報や緊急時の連絡メールなどを無料で受け取ることができるサービスです。自分だけでなく、家族のアドレスも登録しておくと、日本にいても同じ情報が得ることができます。いざという時のために必ず登録しましょう。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

ハラスメント

ハラスメントは主に以下の3種類があります。

【セクシュアル・ハラスメント】

職員が他の職員、学生若しくは関係者に対して行う、又は学生が職員、他の学生若しくは関係者に対して行う性的な性質の不適切な言動のことです。地位利用型・対価型や環境型といった類型があります。

具体例

- 部屋に呼び出され、マッサージと称して体を触る。
- 試合への出場を条件に、性的な関係を迫る。

【アカデミック・ハラスメント】

職員が就業上の地位若しくは権限を不当に利用して他の職員若しくは学生に対して行う、又は学生が修学上の地位若しくは権限を不当に利用して他の学生に行う研究上、教育上若しくは修学上の不適切な言動のことです。

具体例

- 故意に特定の学生への指導を怠る。
- 立場の差を利用し、雑用を押しつける。

【パワー・ハラスメント】

職員が就業上の地位若しくは権限を不当に利用して他の職員に対して行う、又は学生が修学上の地位若しくは権限を不当に利用して他の学生に対して行う不適切な言動のことです。

具体例

- 飲み物を買に行かせる等、私的な用事を強要する。
- スポーツの指導と称して、平手打ちなどの暴力や暴言を吐く。

【ハラスメントと感じたら】

相手に対して、不快であることをはっきりと伝えましょう。相手に「ノー」と言えなくても自分を責める必要はありません。一人で抱え込まず、相談員や信頼できる人に相談しましょう。

相談員

本学では、ハラスメントに関する相談に対応するため相談員を設置しております。相談員については、ホームページ内のハラスメント対策にて確認してください。

相談員があなたの悩みを受け止めます。プライバシーは必ず守られますので、相談したことがあなたの不利になることはゼッタイにありません。

お問い合わせ・ご相談は、右のQRコードから

<https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/announcement/working-environment/harassment/>

QRコードで簡単に
接続できます



■国立大学のハラスメント相談窓口(国立大学協会)

<https://www.janu.jp/univ/harassment/>



情報セキュリティ

コンピュータ等を利用するにあたって注意が必要な点をまとめたものとして、鹿屋体育大学では「情報セキュリティのすすめ」を発行しています。以下に重要な点を抜粋しますので、よく確認するようにしてください。

1. ソフトウェアの管理について

1-1. ソフトウェアを常に最新の状態にしておきましょう。

- ① OS(Windows Update)やアプリケーションの自動更新を有効にしましょう。
- ② OSやアプリケーションのアップデートの通知が来たら、早急に更新しましょう。

1-2. セキュリティ対策について

使用するパソコンについては、Windowsセキュリティの設定を確認し、各種のセキュリティ対策機能が有効であることを確認してください。

※セキュリティ対策ソフトについて

セキュリティ対策ソフトを導入したからといってすべての危険性がなくなるわけではありません。個人のセキュリティ意識が肝心です。

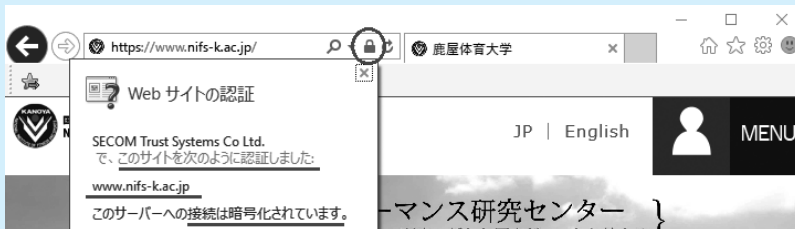
2. インターネットについて

2-1. Webページの閲覧について

- ① 安易にリンクをクリックしないようにしましょう。
※ワンクリック詐欺やフィッシングサイト等、様々な危険が潜んでいます。
- ② フォーム等に情報を入力する際は、SSLサーバ証明書を確認する習慣をつけましょう。

SSL サーバ証明書について

インターネット上でのデータを暗号化してやり取りする際に必要な証明書です。
これを見ることにより、そのウェブサイトを運営する会社等の身元を確認することができます。



フィッシングについて

Office365のログイン画面などになりすまし、入力フォームにIDやパスワードを入力させて情報を盗みます。正しいSSLサーバ証明書が表示されているか必ず確認してください。

2-2.メールの利用について

メールを使用する際は下記のことについて注意しましょう。

- ① 心当たりの無いメールは開かないようにしましょう。
- ② 知人のアドレスから送付されたメールの添付ファイルであっても、ファイル形式は必ず確認しましょう。

※差出人のメールヘッダは詐称されている可能性があります。

- ③ 大学メールの私的利用は控えましょう。(例:通販サイトへの登録など)

※標的型メール攻撃について

取引企業・官公庁や知人などの信頼性のある人に偽装し、ウイルスを仕込んだ添付ファイルを開かせたり、ウイルスに感染させるWebサイトのリンクをクリックさせるように誘導します。

3.パスワードの取り扱いについて

3-1.パスワードの文字列を長くするか複雑にして、推測されにくいものを利用しましょう。

- ① スポーツ情報センターシステムのパスワードは、長さが10文字以上で、大文字英字・小文字英字・数字記号の全てを含んでいなければいけません。
- ② パスワードには名前と誕生日の組み合わせや連続する文字列など、安易な文字列にしないでください。
セキュリティ会社の splats data が公開した、「最もサイバー攻撃に利用されたパスワードトップ100」は以下のようなパスワードです。このようなパスワードを使ってはいけません。
・安易な連続の文字列 …「12345678」「abc123」
・キーボードで並んでいる文字列 …「qwerty」「1qaz2wsx」
・辞書に載っている単語 …「football」「freedom」
・単語の一部を似た文字で置き換えた文字列 …「passw0rd」「P@ssword」
- ③ スペースを含む文章にすると効果的です。

3-2.パスワードは個人の責任の下、厳重に管理しましょう。

- ① パスワードを書いたメモなどを人の目に触れるところに置かないでください。
- ② 同じパスワードを複数のサービスで使い回してはいけません。漏洩した際に被害が大きくなります。
- ③ パスワードを管理するアプリケーションやサービスを利用するのも効果的です。

4. その他・全般

4-1.離席時のパソコンのロックについて

短時間であっても離席する場合はパソコンのロックを行いましょう。

例:Windows11の場合

【Windows キー】+【L キー】を同時に押してください。

4-2.USBメモリなどの記憶媒体の取り扱いについて

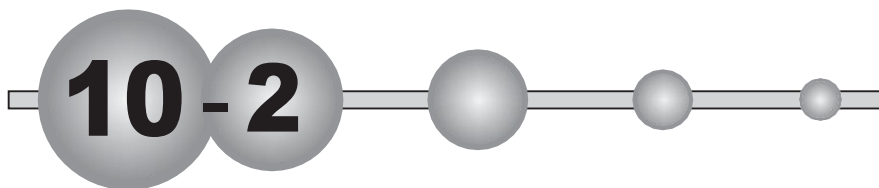
USBメモリやポータブルHDDなどの記録媒体は、紛失による個人情報漏えいのリスクがあります。使用する際は下記のことについて守りましょう。

- ① 個数や所在を常に正確に管理できるようにしておきましょう。
- ② 重要な情報が入っている記録媒体は暗号化やパスワードの設定を行いましょう。

困ったときは？

鹿屋体育大学スポーツ情報センター(0994-46-5162)までご連絡ください。

※ウイルス感染等が疑われる際は早急に連絡してください！



安全の手引(防災・防犯編)





火 災

火災が発生した場合は、落ち着いて速やかに初期消火を行うことが大切です。

《やるべきこと》

- ◎火や煙を発見したら、近くにいる人は駆けつけて燃えている物を確かめましょう。
- ◎火災を確認したら、「火事だー」と大声で周囲に知らせ、最寄りの火災報知ベルを鳴らしましょう。
- ◎火災が軽微であれば、できるだけ多くの人で消火器等を集めて、一気に消火しましょう。
- ◎同時に2ヵ所以上から出火した場合は、人命に影響を及ぼす場所の火災を優先します。
- ◎放送を聞き、その指示に従ってただちに避難しましょう。
- ◎エレベーターを避難用に使用してはいけません。(緊急停止する場合があります。)

地震(おおむね震度5弱以上の場合)

地震の被害を最小限に抑えるためには、素早く火の始末をすることと、身の安全を確保することが大切です。

《やるべきこと》

- ◎火気使用設備等の近くにいる人は、「グラッ」ときたら直ちに火を消しましょう。
- ◎ロッカーや窓のそばは、ロッカーが転倒したり、窓ガラスが割れて飛び散ったりするので危険です。
また、照明器具の落下やディスプレイなどの転倒に注意しましょう。
- ◎地震の大きな揺れは約1分です。机などの下に入り身の安全を確保しましょう。
- ◎地震によって建物がゆがみ、ドアが開かなくなることもあります。出入り口の近くにいる人はすぐ避難できるように、揺れがおさまる合間をみてドアを開けて避難口を確保しましょう。
- ◎エレベーターを避難用に使用してはいけません。もし、エレベーターに乗っているときに地震が起きたら、最も近い階に止めて脱出します。
- ◎避難は、階段を使用し落ち着いてゆっくり行動しましょう。

防 犯

的確な情報伝達が防犯対策につながります！！

※不審者を発見した人は

◎まずは、自分自身の身の安全を確保しましょう。

◎不審者の特徴等を把握しましょう。

- ・いつ、どこで見たのか
- ・現在の状況
- ・相手の特徴(性別, 顔, 年齢, 服装, 人数, 不審者の所持品)

◎速やかに学生課・総務課又は警備員室に通報してください。

※通報を受けた人は

必ず通報者から不審者の特徴や居場所を確認してください。

(土日祝日除く平日 8:30～17:15)

学 生 課 0994-46-4882

総 務 課 0994-46-4811

(上記時間外)

警備員室 0994-46-4849

◎1人暮らしの学生さんへ

近年、一人暮らしの学生を狙った性犯罪や窃盗が大学周辺で発生しています。犯行に及ぶ者は、十分に下見をして時には尾行して、一人住まいであることを確認し、入浴時や就寝中に侵入してきます。帰宅したら、直ちにドアの施錠を忘れないようにしてください。

犯行に及ぶ者は、鍵を掛け忘れたトイレ・浴室の小窓、ベランダの窓、出窓、玄関から侵入してきますので、ドアはチェーン錠をし、施錠など十分な注意を！

訪問者には、ドア・チェーンを掛けたまま開扉し対応してください。

夏場に限らず痴漢被害が発生！

暗い夜道の一人歩きは避けましょう。

- 昼間だからと安心はできません。特に、休日、人通りの少ない路地は学内といえども危険です。
- 不審者が学内にいるときは、すぐに教職員又は警備員に通報しましょう。

自衛対策のほかお互いの注意を喚起しましょう。

被害にあったら

警察においても女性の心理カウンセラーが不安や悩みの相談に応じております。

連絡先

- 鹿児島県こころの電話
 - 0994-228-9566または9567
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
 - 全国共通番号: #8891
- 性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」
 - 099-239-8787
 - 月～土 9:00～17:00(祝日, 年末年始を除く。)
- 性暴力被害者のための夜間休日コールセンターによる相談受付
 - 099-239-8787
 - 月～土: 17:00～翌9:00
 - 日・祝日: 9:00～翌9:00
 - 年末年始: 9:00～翌9:00



スポーツ事故(授業, 課外活動)

迅速な対応と的確な情報伝達が大切です。

◎まず, 事故の予防に努めましょう

- ・安全を第一に事故防止のルールを確立し, 確実に実行しましょう!
- ・安全のための研修を行いましょう。

◎事故を発見した人は, すぐに教員, 教務課, 学生課又は警備員に連絡しましょう

◎学生教育研究災害傷害保険(学研災)及びスポーツ安全保険の請求の手続きをしましょう

- ・学生課スポーツ支援係に事故発生から30日以内に届け出をしましょう。

安 否 確 認

迅速な情報伝達と行動が安否確認には必要です。

◎鹿屋を離れるときは

- ・課外活動のときは, 対外試合, 合宿・合同練習実施願を出しましょう。
- ・長期間不在にするときは, 指導教員, 顧問教員, 友人や知人に連絡しておきましょう。

◎本学関係者が大災害等に巻き込まれた, またはその可能性があるときは!!

- ・**学外実習中, 教育実習中**の学生は, 教務課キャリア支援係(0994-46-4883)に連絡してください。
- ・**留学中**の学生については, 国際・学術情報課国際交流係(国外からは+81-994-46-4922, 国内からは0994-46-4922)に連絡してください。
- ・**課外活動中**の学生については, 学生課スポーツ支援係(0994-46-4890)に連絡してください。
- ・**夜間・休日**は, 警備員室(0994-46-4849)に連絡してください。

出典: 鹿屋体育大学危機管理マニュアル



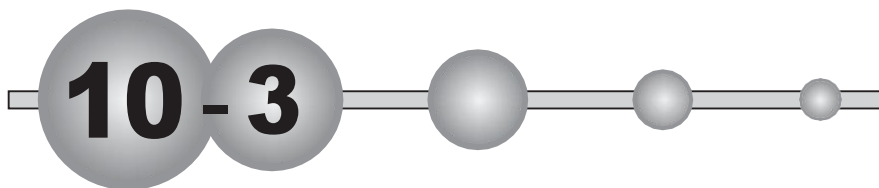
◎災害等発生時の緊急連絡に使用する安否確認システムについて

鹿屋体育大学では、災害等発生時における緊急連絡のために、安否確認システムを導入しています。このシステムは、災害が起こった際に、学生の皆様の安否確認や救助支援等に利用する重要なものです。安否確認システムからの通知がいつでも確認できるように、各自で設定をしておいてください。

【安否確認システムの情報】

システム名称: 安否確認サービス2 (トヨクモ株式会社)

※スマートフォン用専用アプリは、アプリストアで『安否確認サービス2』と検索すると出てきます。



安全の手引(実技編)



実技活動中に起こりやすい傷病の症状とその応急処置

ここでは、日常的にスポーツ活動を行っている場において、ごく一般的に起こりやすくまた、その応急処置を理解し、実践しなければならない傷病について、簡単に解説してあります。素人が処置できる範囲をこえる大きな傷病が発生した場合には、迅速に病院等に搬送して、事故を最小限に抑えることが必要です。

◎ねんざ・脱臼

(1) 症状等

関節に異常な方向から、あるいは非常に強力な力が働き、正常範囲以上の無理な動きが強いられた場合に起こります。関節包や靭帯が傷ついても、相対する二つの関節面が正しく向きあっているものを「ねんざ」と呼び、関節面が互いにずれてしまって不自然に向きあったままになっているものを「脱臼」と呼びます。

ねんざでは、損傷した部分を中心に腫れや痛みがあり、皮下出血等があります。

脱臼では関節の外観が著しく変わり、関節の動きがなくなり、無理に動かそうとすると激痛がはしり、あたかもバネで固定されたような独特の抵抗感があります。

(2) 応急処置(RICE処置)

ねんざ、打撲、肉離れなどに対して現場で行う処置です。安静(Rest)、氷冷(Ice)、圧迫(Compression)、高举(Elevation)の英語の頭文字をとって、RICE とよばれています。

R=受傷した部位をむやみに動かさないことです。

I=受傷した部位を冷やすことにより、出血を最小限に抑えることです。氷を直接皮膚に当てると凍傷を起こしたり、水泡を形成したりすることがあるので、冷やしすぎには十分注意する必要があります。

C=受傷した部位を包帯やタオルで圧迫し、出血や腫れを最小限に抑えることです。

E=腫れを軽減させるために、受傷した部位を心臓より高くしておくことです。

◎骨 折

(1) 症状等

スポーツ活動等で骨に外部からの異常な力が働き、骨組織の連続性が断たれた状態は「外傷性骨折」に分類されます。

骨折したときには内出血があり、激痛を伴います。完全骨折すると、骨のズレによる変形や、骨折部分での異常な可動性が認められ、骨折端が触れ合うあつれき音が聞こえることがあります。

(2) 応急処置

専門の医師の治療を受けるまでの処置として、創傷があるときはできるだけ清潔なガーゼか布を当て、出血がひどいときは圧迫して包帯を巻きます。痛みを軽くし、転移が大きくなることによる軟部組織の損傷を防ぐために上下の関節を含めて副木を当てます。

◎脳貧血

(1) 症状等

トレーニング中に、脳の血液量が不足しておこるもので、単なる貧血とは区別されます。脳貧血を起こすと記録の低下、スタミナの消失、動悸、発汗（冷汗）、意識の薄れ等の症状があらわれます。

トレーニング中に起こる脳貧血の原因には、偏食による鉄分の摂取不足、長時間の強い運動、胃腸粘膜からの出血、多量の発汗、女子の場合は月経による鉄分の喪失などが考えられます。

(2) 応急処置

① 意識のある時

脚を高く、頭を低くした状態で、涼しい場所に仰向けに寝かせ、バンド、衣服等を緩めて、呼吸を楽にさせます。

② 意識のない時

回復体位で寝かせ、バンド、衣服等を緩めて、呼吸を楽にさせます。



◎筋肉のけいれん

(1) 症状等

筋肉のけいれんは、長時間の運動でその筋が疲労している場合、突然強い運動をしたり、あるいは運動の仕方を突然変えたりした場合、無理な姿勢で運動を行った場合等に見られます。また、水泳のように冷温下で運動した時にもけいれんは起こることもあり、特別な運動もしないのにけいれんすることもあります。

いずれにしても筋肉痛を伴います。

(2) 応急処置

腫れや痛みが強い時は、患部を冷やしてマッサージしましょう（直後から数日間）。ただし、冷やすことで痛みが強くなる場合は、ぬるま湯程度で温めてください。

※けいれんのみの場合は、温めた方が良いですが、けいれんにより、筋や筋膜の損傷が起こった場合には、冷やした方が良いです。判断に困った場合、症状に改善がみられない場合は、専門医を受診してください。

◎脳しんとう

(1) 症状等

ボクシングやフットボール等で頭部を強打した場合や、スケートで後向きに転倒して後頭部を強打した場合等におこる一過性の意識消失で、さまざまな程度の意識障害、記憶喪失、徐脈、浅い呼吸、吐き気、嘔吐、頭痛、めまい、瞳孔反応障害等となってあらわれます。

意識障害を伴うほど強打した場合などは、必ず病院などに運びます。

(2) 応急処置

1) 首・頭を動かさず、横になったまま安静にします。

2) 氷のうやアイスバッグをタオルで包み、頭頸部を冷やします。

熱 中 症 の 分 類 ・ 重 症 度 ・ 症 状



分類	症状
I 度 重症度：軽度 <u>熱失神</u> <u>熱けいれん</u>	めまい・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともある。顔面蒼白、呼吸回数の増加などもみられることがある。  筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じる。“熱けいれん”と呼ぶこともある。  大量の発汗  ※意識：正常 体温：正常 皮膚：正常 水分やナトリウムの摂取で回復することが多い
II 度 重症度：中等度 <u>熱疲労</u>	頭痛・吐き気・嘔吐・下痢・倦怠感・虚脱感・気分の不快・判断力の低下 体がぐったりする、力が入らないなどの脱水による症状が続き疲れやすく“熱疲労”と言われる状態。放置あるいは誤った判断を行えば重症化する危険性がある。 ※意識：正常 体温：～39℃ 皮膚：冷たい 点滴が必要になることが多い 
III 度 重症度：重度 <u>熱射病</u>	意識障害・けいれん・手足の運動障害・過呼吸・ショック症状 呼びかけや刺激への反応がおかしい、体にガクガクと引きつけを起こす、真直ぐ走れない・歩けないなど。II 度（中等度）の症状に重なり合って起こる。  高体温 体に触ると熱いという感触がある。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われていたものがこれに相当する。 内臓に障害が起こったり集中治療が必要なことが多い

熱中症が疑われるときの応急処置



熱中症を疑う症状がありますか？

めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・高体温・意識障害・痙攣・頭痛・
気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・手足の運動障害

はい

呼びかけに 応えますか？ 呼びかけに対し返事はおかしくないですか？ 意識がありますか？

はい

涼しい場所へ避難し、衣服
をゆるめ体を冷やす



水分を自力で摂取できますか？

はい

水分・塩分を補給する

大量に汗をかいている場合
は、塩分の入ったスポーツ
ドリンクや経口補水液、食
塩水がよいでしょう



症状がよくなりましたか？

はい

そのまま安静にして十分に休息を
とり、回復したら帰宅しましょう

いいえ

救急車（119）を呼ぶ



- 呼びかけへの反応が悪い場合は無理に
水分を飲ませてはいけません
- 吐き気、嘔吐がある場合は、顔を横に
向け窒息予防をおこなう
- 足を高くして寝かせましょう

いいえ

涼しい場所へ避難し、衣服を
ゆるめ体を冷やす



氷やアイスバックがあれば、首、脇の
下、太ももの付け根等の大きい血管を
冷やしましょう

いいえ

医療機関へ搬送



できるだけ迅速に体温を下げることであれば、救命率が上がります。

こまめな水分補給を心がけ、「何かおかしい？」と感じたら無理をしないようにしましょう。

◎すり傷, 切り傷

土や砂などで汚れた傷口をそのままにしておくと化膿したり, 傷の治りに支障をきたす場合があります。予防接種をしていない場合や接種から年月が経っている場合は, 後で破傷風になる心配もあります。可能であれば, 傷口をすみやかに水道水など清潔な流水で十分に洗ってください。深い傷や汚れがひどい傷では, 洗浄後は傷口の清潔を保ってすみやかに医師の診察を受けてください。

◎出血

けがなどで出血が多い場合は命の危険があり, できるだけ早い止血が望まれます。

出血部位を見つけ, そこにガーゼ, ハンカチ, タオルなどを当てて, その上から直接圧迫して止血を試みてください(直接圧迫止血法)。圧迫にもかかわらず, 出血がおさまらない場合は, 圧迫位置が出血部位から外れていたり, 圧迫する力が弱いことなどが考えられます。救急隊が到着するまで出血部位をしっかり押さえつけてください。

止血の際に救助者が傷病者の血液に触れて感染症にかかる危険はわずかですが, 念のために, 可能であれば救助者はビニール手袋を着用するか, ビニール袋を手袋の代わりに使用するとよいでしょう。

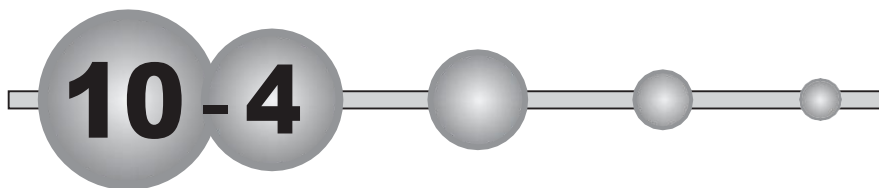
なお, 直接圧迫止血法で出血が止まらない場合はベルトなどで手足の根元を縛る。

救命処置(心肺蘇生法と救命処置 AED)

日本赤十字社では, 一次救命処置の動画をweb上で公開しています。けが人や急病人の発生または発見した時は近くに居合わせた人の適切な手当が大切です。いざという時のために, 心肺蘇生の方法やAEDの使用方法を定期的に確認しましょう。

■動画で見る一次救命処置

<http://www.jrc.or.jp/activity/study/safety/>



安全の手引（実験編）



実験室における一般的事故と安全管理

→ 【教務課教育支援係・教育企画係】

◎実験中における事故防止

実験というものは、本来未知の世界へ踏み込む冒険であるから、危険を伴わないものではありません。特に化学の実験においては対象が化学薬品であることから不注意に扱うと相手に危険であり、へたをすると命に係わることにもなりかねません。

しかし他方で事故を恐れるあまり常に尻込みしていたのでは、未知の分野を開拓することはできません。実験中においては以下のような事故が起こりやすいので、安全のために細心の注意を喚起することが大切です。

- 1) 機械的負傷
- 2) 火災とそれに伴う火傷
- 3) 爆発
- 4) 中毒
- 5) その他



◎実験上の注意事項と応急処置等

- 1) 実験上の注意事項
 - a. 室内、机上の整頓と清掃保持
 - b. 実験前の準備
 - c. 服装は活動的なものであること
 - d. 実験室内における秩序と維持
 - e. 後始末を大事に
- 2) 応急処置等
 - a. どんな場合にも、まず近くの人のうち一人は関係教員に至急知らせましょう。
 - b. 軽傷の火傷などであれば実験室備え付けの薬で間に合うが、大きな負傷の場合には病院に行く必要があるので、必ず学生証、健康保険証を携帯しておくことです。
 - c. 腐食性液体が皮膚や目に入った場合は、多量の水で洗いましょう。

◎本学における防火管理

本学は体育・スポーツを専門とする大学ですが、生理学や運動生理学、心理学、衛生学等で薬品を用いる実験も多く、また、物理学やバイオメカニクス等、機械工学的な実験等も盛んに行われています。そして、これらの実験を行うために多量の電力が使用されていることもあり、使用法を誤ると火災の原因ともなりかねません。そのために防火に向けての日頃からの心構えが重要になってきます。本学には「鹿屋体育大学防火管理細則」があり、これは実験室における火災に対してだけ適用されるものではなく、学内の総合的な火災に対する防火管理細則として定められたものです。一読しておくといでしょう。

実験器具・薬品と安全

→【研究・社会連携課研究支援係】

◎実験器具・薬品の取扱い上の注意事項

生物学や化学の実験では、しばしば危険で有毒な薬品を使います。また、実験機器も使い方を誤るとたいへん危険です。薬品や機器の使い方を誤ったために、火災や爆発により身体を損傷したり、中毒を起こしたりする事故が全国の研究施設や工場などで起こっています。したがって私たちは、実験を安全に効率よく行うために、薬品や機器に関する十分な知識を持つておく必要があります。

ここには、実験を行う際に必要な最小限の注意事項を掲げておきます。

- 1) 指導者の注意をよく聞き、指示を守る。教わったことは克明にメモし、以後の参考にする。
- 2) 機器が正常に作動していることを確認する。
- 3) 薬品は正しく保管し、使用後は必ず元のところに収納する。
- 4) 薬品が変質・変色していないかを常に点検する。
- 5) 実験に支障のない(ふさわしい)服装をする。
 - a. ネクタイなど着衣の一部が機器に巻き込まれないようにする。
 - b. 着衣の端を液体に浸さないようにする。
 - c. 薬品等を眼や皮膚に浴びないようにする。
- 6) 多少でも危険が予想される作業は、特に夜間においては安全管理上、一人では行わない。
- 7) 火気（バーナー、電熱器、アルコールランプなど）を使用する場合は現場を離れない。
- 8) 機器の後始末は適確に行う。
- 9) 実験の際に生じる廃液の後始末は厳重に行う。
- 10) 最後に実験室を離れる際は、水道栓やガス栓は必ず閉め、電熱器はスイッチを切ってコンセントを抜く。さらに点検を怠らない。
- 11) 実験に使う動物の取扱いは、本学が定めた「鹿屋体育大学動物実験規程」に従う。
- 12) 室内のほごりは実験結果に大きな影響を与え、機器の故障や不調の原因ともなるので、実験室は常に清潔に保つように心がける。

◎実験器具と薬品

1) 実験器具と使用法

ガラス器具や手術用器具は清潔なものを使わないと精密な研究成果を得ることはできません。指導者の注意をよく守ることが大切です。

2) 薬品の種類と取扱い方

実験室では、身体や環境に影響を与える薬品を使いますが、取扱いに気をつければ危険は避けることができます。薬品にはどんなものがあるか、また、どのように扱ったらよいかを簡単に示しておきます。

- a. 毒薬と呼ばれるものがあります。これは1/100グラムのレベルで身体の機能あるいは生命に影響を与えます。
- b. 劇薬は1/10グラムのレベルで身体の機能や生命を損ないます。毒薬や劇薬には試薬ビンごとに注意書きが付されていますので、この注意を守り、適正に保管されていなければなりません。
- c. 液体の試薬には、気化しやすく、引火性の強いものがあります。これらには「特殊引火物」「火気厳禁」などの表示があります。戸棚の高いところに置くと落下してビンが割れたり、また冷蔵庫の入切の火花で引火する危険性があります。
- d. 塩酸のように気化し腐食性を示す薬品もあります。また、これらの薬品は密栓し冷暗所に保管しておく必要があります。

- e. 薬品には、水と強く反応し、発熱あるいは爆発するものがあります。このような薬品は、ラベルの注意書きに従って取り扱いに注意しなければなりません。
- f. 薬品は、法律的に類別され保管方法が決められています。ビンに表示された注意書きに従って取扱い、保存すれば安全です。

人を対象とする実験について

→【研究・社会連携課研究支援係】

体育・スポーツに関する教育や研究は生理学や心理学、衛生学、社会学、統計学、情報学等多様な学問領域から行われますが、これらの教育や研究は組織や人、動物等を通じて行われるとともに、組織や人そのものが直接の対象にもなります。これらの中で人や動物を介して行われる教育・研究は「命や健康の大切さ」の視点を重視して実施されなければならないものです。さらに「人を対象とする実験（調査を含む。）」は命や健康の大切さを尊重しなければならないとともに、「人権尊重」の立場を一層強調しなければならないものです。すなわち、人を対象とする実験においては以下のような2つの不可欠な視点が求められます。

- 1) 実験の対象となる人の健康が損なわれないように配慮すること。
- 2) 実験の対象となる人の人権が侵害されないように配慮すること。

本学には、このような視点にたって実験が行われるよう「鹿屋体育大学研究倫理指針（人に関する研究）」が規定されています。この指針は、学生、教員ともに遵守すべきものです。

動物を対象とする実験について

→【研究・社会連携課研究支援係】

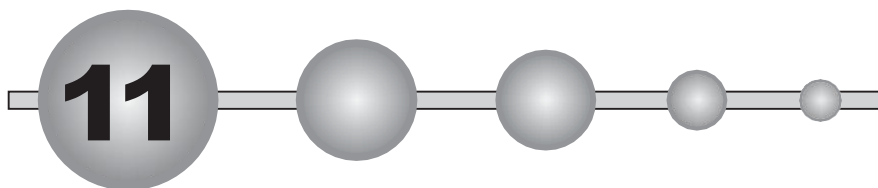
体育・スポーツにおける実験は、その成果を最終的には人間に向けようとするものであり、人間に貢献しようとするものです。しかし、運動生理学や解剖生理学など、医学の領域に近い学問分野における実験は人を直接の対象にして実験することも多いですが、人道上的立場からそれが不可能な場合に、代替的に動物を対象に行われることも多いです。

ところが動物も人間と同じく「生きもの」です。このような視点から、実験に用いる動物といえどもむやみに虐待してはならない。とするような考え方が広まり、それが「ヘルシンキ宣言」のような形となって、世界的に動物愛護の精神がうたわれるようになっていきます。

動物を対象とする実験においては以下のような2つの不可欠な視点があります。

- 1) 実験動物に無用な苦痛を与えないように配慮すること。
- 2) 実験を行う人が健康を損なうことがないように配慮すること。

本学には、このような視点にたって実験が行われるよう「鹿屋体育大学動物実験規程」が規定されています。この規程は学生、教員ともに遵守すべきものです。



研究活動等の不正行為防止

学生を巻き込んだ不正行為に注意

他大学等において、学生を巻き込んだ研究活動や研究費を使用する際の不正行為が発生しています。これらの行為は、研究や大学の信頼性を損なうだけでなく、法的な問題にも発展する可能性があります。

より良い学生生活をおくるため、研究活動のルールを理解し不正行為に加担することがないようにしましょう。

■ 研究活動上の不正行為

研究に参加し、研究成果の発表をする際は、研究活動の不正行為とならないよう客観的で検証可能なデータや資料を提示しなければなりません。

不正の種類	不正行為の内容
ねつ造	存在しないデータや研究結果等を作成する行為
改ざん	研究によって得られたデータや結果等を真正でないものに加工する行為
盗用	他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を相手の了解又は適切な表示なく流用する行為
二重投稿	同じ内容の論文を複数の学術雑誌に同時に投稿する行為
不適切なオーサーシップ	論文や研究成果において、著者としての貢献が適切に反映されない以下の行為 ・研究や論文作成に実質的な貢献をしていない人を著者として記載すること ・実質的な貢献をした人を著者として記載しないこと

■ 研究費の使用における不正行為

研究費の適正な使用は、研究活動の信頼性と持続可能性を確保するために極めて重要です。そのため、研究費を使用する際は不正使用とならないよう注意が必要です。

不正の手法	不正行為の内容
旅費の不正受給（カラ出張）	実際には出張に行っていないのに、出張に行ったように装い報告書を作成し、大学から交通費や宿泊費などを受け取る行為
旅費の不正受給（過大請求）	出張期間を短縮したにもかかわらず、変更手続きをせずに元の期間で報告書を作成し、実際の旅費よりも多くの金額を大学から受け取る行為
カラ雇用	実際には働いていない人を雇用したように書類を作成し、大学から給与を支出させる行為
物品の品替え	業者から物品を購入し大学から研究費を業者に支出させ、実際には購入した物品を業者に返品し、私的な物品に差し替える行為
目的外使用	研究費を本来の目的とは異なる用途に使用する以下のような行為 ・承認された研究課題とは異なる研究に研究費を流用すること ・研究に直接関係のない物品購入や個人的な支出に研究費を使用すること

■ 不正行為の防止対策

本学では、学生のみなさんが不正行為に巻き込まれないよう、以下の取組みを行っています。

■ 研究倫理教育（eラーニング）の受講

本学において研究活動に関わる大学院生を対象に、不正行為のリスクや影響についての理解を深めるため「研究倫理教育（eラーニング）」の受講を義務付けています。

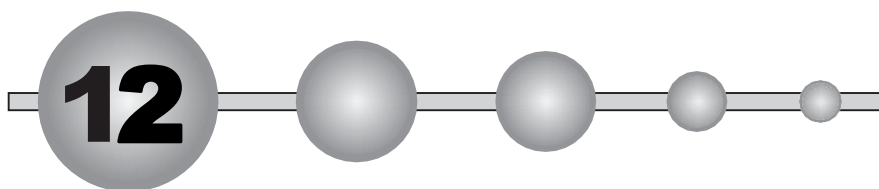
■ 研究不正及び研究費の不正使用防止のための啓発

本学における研究不正及び研究費の不正使用防止のため、大学院生及び学部学生向けに、定期的にメール及びポスター等による啓発を行っています。

■ 相談窓口

何か質問や困りごとがあれば、お聞かせください。

相談したいこと	担当課	連絡先
研究活動に関すること （論文、研究成果発表など）	研究・社会連携課 研究支援係 （図書館1階）	TEL：0994-46-4871 mail：kokusai@nifs-k.ac.jp
研究費の使用に関すること （旅費、研究補助アルバイトなど）	経営戦略課 会計室予算決算係 （管理棟1階）	TEL：0994-46-4838 mail：yoketsu@nifs-k.ac.jp



諸 規 則



諸 規 則

(*)は、学内のみ閲覧可能です。

- ・鹿屋体育大学学則
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/extramural/1-a-2.pdf>
- ・鹿屋体育大学学生規則
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/extramural/8-c-1.pdf>
- ・鹿屋体育大学学生表彰規則
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/extramural/8-c-2.pdf>
- ・鹿屋体育大学学生表彰に関する申合せ(*)
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/intramural/8-f-17.pdf>
- ・鹿屋体育大学の学生の懲戒手続きに関する規程(*)
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/intramural/8-d-1.pdf>
- ・鹿屋体育大学の学生の懲戒に関する基準(*)
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/intramural/8-f-15.pdf>
- ・鹿屋体育大学課外活動団体取扱基準(*)
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/intramural/8-f-20.pdf>
- ・鹿屋体育大学学生会館規則
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/extramural/8-c-6.pdf>
- ・鹿屋体育大学体育施設規則
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/extramural/8-c-7.pdf>
- ・鹿屋体育大学体育施設使用心得(*)
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/intramural/6-f-21.pdf>
- ・鹿屋体育大学学生の修学・学生生活指導に関する規則
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/extramural/8-c-3.pdf>
- ・鹿屋体育大学附属図書館利用規程(*)
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/intramural/10-d-1.pdf>
- ・鹿屋体育大学同窓会 会則
<https://www.nifs-k.ac.jp/alumni/association/rule/>
- ・鹿屋体育大学防火管理細則(*)
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/intramural/6-e-2.pdf>
- ・鹿屋体育大学学生規則に基づく願出書類等の様式に関する細則(*)
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/intramural/8-e-1.pdf>
<https://www.nifs-k.ac.jp/folder/regulations/intramural/8-e-1-1.pdf> (別記様式)
- ・学生会館学生ロッカー室・シャワー室等の仕様心得……………P106
- ・鹿屋体育大学厚生会会則……………P107
- ・鹿屋体育大学体育会会則……………Pエラー! ブックマークが定義されていません。

大学会館学生ロッカー室・シャワー室等の使用心得

学生ロッカー室, シャワー室, 浴室及びサウナ室の使用に当たっては次の事項を遵守すること。

(共通事項)

- 1 清潔, 整理整頓, 美化, 節水及び節電に留意し, 使用後は必ず原状に復すること。
- 2 使用期日及び使用時間を厳守すること。
- 3 火災に注意し, 火気は使用しないこと。
- 4 盗難に注意し, 貴重品は各人が管理すること。
- 5 付属設備, 備品の取扱いに注意し, 汚損し, 破損し, 又は紛失した場合は, 直ちに学生課に報告すること。
- 6 最後に使用した者は, 施設の窓等を閉め, 火気, 電気等の安全を確認のうえ, 消灯して帰ること。
- 7 その他使用に当たっては, 学生課の指示に従うこと。

(シャワー室, 浴室, サウナ室)

- 8 シャワー室, 浴室, サウナ室の使用に当たっては, 前各項に掲げるもののほか, 次の事項を厳守すること。
 - (1) 急性疾患患者, 慢性疾患患者, その他健康及び衛生上問題のある者は使用しないこと。
 - (2) 浴室, サウナ室に入るときは, 必ずシャワーを浴び, 身体をよく洗ってから使用すること。
 - (3) 浴室, サウナ室の使用に当たっては, 特に清潔及び清掃に留意すること。

鹿屋体育大学厚生会会則

昭和59年 4月 1日

最終改正 令和3年 5月21日

(名称)

第1条 本会は、鹿屋体育大学厚生会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を鹿屋体育大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、鹿屋体育大学長の監督の下に鹿屋体育大学(以下「本学という。」)における学生及び教職員のための福利厚生事業を行い、学生及び教職員の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)学用品及び日用品その他の物品の販売業務

(2)会員のためのサービス事業

(3)会員の福利厚生に対する援助

(4)その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事業委託)

第5条 本会は、前条に規定する事業の一部を他の者に委託することができる。

(会員)

第6条 本会は、次の会員をもって構成する。

(1)正 会 員 本学の学生及び教職員

(2)特別会員 理事会において特別に会員として認めた者

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1)理事長 1 名

(2)理 事 9 名

(3)監 事 2 名

(理事長)

第8条 理事長は、理事の互選をもって選出する。

2 理事長は、会務を総括し、本会を代表する。

3 理事長が欠けたときは、理事の互選により選出された者がその職務を代理する。

(理事)

第9条 理事は次の者をもって充てる。

(1)委員会から選出された者3名(うち1名は、同委員会委員長とする。)

- (2) 体育会会長, 体育会副会長, 学生宿舍会会長の3名
- (3) 総務課長, 教務課長, 学生課長の3名
- 2 理事は, 理事会を組織し, 理事長のもとで会務を処理する。
(監事)

第 10 条 監事は, 次の者をもって充てる。

- (1) 学生委員会副委員長
- (2) 経営戦略課長
- 2 監事は, 本会の会計を監査する。
(役員の任期)

第 11 条 役員の任期は, 1 年とし再任を妨げない。ただし, 欠員を生じた場合の補欠の役員の任期は, 前任の残任期間とする。

(役員の報酬)

第 12 条 役員は, 無給とする。

(理事会)

第 13 条 理事会は, 理事長が召集し, その議長となる。

- 2 理事長が出席できないときは, 予め理事長が指名する理事がその職務を代行する。
- 3 理事長は, 3 分の 1 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは, 速やかに理事会を召集しなければならない。
- 4 理事長は, 必要がある場合は, 学長, 副学長又は事務局長に理事会への出席を依頼し, 意見を求めることができる。

(審議事項)

第 14 条 理事会は, 次の事項を審議する。

- (1) 本会の運営に関する基本的事項
- (2) 重要な事業の変更に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 会則その他の規則の制定改廃に関する事項
- (5) その他本会に関し重要な事項

(議事)

第 15 条 理事会は, 理事の過半数の出席をもって成立する。

- 2 理事が出席できないときは書面をもって他の者に委任することができる。
- 3 理事会の議事は, この会則に特別の定めがある場合を除き, 出席者の過半数によってこれを決し, 可否同数のときは議長の決するところによる。

(職員)

第 16 条 本会の事業及び事務を処理するため, 職員を置くことができる。

- 2 職員は有給とする。

(経費)

第 17 条 本会の運営に必要な経費は, 次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 入会費
- (2) 事業収入
- (3) 本会の趣旨に賛同して寄せられた寄附金
- (4) その他の収入

(会費)

第 18 条 入会費は、2,000円とする。

(事業計画及び収支予算)

第 19 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度に理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(収支決算)

第 20 条 本会の収支決算は、毎会計年度に理事長が作成し、事業報告とともに監事の監査を経て、理事会の決議を受けなければならない。

2 収支決算に余剰金があるときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務処理)

第 22 条 本会に関する事務は、学生課において行う。

(会則の改正)

第 23 条 本会則の改正は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(細則)

第 24 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和59年12月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年6月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年8月30日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成27年7月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

- 2 第8条に定める理事長は、当分の間、第9条第1項第1号により選出された理事のうち、代表の者を充てるものとする。

附 則

この会則は、平成29年5月30日から施行し、平成29年5月1日から適用する。附

則

- 1 この会則は、平成31年2月27日から施行する。
- 2 厚生会理事及び監事の選出等に関する申し合わせ(平成3年3月30日)は、廃止する。

附 則

この会則は、令和3年5月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

鹿屋体育大学体育会会則

平成 7年 2月16日
最終改正 令和 6年 7月31日

第1章 総 則(名称)

第1条 本会は、鹿屋体育大学体育会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、鹿屋市白水町1番地、鹿屋体育大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、鹿屋体育大学における各種課外活動団体の活動を援助し、学生の人格形成の基礎を培い、学生生活を豊かなものとし、及び学生相互間の親睦に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 新入生に対する大学生活の意義及び課外活動団体等の紹介に関すること。
- (2) 本会の資金の各種課外活動団体への配分に関すること。
- (3) 本学の学生団体の代表者として、九州地区及び鹿児島県内の学外団体との連絡調整に当たること。
- (4) 学園祭、体育祭等の学生が主催する事業を企画及び実施すること。
- (5) 学生生活を安全かつ豊かにするための交通対策
- (6) 学生生活に関する広報に関すること。
- (7) スポーツ安全保険に関すること。
- (8) その他本会の目的達成に必要なこと。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、鹿屋体育大学の学生（大学院学生を除く。）とする。

(入会費及び会費)

第6条 本会の会費は、本学入学の際、入会費10,000円と卒業するまでの会費40,000円を納入しなければならない。

2 納入された入会費及び会費は、返還しないものとする。

3 本会の会員で5年以上本学に在学する者については、追加徴収はしないこととする。

第3章 本会の機関(機関)

第7条 本会の機関は次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 会計監査員

2 総会は、本会の最高議決機関とする。

3 役員会は、総会の決議に基づき、本会の事務を執行する。

第4章 総 会(総会)

第8条 総会は、第5条に定める会員をもって組織する。

(定期総会)

第9条 定期総会は、毎年2回開催する。

(臨時総会)

第10条 臨時総会は、次の場合に開かれる。

(1)会長が必要と認めたとき。

(2)会員の3分の1以上の署名により、その代表者から請求があったとき。

(総会の審議事項)

第11条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1)会則の制定及び改廃に関すること。

(2)重要な年間事業計画及びその事後報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4)役員の選出に関すること。

(5)その他本会の運営に関する重要事項(総会の招集、議題の公示)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会の招集及び議題の公示は、開会日の10日前までに行わなければならない。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

(総会の定足数、多数決の原理)

第13条 総会は、全会員の過半数(委任状を含む。)の出席によって成立する。

2 総会の議事は、有効投票数の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、会長又は副会長がこれにあたる。

第5章 役員会

(役員会)

第15条 役員会は、会長1名、副会長1名及び総務局長、事業局長、会計局長、渉外局長各1名及び局員をもって構成する。

2 会長は、役員会の事務を総括し、かつ、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在又は事故等のときは、その職務を代行する。

4 総務局長は、本会の総務に関する事務を分掌する。

5 事業局長は、本会の事業の企画・実施に関する事務を分掌する。

6 会計局長は、本会の会計事務を分掌する。

7 渉外局長は、本会の渉外事務を分掌する。

8 各局の局員は、局長を補佐する。

9 役員会については、役員会事務規約を設け別途定める。(新役員の任命)

第16条 新役員会の役員の任命は、現役員会の推薦する者を現役員会が総会の議に付することにより行うものとする。

第17条 役員の任期は、12月1日から11月30日までの1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 補欠の役員任命は、役員会の議を経て、会長が行い、直近の総会の承認を受けなければならない。

第6章 会計監査員

(会計監査員)

第18条 会計監査員は、2名とする。

2 会計監査員は、課外活動団体から推薦された者の中から現役員会が2名を選出し、総会の議に付して決定する。

(会計監査)

第19条 会計監査員は、会計業務が会則に従って適正に行われていることを確認しなければならない。

2 会計監査員は、帳簿を点検した場合は、監査報告書を作成しなければならない。

(会計監査報告)

第20条 会計監査員は、毎年1回会計監査報告書を役員会に提出しなければならない。

第7章 会 計

(経費)

第21条 本会の経費は、入会費、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わるものとする。

(予算)

第23条 役員会は、本会の予算を作成し、総会に提出して、その議決を経なければならない。

2 予算案は、次の手続きを経て作成するものとする。

(1)会計局長は、各局長及び各課外活動団体に年間事業計画書及び年間予算書を提出させる。

(2)会計局長は、本会の予算を作成し、役員会に提出する。

(決算)

第24条 役員会は、毎会計年度終了後、速やかに決算を会計監査員の審査に付さなければならない。

2 役員会は、前項の規定により、会計監査員の審査に付した決算を、会計監査員の意見を付して総会に提出しなければならない。

(出納)

第25条 経費の支出は、予算の定めるところにより行うものとする。

2 本会の現金は、会長名で金融機関に預金するものとする。

3 本会から各課外活動団体への資金の配分は、会計年度の開始後速やかに行わなければならない。

4 各局長は、経費の支出を必要とする場合は会計局長に請求するものとする。

5 会計局長は、本会の収入及び支出について、それぞれ帳簿を備え、記帳しなければならない。

(事務手続)

第26条 スポーツ安全保険に関する事務は、学生課において行う。

附 則

この会則は、平成7年2月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年11月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年1月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年7月31日から施行する。

役員会事務規約

この規約は、体育会則第15条に基づき定める。

第1条 体育会役員会は、各課外活動団体から選ばれた各団体各1名ずつの代表者及び有志(公募)で構成する。

第2条 各課外活動団体は、体育会役員職を各団体1名ずつ置くものとする。

第3条 各団体は、体育会役員の役員選出にあたり代表者にふさわしい人物を代表者として選出する。(適任者選出)

第4条 有志の公募については、役員候補選出の1ヶ月前までに役員会が行わなければならない。(有志不在の場合は、各団体の代表者で体育会執行部を運営する。)

緊急時連絡先

万が一事故にあったら
まずは



119番・110番へ通報を！

① 学生課学生企画係への連絡は

☎ 0994-46-4882

② 授業中の場合は

教務課教育支援係・☎ 0994-46-4865

③ 課外活動中の場合は

学生課スポーツ支援係・☎ 0994-46-4890

④ 休日、夜間の事件・事故は

警備員室・☎ 0994-46-4849

個人情報の取扱いについて

鹿屋体育大学(以下「本学」という)では、「個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人鹿屋体育大学個人情報保護規則」に基づき、以下のとおり業務遂行に係る学生等の個人情報について取得・利用・管理を行います。

【利用目的】

本学は、個人情報の取扱いについて組織的安全管理措置を講じるとともに、個人データを含む業務について、当該業務の遂行のために必要な範囲で委託する委託業務先における取扱いについても定期的に確認します。

取得した個人情報は、漏えい、流出、不正使用等が生じないよう必要な措置を講じ、厳正に対応いたします。

なお、以下に掲げる利用目的のほか、個人情報の取得時に、別途利用目的等についてご案内をする場合がありますので、ご了承ください。

- ① 本学学生としての登録、学籍管理、学生証作成・発行、履修・成績管理
- ② 学内情報ネットワークシステム、附属図書館等本学研究教育施設の利用、及び利用管理、提供サービスに係る連絡
- ③ 授業・履修・キャリア支援・卒業等に関する重要な各種通知・連絡・掲示
- ④ 授業・試験等の円滑な運営
- ⑤ 学生の安全衛生管理・学生相談・カウンセリング対応
- ⑥ 学生生活・課外活動支援、保険加入業務、遺失物連絡
- ⑦ 入学料及び授業料管理、各種奨学金管理・奨学事業を行う団体への必要情報の提供
- ⑧ 本学からご家族等連絡先への学業・生活支援に係る相談及び情報提供
- ⑨ 学生宿舎入居者管理
- ⑩ 授業料／寄宿料の債権管理、納入・引落の連絡、未納の場合の督促連絡
- ⑪ 学生・学術交流協定等による国内協定校への派遣・海外派遣留学・海外語学研修に関する支援及び派遣先・留学先・研修先への必要情報の提供
- ⑫ 各種証明書及び学位記の発行業務
- ⑬ 本学との間で雇用関係が発生した場合の人事管理、労務管理業務
- ⑭ 災害発生時の緊急連絡
- ⑮ 競技力向上及び教育研究の改善・推進等に関する調査等
- ⑯ 学術研究・知的財産・産学連携に関する調査等
- ⑰ 施設利用管理・防犯カメラの映像情報管理
- ⑱ 本学が行う広報活動に係る記事・画像・動画等作成業務
- ⑲ 広報物発送業務
- ⑳ 鹿屋体育大学同窓会活動及び体育会活動との必要情報提供業務
- ㉑ 各種点検・調査、認証評価等、国、行政及びその他団体等からの調査業務
- ㉒ 上記のほか、本学の管理・運営にかかわる業務において必要な業務

また、鹿屋体育大学同窓会及び公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団から要請があった場合は、安全確保の措置を講じた上で、本学が保有する個人情報を当該組織の業務に必要な最小限の範囲で提供することがあります。

お問い合わせ先

学生の個人情報の取扱いに関する照会・相談は下記窓口までお問い合わせください。

学生課学生企画係 0994-46-4882

その他、鹿屋体育大学個人情報保護に関する制度についての詳細は公式 Web サイトにてご確認ください。

「個人情報保護制度

URL (<https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/disclosure/privacy-policy/>)

学 生 歌

鹿屋体育大学学生歌 1

作詞 内 与詩守

作曲 大川内 国雄

1. 黒潮満ちる 錦江湾が

夢さわやかに 明けわたる日進
月歩の 理想にもえて
大きく伸びる 若人の
ああ 青春の 意気躍る
鹿屋体育大学に
ああ 青春の 意気躍る

2. 山なみゆかし 高隈山に

いのちの歌が こだまする
真理をみつめて 能力に挑み
情熱よせる 若人の
ああ 感激の 花が咲く
鹿屋体育大学に
ああ 感激の 花が咲く

3. 鹿屋の地から 世界の国へ

いま交流の 輪をひろげ
豊かな抱負を 語らいながら
未来を拓く 若人の
ああ 栄光の 旗が鳴る
鹿屋体育大学に
ああ 栄光の 旗が鳴る

鹿屋体育大学学生歌 2

作詞 石川 由紀子

作曲 大川内 国雄

1. 空高く 希望に燃ゆる 桜島

負けじと 燃えて鍛えよ
豊かな心と 美技
無限の努力 力なり
無限の努力 力なり
おお 我等が 学び誇る
鹿屋 鹿屋体育大学

2. きらきらと 夢に輝く 錦江湾

負けじと 輝き磨けよ
強い心と 美技
意志あるところに 道がある
意志あるところに 道がある
おお 我等が 学び誇る
鹿屋 鹿屋体育大学

3. 清らかに 安らぎ与う 大隅湖

負けじと 清く光れよ
やさしい心と 美技
健全な体に 心あり
健全な体に 心あり
おお 我等が 学び誇る
鹿屋 鹿屋体育大学

鹿屋体育大学エンブレム



宇宙を想像させる紺碧の空を背景に地球の中から湧き出る
鹿児島島の桜島のエネルギーと、いまや世界を代表する日の丸を
重複させ、大きな空間に若者の健全な肉体と精神の躍動の姿を
いつまでもフレッシュで、美しい自然の中で育ちつづける白と緑
のV字で形成し、それはまるで世界中に勝利と歓喜に向かって躍
動を続ける学生達の姿をシンボル化させたイメージのデザイン
です。なお、エンブレムに使われている藍色は、本学を象徴する
スクールカラーとなっています。

(創作者 川端一誠氏)

マスコットキャラクター「バララン」

キャッチフレーズ
「スポーツで未来を拓く自分を創る」



「バララン」(薔薇+ランニングの意)

「健全で明るく活力に満ちたイメージ」をモチーフに、様々な年齢に親しまれるキャラクターをデザインしました。キャラクターは鹿屋の名産である「バラ」を頭に、胸に大学のエンブレムを飾り、鹿屋体育大学を象徴しています。

地域密着スポーツブランド 「Blue Winds」

〈鹿屋市と鹿屋体育大学が共同で創設したスポーツブランド〉



鹿屋の澄んだ空と海の色、加えて鹿屋体育大学のスクールカラーである青をイメージした「Blue」と、このブランド名で、鹿屋からスポーツを通して全国へ、世界へいろいろな風「Winds」を巻き起こして地域を元気にしていくために様々な取り組みを行っていくというメッセージが込められている。

なお、「Winds」には、スポーツには欠かせない「勝利」を意味する「Win」も含まれている。

Blue Winds事業の紹介



事業名	内容
カレッジスポーツデイ	鹿屋体育大学の課外活動団体(部活動)の試合に、多くの市民の方に観戦を楽しんでもらう取組。 子どもから高齢者まで幅広い方に楽しんでもらえるように、プロモーション活動や試合を盛り上げるためのハーフタイムショー等の仕掛けづくりを行っている。
スポーツをカタルガ！	スポーツの価値を数字(データ)で伝えることができる人材を育成するセミナー。アナウンサーとしてスポーツ取材や実況をされていた方を講師にお招きし、全8回程度開催している。受講生はカレッジスポーツデイで実際に現地での実況・解説を行っている。
スポーツで自由研究をしよう！	小学生の子どもたちの夏休みの自由研究について、スポーツや運動をテーマとした研究への相談会を開催している。学生がチームを組んで指導を行っている。
NIFS Labo	中学生の運動部活動に所属する生徒に、アナリストや指導者の立場を知ってもらい、スポーツの分析や指導を体験してもらうプログラム。
多世代交流ミッションウォーキング事業	大学の中のウォーキングコースで、スポーツに関するクイズや運動のミッションをクリアしながら、ウォーキングを楽しんでもらうイベント。
みるスポーツ支援人材育成事業	本学で開催しているBlue Winds事業や公開講座等の事業の運営に、鹿屋市のスポーツボランティアに参加してもらう事業。

Blue Winds学生マネジメントスタッフ

Blue Winds事業の企画・運営を担ってくれるBlue Winds学生マネジメントスタッフ(MS)を募集しています。

学生MSの活動で身に着けてほしいこと、求めるもの



【学生MSの活動で身に着けてほしいこと】

- ・従来の方法にとらわれない**柔軟な企画力**
- ・実践を通じた**事業運営力、課題発見力の向上**
- ・スタッフを率いることができる**リーダーシップ**

【学生MSに求めるもの】

- ・Blue Winds**イベントパッケージの確立**
- ・時代のニーズや地域課題に応じた**イベントや広報活動の展開**

学生生活に関する問合せ先一覧

学生生活を送る上で、学生の皆さんに関連する主な事務の連絡先は下表のとおりです。
相談等がある場合は、気軽に連絡し、その指示に従ってください。
また、下表にある電話番号またはメールアドレスから連絡があった場合は、大学からの連絡です。
必ず電話に出たり、メールを見るようにしてください。

問 合 せ 事 項	担 当 課	担 当 係 等	電話番号	eメールアドレス
学生生活指導全般に関すること	学 生 課	学生企画係	0994-46-4882	gakusei@nifs-k.ac.jp
盗難・交通事故等の届出に関すること				
学園祭(蒼天祭)に関すること				
学内駐車場使用許可の申請に関すること				
アルバイトに関すること				
奨学金に関すること		生活支援係	0994-46-4888	gaku-s3@nifs-k.ac.jp
授業料・入学科免除に関すること				
学割に関すること				
学生宿舎に関すること		スポーツ支援係	0994-46-4890	sports@nifs-k.ac.jp
課外活動に関すること				
傷害保険及びスポーツ保険に関すること				
体育施設の使用に関すること				
ボランティア活動に関すること				
けがや病気, 精神衛生上の相談に関すること	保健管理センター	事務室	0994-46-4902	hokekan@nifs-k.ac.jp
合宿研修所の使用申請に関すること	施 設 課	計画係	0994-46-4852	sisetu@nifs-k.ac.jp
入学科・授業料等の納入に関すること	経営戦略課会計室	出納係	0994-46-4841	suitou@nifs-k.ac.jp
学外スポーツ実習・介護等体験に関すること	教 務 課	キャリア支援係	0994-46-4883	gaku-in@nifs-k.ac.jp
教員免許状に関すること				
企業等求人案内・教員公務員試験に関すること				
就職情報に関すること				
授業・成績・証明書に関すること		[学部] 教育支援係	0994-46-4865	kyoumu1@nifs-k.ac.jp
休学・退学・復学に関すること		【大学院】 教育企画係	0994-46-4862	kyoumu-s@nifs-k.ac.jp
		入試係	0994-46-4869	nyushi@nifs-k.ac.jp
入学試験・募集要項・受験相談に関すること				
図書の閲覧・貸出・リファレンスサービス,学術研究紀要に関すること	国際・学術情報課	図書サービス係	0994-46-4874	jyo-sa@nifs-k.ac.jp
外国人留学生・交換留学生に関すること		国際交流係	0994-46-4922	kyoumu2@nifs-k.ac.jp

※上記項目に当てはまらない場合は、学生課学生企画係へ連絡してください。
また、何か困っていることや悩んでいることがあれば、「学生なんでも相談窓口」([0994-46-4882/gakusei@nifs-k.ac.jp](mailto:gakusei@nifs-k.ac.jp))に連絡してください。

編集・発行 国立大学法人

鹿屋体育大学学生課

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地

TEL 0994-46-4882